

国際武器移転史 第 14 号 2022 年 7 月

<目 次>

論説

The Humanitarian Industrial Complex: A Critique of Global Humanitarian Work and the Need for Reforms BINALAKSHMI NEPRAM (1)

Racism in the Development and Humanitarian Aid and Advocacy Sector
..... TAMARA ENOMOTO (9)

第一次世界大戦期日本の対中国武器輸出の展開と構造―日中軍事協定期（1918-1921）を中心にして― 瀬戸 厚 (17)

海軍航空機生産体制の形成に果たした 臨時軍用気球研究会等の役割と影響 ―海軍省の航空に関する調査活動の実態と海軍航空独立への軌跡を求めて― 千田 武志 (47)

研究ノート

アゾフ・ノート ―ウクライナ戦争とパラミタリー― 佐原 徹哉 (75)

編集後記

明治大学国際武器移転史研究所編

The Humanitarian Industrial Complex: A Critique of Global Humanitarian Work and the Need for Reforms[†]

By BINALAKSHMI NEPRAM*

Humanitarianism nowadays seems to be having an identity crisis. We live in a world where wars and conflicts are on the rise and the United Nations (UN) as an institution seems unable to stop the violence. The UN was born in 1945 following the two world wars to address global humanitarian multilateral issues. Years later, in 2006, a Global Humanitarian Platform was created¹ and a decade after that, the World Humanitarian Summit was held in Istanbul in May 2016, which became a pivotal UN moment.² Former UN Secretary-General Ban Ki-moon then put forward a new Agenda for Humanity, calling on global leaders to stand up for common humanity and reduce humanitarian suffering. In 2019, global humanitarian aid amounted to a \$29.6 billion industry, and in the same year a total of 483 humanitarian workers were killed, kidnapped, or wounded, with pandemic and health workers making up 40 per cent of the fatalities.³ The paper will delve into historical aspects of humanitarian work and also how the work is often skewed in terms of being used to downplay the damages done by empires and their violent politics. In the past decades, the global humanitarian industry has been facing numerous challenges both on a normative level and in practice. This paper will discuss three challenges that the global humanitarian industry faces and the future ahead for the industry.

I Politics in a Nihilistic Age and the Fiction of Humanity

A humanitarian is often described as a person who is involved in or connected with improving people's lives and reducing suffering.⁴ Every year, the UN commemorates 19 August as World Humanitarian Day.⁵ The origin of modern Western humanitarian work is often traced to the setting up of the International Committee of the Red Cross in 1863 by Henry Dunant who saw the suffering in the Battle of Solferino. Dunant also called for the development of international treaties to guarantee the neutrality and protection of those

[†] This article is based on a paper presented at 'Online Symposium Past, Present and Future of Humanitarian and Development Aid: Rethinking the Aid Sector with Binalakshmi Nepram' on 4 February 2021.

* Author's Affiliation: Binalakshmi Nepram, founder of the Manipur Women Gun Survivors Network.

¹ Agier, 'Humanity as an identity', p. 35.

² United Nations, 'Agenda for Humanity', <https://www.unocha.org/about-us/agenda-humanity> (Last accessed on 25 April 2022)

³ Information available at [Aidworkerssecurity.org](https://aidworkerssecurity.org)

⁴ Cambridge Dictionary, <https://dictionary.cambridge.org/us/dictionary/english/humanitarian>

⁵ United Nations, 'World Humanitarian Day', <https://www.un.org/en/observances/humanitarian-day> (Last accessed on 25 April 2022)

wounded as well as medics and field hospitals. The 1864 Geneva Convention emerged out of Dunant's ideas and in 1901 he received the first Nobel Peace Prize for his work⁶. Various other humanitarian organizations emerged during the nineteenth and twentieth centuries, especially following the two world wars in which nearly 100 million people were killed.

One of the challenges of the humanitarian industry is what Michel Agier calls the creation of 'the fiction of humanity', that emerges out of a humanitarian age which he refers to as a 'world of nameless victims based on the fiction of humanity as an identity and conflating universalism and globalisation'.⁷ Agier gives the term 'the hierarchy of misery' with reference to how wars and conflicts around the world have happened due to imposition of a single thought and ideology and there is always the people, the community, the others who face the brunt of skewed balance of power. As for instance, it is the colonization done by the global North which has resulted in exploitation of the global south and the hierarchy of misery continues till today in today's world. According to Agier, 'The right to live in a humanitarian fiction is attributed to a generic human just in so far as he is recognized in a double form as the universal victim, the displaced person, the refugee woman, or the refugee child'.⁸

The 'fiction of humanity', constructs 'humanity as an identity', and strengthens it based on the ideological universalization and organizational globalization which consists of a world of Sport Utility Vehicles (SUVs), trucks, cars, tanks, UN agencies, and humanitarian organizations. This is akin to a 'humanitarian government' whose principle of apparatus is a network that takes the shape in the many spaces and is dispersed across the globe.⁹ Agier demonstrates that, inside the refugee camps, the refugee is divided into distinct sub-categories of misery. All social conflicts in the camps are also conflicts over the meaning of the words of the humanitarian discourse such as the word 'ethnic' vs 'expatriates', 'westerners', 'refugee', 'vulnerable', 'aid', and 'UN'. There are notions of 'tent chiefs', 'ministers', and 'preachers'.¹⁰

II The Humanitarian World as a Globalized Apparatus and Humanitarian Projects as the Left Hand of the Empire¹¹

The second challenge in the humanitarian world can be attributed to the emergence of a globalized apparatus that uses the label 'humanitarianism'.¹² This apparatus consists of organizations, networks, agents, and financial means distributed across the different countries and crises crossing the world as they herald a 'universal' cause referred to as the 'moving sovereignty' which means a simple implemented by various organizations and agents – people who often are committed and trained in the disciplines of human rights and social and political science or in the profession of health or humanitarian logistics.¹³ A single global mobility thus emerges that is regulatory in nature with surveillance

⁶ New World Encyclopedia, 'Humanitarian Aid', https://www.newworldencyclopedia.org/entry/Humanitarian_aid (Last accessed on 25 April 2022)

⁷ Agier, 'Humanity as an identity'.

⁸ Ibid. p. 39.

⁹ Ibid. p. 34.

¹⁰ Ibid. p. 42.

¹¹ Agier, 'Humanity as an identity'.

¹² Ibid. p. 34.

¹³ Ibid. p. 33.

administration that affects individual mobility.¹⁴ The globalized apparatus involves not just NGOs but all actors, that is, private, public, government, inter-governmental, NGOs, and UN. In the article, 'Humanity as an identity and its political effects', Michel Agier calls 'Humanitarian Projects as the left hand of the Empire'.¹⁵ According to him, 'The left hand smoothens over the damage wrought by military intervention and striking with one hand and healing with the other'.¹⁶ He also states that as war is constantly brewing, the compassion and the care actually provided by the humanitarian projects serves as a 'politics of containment' of poor countries and of the migratory flows coming in from areas that are politically, sociologically, or ecologically weakened.

In the politics of the nihilistic age, defined by multiple ages which are disconnected from one another and contained in space and time, an identity emerges between the 'whole', represented by the state, institutions of 'international community', or even by the 'world', while on the other hand is 'humanity'. It is only the gathering of the equals that constitutes the space of freedom and the possibility of the public.¹⁷ Scholars Aleinikoff and Zamore thus describe a world that is facing record numbers of persons displaced by conflict and violence where more than 70 million people have been forced from their homes; they also describe an emergence of an international regime of norms and a comprehensive set of practices for the relief of refugees that has developed and is referred to as the 'arc of protection'¹⁸, an international refugee regime that remains fundamentally broken.¹⁹

III Inequality and Racism Within Humanitarian Industry

The third challenge in the humanitarian industry can be understood from the highly unequal resource allocation and the skewed nature with which the global humanitarian industry operates as for instance the United States provides more than any other nation to global humanitarian relief efforts while it continues to be the top military spender in the world having 800 plus military bases. Besides USA, the nine other top humanitarian donor countries are Canada, the European Union (EU), Germany, Japan, Saudi Arabia, Norway, Sweden, the United Arab Emirates, and the United Kingdom.²⁰ It is to be noted that a dozen international non-governmental organizations control 90 per cent of the total funding of the humanitarian Non-governmental organizations (NGOs).²¹ According to Graham Hancock, author of the book, *The lords of poverty*, some 80 per cent of the overall expenditures of the various UN bodies engaged in 'relief and development' work goes towards personnel and related costs. Hancock describes the 'perks' enjoyed by the staffers of 'Development, Inc.', including first-class travel, six-figure salaries, and lavish conferences.²² Hancock writes that most foreign aid programs are 'designed by foreigners and implemented by foreigners using foreign equipment and foreign markets'. According to Peter Hoffman, humanitarianism is increasingly instrumentalized by donors and belligerents as an orientation between the works of North as sacred and the South as suffering and secondly

¹⁴ Schiller and Salazar, 'Regimes of mobility'.

¹⁵ Agier, 'Humanity as an identity'.

¹⁶ Ibid. p. 29.

¹⁷ Ibid. p. 30.

¹⁸ Aleinikoff and Zamore, *The arc of protection*.

¹⁹ Ibid.

²⁰ Hartman, 'Top humanitarian'.

²¹ Agier, 'Humanity as an identity', p. 35.

²² Sherman, 'Lords of poverty'.

what he calls the ‘fetish’ of the humanitarian aid organization that values the mantle and response more than saving lives.

In his book, *Humanitarianism, war and politics*, Peter Hoffman writes about the ‘humanitarian industrial complex’.²³ In a podcast titled ‘Critical humanitarianism and the politics of aid work with refugees’,²⁴ Hoffman also states that critical humanitarianism must be seen as a way of understanding the ‘international sacrificial order’ and that humanitarianism is having an identity crisis. There are challenges that one must address as, for instance, when UN High Commission for Refugees (UNHCR) started in 1967, it was meant to help refugees in Europe only. Now UNHCR runs refugee camps all over the world and the camps themselves have become a problem. Refugee camps have become places of inhuman conditions where people are dehumanized and objectified.²⁵

The ‘infantilization’ of refugee camps, where refugees are often portrayed as people without agency is also one of the concerns. Hoffman states that ‘refugees are enormously resilient’ and do not want to be infantilized, and he talks about the ‘refugee economy’, which is becoming a source of growth and describes how the proto-typical camp is disappearing. Hoffman also argues that the responsibility to protect comes as an arm of ‘imperialism’ and hence the system is as explained above built on hierarchy.

IV Securitization of Humanitarian Work

The fourth challenge that can be identified about the global humanitarian industry is its securitization; for instance, Didier Bigo writes that migration is increasingly interpreted as a security problem. The prism of security analysis is especially important for politicians and others who benefit from this.²⁶ Competition for budgets and missions and the transformation of technologies uses such tools as computerized data banks, profiling and morphing, electronic phone tapping, and so forth. Didier Bigo calls it the ‘Europeanization and the westernization of the logics of control and surveillance of people beyond national policies’.²⁷ In refugee camps, thus, one can see the paradigm of a humanitarian space that is ‘total’ and, at least in theory, revels in tension. An apparatus of power that consists of profiling, recording, control, and enclosure that realizes itself locally in a governmental space that does not need ‘democracy’ in order to operate.²⁸ The camp then becomes a metaphor and the concrete fulfilment of the exceptional treatment of a human ‘waste’ that has no voice and no place in the world, a way of managing the undesirables, in which humanitarian government operates, as it were, as a ‘subsidiary’ form of ‘government of the world’.²⁹ There is a dialectics of hospitality and hostility, of host and hostage.

Jacques Derrida gives a psychological reading of it when he says, ‘One can become virtually xenophobic in order to claim the protection of one’s own hospitality’.³⁰ The continued importance of camps, the development of waiting areas on the borders, or the ‘internal asylum’ areas in the global South are part of a broader political process that

²³ Hoffman and Weiss, *Humanitarianism*.

²⁴ Hoffman, ‘Critical humanitarianism’.

²⁵ Ibid.

²⁶ Bigo, ‘Security and immigration’.

²⁷ Ibid. p. 64.

²⁸ Ibid. p. 42.

²⁹ Ibid. p. 49.

³⁰ Derrida, *Of hospitality*, p. 53.

secures any position for humanitarian action in the world at large.³¹ The camps become the most developed example of the contemporary governmental reality and assume extra-territoriality, relegation and exception.³²

V Covid-19 Pandemic and Continued Relevance of Humanitarian Work

In view of all this, can one assume the demise of humanitarianism? The following analysis proves otherwise. Today, the total global infection of Covid-19 stands at more than 100 million, and more than 2 million people have died since the pandemic erupted. The virus has also affected the free movement of people within communities and nations. The UN Security Council led by Secretary-General Antonio Guterres approved UN Resolution 2532, which supported a months-long ceasefire. Some governments have used Covid-19 to justify strict immigration enforcement measures that directly impact the safety and mobility of asylum seekers and refugees seeking protection internationally.³³

The UNHCR announced on 22 April 2020 that 161 countries from all over the world had fully or partially closed their borders in an attempt to contain the spread of Covid-19.³⁴ According to Alex Aleinikoff, ‘millions of migrant workers have been rendered immobile, unable to work or to continue to send money to families back home. Millions of others have been forced to leave cities for home villages, and countries of destination for countries of origin, as jobs have disappeared’.³⁵ The International Rescue Committee estimates that there would be over there could be 1 billion infections and that 3.2 million deaths could be seen in 34 fragile nations.³⁶

The implementation of lockdowns by many countries from the global North and global South have impacted 1.6 billion informal workers, with women being affected the most.³⁷ The Covid-19 pandemic echoes the calls of the Grand Bargain, which was launched during the World Humanitarian Summit in Istanbul in May 2016. The Grand Bargain is a unique agreement between some of the largest donors and humanitarian organizations who have committed to get more means into the hands of the people in need.³⁸

During Covid-19, numerous international and local humanitarian organizations have urged governments to reopen borders for displaced peoples seeking protection across the borders. While governments have used the public health crisis to justify strict immigration enforcement measures that directly impact the safety and security of asylum seekers, humanitarian organizations such as Amnesty International have fought against the abrupt closures and claimed that they directly violated international refugee law. During Covid-19, several indigenous people, women, and marginalized groups also worked for many who were stranded and gave humanitarian relief and support.

Several groups, such as the Danish Refugee Council and the Red Cross, also supported vulnerable populations around the world and provided psychological support including providing access to legal aid, supporting quarantined shelters, and distributing food and other items. Doctors Without Borders also worked to move refugees at high risk from

³¹ Agier, ‘Humanity as an identity’, p. 38.

³² Ibid. p. 38.

³³ Ibid. p. 9.

³⁴ Ibid. p. 4.

³⁵ Aleinikoff, ‘The fragility’.

³⁶ Kim, et al., *The impact of*.

³⁷ Ibid.

³⁸ Ibid.

Greece into hotels on the mainland.³⁹ There is work that still needs to be done and it is critical that organizations work together in order to support one another and address this global issue coherently and strategically.⁴⁰

The UN continues in spite of challenges to be one of the most engaged humanitarian actors, building isolation wards, conducting temperature screening, and providing hygienic kits. The International Organization for Migration and United Nations Children's Fund (UNICEF) also initiated a relocation program during Covid-19 to ensure that 49 unaccompanied refugee minors were rehabilitated from Greece to other EU member states such as Portugal and Finland.⁴¹ Another important aspect of the Covid-19 crisis was in the field of education, where 1 billion children were feared to be out of the education system in the developing world. Several agencies of UNICEF worked during the pandemic to ensure that children in refugee and other displaced camps still have access to education. It is critical to recognize the central role of civil society and other relevant local stake holders in addressing the gaps left by national governments and international institutions.⁴²

VI The Global Humanitarian Industry Needs Rethinking

The underlying values of humanitarianism we would like to believe are universal and the notions of charity and solidarity with fellow human beings are well rooted in our cultures and belief systems. On the other hand, the formal international humanitarian system and its principles, organizational architecture, and standards, which have their origins in Western Europe and North America and, culturally, in the Western value system, is under scrutiny⁴³. Several scholars have reiterated that humanitarian action was born and matured at a time when the West was dominating. This dominance of the West is increasingly being challenged and today's international humanitarian action reveals a rise in 'non-Western' or 'non-traditional' donors and operational actors, which will only increase in the years to come.

³⁹ Ibid. p. 18.

⁴⁰ Ibid. p. 17.

⁴¹ Ibid. p. 18.

⁴² Ibid. p. 29.

⁴³ Labbé, *Rethinking*.

The Humanitarian Industrial Complex

References

- Agier, M., 'Humanity as an identity and its political effects (a note on camps and humanitarian government)', *Humanity: An International Journal of Human Rights, Humanitarianism, and Development*, 1:1 (2010), pp. 29-45.
- Aleinikoff, A., 'The fragility of the global mobility regime: what states could not do on their own, the virus has completed', *Public Seminar*, 19 May 2020. Available at <https://publicseminar.org/2020/05/the-fragility-of-the-global-mobility-regime/> (Last accessed on 25 April 2022)
- Aleinikoff, A. and Zamore, L., *The arc of protection: reforming the international refugee regime* (Stanford, 2019).
- Bigo, D., 'Security and immigration: toward a critique of the governmentality of unease', *Alternatives*, 27 (2002), pp. 63-92.
- Derrida, J., *Of hospitality: Anne Dufourmantelle invites Jacques Derrida to respond* (Stanford, 2000).
- Hartman, L., 'Top humanitarian donors come together to face global challenges', *Share America*, 20 September 2020. Available at <https://share.america.gov/top-donors-come-together-to-face-global-challenges/> (Last accessed on 25 April 2022)
- Hoffman, P., 'Critical humanitarianism and the politics of aid work with refugees', (podcast) *Borderlines*, 11 May 2018, Available at <https://border-lines.com/podcast-episode-1> (Last accessed on 25 April 2022)
- Hoffman, P. and Weiss, T. *Humanitarianism, war and politics: Solferino to Syria and beyond* (Lanham, 2017).
- Kim, J. et.al., *The impact of COVID-19 on forced displacement: addressing the challenges and harnessing the opportunities of a crisis* (Reference paper for the 70th anniversary of the 1951 Refugee Convention), Available at https://www.unhcr.org/people-forced-to-flee-book/wp-content/uploads/sites/137/2021/10/Julie-Kim-et-al_The-Impact-of-COVID-19-on-Forced-Displacement.pdf (Last accessed on 25 April 2022)
- Labbé, J., *Rethinking humanitarianism: adapting to 21st century challenges* (New York, 2012).
- Schiller, N. G. and Salazar, N. B., 'Regimes of mobility across the globe', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 39:2 (2012), pp. 183-200.
- Sherman, A., 'Lords of poverty and servants of the poor', *Stewardship Journal*, Winter 1991 (1991), Available at <http://www.centeronfic.org/v2/equip/publications/articles/LordsPovertyServantsPoor.pdf> (Last accessed on 25 April 2022)

Racism in the Development and Humanitarian Aid and Advocacy Sector[†]

By TAMARA ENOMOTO*

The Black Lives Matter movement in 2020 served as a catalyst for debate on not only police reform in the United States but in other fields and sectors, including the development and humanitarian aid and advocacy sector. Often looked upon as a ‘do-good’ sector, raising issues of racism and discrimination entrenched in the sector once seemed incongruous. However, as the Black Lives Matter movement brought to the fore the systemic, structural, and widespread nature of racism, the logical conclusion was that this sector may not be immune to racism. Calls mounted for the sector to tackle the impacts of racism, organizations were openly called out for their racist practices and systems, and a number of testimonies were posted on social network platforms. This article introduces some of the major issues raised in the last two years and points out some quarters of the sector in which it still seems difficult to openly discuss racism.

As the Black Lives Matter movement spread across continents and sectors after the death of George Floyd in Minneapolis, Minnesota, on 25 May 2020,¹ we have been seeing moves to challenge racism embedded in the development and humanitarian aid and advocacy sector. Although the sector’s organizations, especially non-governmental organizations (NGOs), initially issued statements and articles in support of the Black Lives Matter movement and affirmed their commitment to educating the public about racism, this was soon followed by a cascade of critical comments on racism prevalent in the sector itself.² This article reviews some of the major issues discussed in the last two years and points out those quarters of the sector in which issues of racism are rarely discussed openly.

I RACISM IN THE DEVELOPMENT AND HUMANITARIAN SECTOR

When the Black Lives Matter movement sought to expose the systemic, structural, and widespread nature of racism, a logical conclusion was that the development and humanitarian aid and advocacy sector may not be immune to racism. While such criticism

[†] This article is partially based on a presentation at ‘Online Symposium: Past, Present and Future of Humanitarian and Development Aid: Rethinking the Aid Sector with Binalakshmi Nepam’ on 4 February 2021. The author worked at Oxfam and was in charge of humanitarian policy and advocacy from 2003 to 2015, has been a consultant to Terra Renaissance, a Japanese NGO, since 2015, and has been involved in international advocacy campaigns and networks on arms control. Some parts are based on the author’s experience. The research conducted to write this article was funded by JSPS KAKENHI, grant numbers 16K17075, 18H03606, 21K13250, 22H00920, and 22H03828.

* Author’s Affiliation: Tamara Enomoto, Professor, Organization for the Strategic Coordination of Research and Intellectual Properties (Research Institute for the History of Global Arms Transfer), Meiji University.

¹ Silverstein, ‘The global’.

² Bruce-Raeburn, ‘Opinion’; Peprah, ‘Opinion’; Slim, ‘Is racism’.

provoked resistance and discomfort in some quarters of this sector, others have claimed that continuing to ignore the presence of racism is no longer an option.³ In fact, there has been a growing call for the sector to tackle the impacts of racism, white supremacy, colonialism, inequality, gender prejudice, and patriarchy, all of which are deeply entrenched in our sector's power structures.⁴

Past research shows that the system favours white people over their peers of colour by placing them in positions of leadership, and those at the decision-making table in aid and advocacy organizations do not reflect the demographic profile of the communities they serve.⁵ For instance, survey results released in 2016 found that in the United Kingdom's aid sector only 3 per cent of its chief executives were people of colour, and black workers with degrees earned on average 23.1 per cent less than white workers.⁶ In another survey, nearly every participant of colour had a story about how the dominant policies, practices, and cultures had marginalized them.⁷ From experiences of overt racial discrimination to micro-aggressions and adverse workplace cultures, the participants described racism they had experienced while working in the development sector.⁸ As asserted by Lena Bheeroo et al., '[t]he shocking irony is that international NGOs purport to promote human rights and equality for all communities around the world, yet our workforces have a systemic racism and inequality problem.'⁹

Following the Black Lives Matter movement, structural racism and racist behaviours and attitudes that were overlooked in the sector have been widely discussed in social media under hashtags such as #DecolonizeDevelopment, #AntiRacistInAid, #RethinkingHumanitarianism, and #AidToo. Aid and advocacy organizations have been called out openly. For instance, over 1,000 current and former members of Médecins sans Frontières (MSF) signed a searing open letter, suggesting that the organization was run by a 'privileged white minority' and that it had 'failed people of colour, both staff and patients'.¹⁰ Former and current staff members of other organizations, including Amnesty International,¹¹ Catholic Relief Services,¹² International Women's Health Coalition (IWHC),¹³ Nobel Women's Initiative,¹⁴ and Women Deliver,¹⁵ have also issued statements and testimonies about the widespread and persistent nature of racial discrimination, exclusion, and white supremacy in their organizations and in the sector as a whole.

In aid-recipient countries, local staff members are routinely hired by aid organizations on short-term contracts with limited access to safe, secure working and housing conditions, while those from the donor countries are given safe housing and access to resources.¹⁶ Internal reports of unequal treatment and injustice are ignored or dismissed.¹⁷ Racism, inequality, gender prejudice, and patriarchy in the sector have created an infamous hotbed for sexual abuse and sexual exploitation of people in aid-recipient countries committed by the aid workers who are there to alleviate suffering, not perpetuate it—an issue which has

³ Nwajiaku-Dahou and Leon-Himmelstine, 'How to'.

⁴ For instance, see Balk, 'A time'; The New Humanitarian, 'Readers react'.

⁵ Bheeroo, Billing, Ampomah, Mafethe, and Lally-Francis, 'Time to'.

⁶ Trades Union Congress, 'Black workers'.

⁷ Bheeroo, Billing, Ampomah, Mafethe, and Lally-Francis, 'Time to'.

⁸ Ibid.

⁹ Ibid.

¹⁰ Foulkes, 'Humanitarians'. For testimonies by former MSF staff members, see Majumdar, 'Bearig'.

¹¹ Parveen, 'Amnesty International'.

¹² Amin, Parker, and Dodds, 'Exclusive'.

¹³ Adelman, 'I've seen'.

¹⁴ Oppenheim, 'Nobel Women's Initiative'.

¹⁵ Adelman, 'I've seen'.

¹⁶ Agaba and Anonymous, 'Opinion'; Secret aid worker, 'Secret'.

¹⁷ Ibid.

been widely reported since February 2018 with the disclosure in *The Times*¹⁸ of a case of sexual abuse and exploitation by Oxfam staff members in Haiti. Often, such misconduct and crimes were covered up; victims and whistleblowers were threatened, while perpetrators went unpunished.

II ‘LOCALIZATION’

In 2016, at the World Humanitarian Summit, donors and UN agencies signed a document comprising 51 decisions to make humanitarian aid more effective.¹⁹ This is called the ‘Grand Bargain,’ which had 63 signatories (25 nations including Japan, 11 UN Agencies, five inter-governmental organizations and Red Cross/Red Crescent movements, and 22 NGOs), representing around 84 per cent of all humanitarian donor contributions in 2019. It commits donors and aid organizations to provide at least 25 per cent of global humanitarian funding to local and national responders as directly as possible by 2020. However, the 2020 Global Humanitarian Report revealed that the overall percentage of funding disbursed directly to local and national responders fell from 3.1 per cent in 2016 to only 2.1 per cent (USD 444 million) in 2019. As the majority of humanitarian funding goes to non-national outside agencies, such as large international NGOs and UN agencies, the ideas and priorities of those organizations tend to be reflected in how projects are developed and implemented.

Ideologies, practices, and research agendas of the powerful have been routinely normalized and legitimized, and the values and norms underpinned by racist and racializing ideas have been promoted as something universal that must be respected.²⁰ There were indeed moments in the past when Western humanitarian aid organizations, such as Oxfam and MSF, questioned Western ideas, such as the core humanitarian principles of neutrality, impartiality, and independence. In the 1990s, these principles based on deontological ethics were criticized, especially the neutrality principle, as being potentially harmful and causing undesired consequences.²¹ But the alternative approach—the so-called ‘new humanitarianism’ based on consequentialist ethics—also looks Western-centric.²² Supporters of the new humanitarianism argued that humanitarian aid should be provided in a way that brings about good consequences and withheld when it is unlikely to contribute to them, and they justified taking sides with warring parties and expressing political positions on the humanitarian situations in which they work. However, the question arises as to who decides what consequences are good, who draws the line between deserving and undeserving victims, who decides which warring parties are just, and who decides which political positions should be advocated at UN meetings and other influential fora—those who control and manage the humanitarian aid funding?

In such a sector, whose expertise is valued, whose voices are heard, who holds the levers of power, and who gets a vote? After the Black Lives Matter movement, citizens and aid workers in aid-recipient countries have come forward on Twitter and other platforms with painful experiences of having their ideas, suggestions, and knowledge trivialized or ignored. Their knowledge was often treated as worth less than the view of Europeans

¹⁸ O’Neill, ‘Oxfam in Haiti’.

¹⁹ The grand bargain: a shared commitment to better serve people in need, Istanbul, Turkey, 23 May 2016. https://interagencystandingcommittee.org/system/files/grand_bargain_final_22_may_final-2_0.pdf (accessed on 15 May 2022).

²⁰ Nwajiaku-Dahou and Leon-Himmelstine, ‘How to’.

²¹ Duffield, ‘Governing’.

²² Ibid.

parachuted in after one month of training. As Naser Haghamed, chief executive officer of Islamic Relief Worldwide, summarized, '[t]here would appear to be a persistent notion that locals in the global South cannot be trusted to carry out the work themselves, and hence the need for white 'ex-pats' to constantly travel overseas.'²³

Local actors' abilities to develop and manage aid projects, to administer funding, and to define good consequences are often doubted, and their political views about the conflict situations they face are seen as carrying the risk of negative consequences, such as politicization and misuse, while staff members of aid organizations living in the global North who have little knowledge of the situation on the ground are expected to make good choices, and aid funds continue to be allocated to their organizations despite their systemic and persistent failure to prevent sexual crimes, misappropriation of funds, fraud, and nepotism by their own staff members.²⁴ After the Black Lives Matter movement in 2020, some began to question whether one very deep-seated reason for systemic reluctance to live up to localization rhetoric might be racism.²⁵

III WAYS AHEAD ?

As many have pointed out in the last two years, it had been taboo for a long time to talk about racism in the 'do-good' sector.²⁶ As Corinne Gray, Chief Executive Officer of Uncomfortable Revolution and former UN Refugee Agency staff member, rightly put it:

Experiencing racism, no matter how subtle, is hurtful. And, sometimes, we respond in pain. But so many times, when we address it, the conversation shifts to our tone. Suddenly, we find ourselves apologising for making a colleague uncomfortable by pushing back against a racist comment. Suddenly, we find ourselves in a world where the act of calling out racism is more offensive than racism itself.²⁷

The author of this article has directly witnessed such moments time and again in her 19-year work in the sector. Certainly, before the surge of the Black Lives Matter movement in 2020, the term racism was rarely pronounced in relation to problems in the sector. As an example, several years ago, numerous NGO staff members in a 'humanitarian disarmament' advocacy NGO coalition pointed out issues abuse of power by its leaders and discrimination against its Southern members. Their emails stated emphatically, 'enough is enough'. As a consequence, they were labelled as problematic, impolite, and money-seeking trouble-makers by those who were accused. When an NGO worker from the global South pointed out problems in the same NGO coalition in a face-to-face meeting using terms such as 'misuse of power', she was immediately silenced by a white woman from the United Kingdom who vehemently admonished her for using such language. In the same year, a conference of states parties to a treaty that the same NGO coalition promotes was held in Geneva, and the theme of the conference was 'gender and gender-based violence'. The NGO coalition launched an annual monitoring report at the conference, which included photos of both men and women, but mostly white men and women, despite its claim to be universal and diverse. In addition, where photos of persons of colour were used in this

²³ Haghamed, 'Opinion'.

²⁴ O'Neill, 'Oxfam'.

²⁵ Slim, 'Is racism'.

²⁶ Gray, 'Doing'.

²⁷ Ibid.

report, most were portrayed as faceless and nameless bodies.

In fact, it still seems difficult in some quarters of the sector to openly discuss issues of racism and white supremacy in their own groups, and the above ‘humanitarian disarmament’ sub-sector may be one such example. There has been relative silence on racism-related matters in the ‘humanitarian disarmament’ sub-sector compared to the wider development and humanitarian aid and advocacy sector, even after the Black Lives Matter movement of 2020. Some of those interviewed by the author pointed out the difficulties that ‘humanitarian disarmament’ actors from the global South experience in speaking openly about racism-related issues in their sub-sector, mainly for fear of causing trouble with donors of the global North, whose advocacy and campaigning funds typically go to groups’ Secretariats mostly situated in the North and led by white staff members.²⁸ Others have noted that the cause of the silence among individuals in the North who are involved in ‘humanitarian disarmament’ might be insecurities in terms of career and relations with influential actors in the relatively small community.²⁹ In such quarters, it may be necessary to focus on creating an atmosphere in which people can more openly discuss racism, white supremacy, colonialism, and inequality embedded in the groups and networks they have organized.

Similarly, the Japanese aid and advocacy sector has been relatively silent on racism-related matters in their own sector. Although the Black Lives Matter movement has been reverberating throughout (albeit unevenly) the development and humanitarian aid and advocacy sector, there has not been much debate on racism-related matters among Japanese practitioners and researchers. Some in the sector may think that racism is a problem of organizations based in the West and that it has little relevance for Japanese practitioners and researchers in the sector. However, it is worth examining whether we are indeed immune to racism.

This article and the Binalakshmi Nepam’s article in this number, as well as Shinya Konaka’s article³⁰ and Go Shimada’s article³¹ in the last number of *The Journal of Research Institute for the History of Global Arms Transfer*, are part of the results of our efforts to openly discuss these underexplored issues through organising online events, such as the ‘Online Symposium: Past, Present and Future of Humanitarian and Development Aid: Rethinking the Aid Sector with Binalakshmi Nepam’ on 4 February 2021, the online seminar ‘Race and Gender in Humanitarian Disarmament with Binalakshmi Nepam’ on 23 July 2021, and the online seminar ‘BLM and the International Aid Community: Reflection by a Former Aid Worker from Japan’ on 1 December 2021. The author thanks those who have been involved in the effort, and is determined to continue to promote debate on the underexplored issues in our sector.

Concurrently, recognizing racism in the development and humanitarian aid and advocacy sector overall has now shed light on a troublesome question for practitioners and researchers—how should we address racist structures, systems, terminology, concepts, practices, and attitudes? As terms such as decolonisation of aid and anti-racism have already become buzzwords co-opted and utilized by organizations situated in or originating from the global North and may be in danger of becoming catch-all terms for any change initiative, the sector is clearly at a crossroads as to which path to take.³²

²⁸ Interviews conducted between January and August 2021.

²⁹ Ibid.

³⁰ Konaka, ‘Under one tent’.

³¹ Shimada, ‘Rethinking development’.

³² Mathews, ‘It’s 2022’.

References

- Adelman, L., 'I've seen first-hand the toxic racism in international women's rights groups', *The Guardian*, 17 August 2020. <https://www.theguardian.com/global-development/2020/aug/17/ive-seen-first-hand-the-toxic-racism-in-international-womens-rights-groups> (accessed on 15 May 2022).
- Agaba, T. and Anonymous, 'Opinion: we need to talk about racism in the aid sector', *Open Democracy*, 7 December 2018. <https://www.opendemocracy.net/en/shine-a-light/racism-humanitarian-aid-sector/> (accessed on 15 May 2022).
- Amin, M., Parker, B., and Dodds, P., 'Exclusive: catholic NGO boss accused of racism and abuse in Sudan', *The New Humanitarian*, 22 October 2020. <https://www.thenewhumanitarian.org/investigation/2020/10/22/catholic-relief-services-sudan-racism-abuse-sexual-harassment-allegations> (accessed on 15 May 2022).
- Balk, S., 'A time of reckoning', *Development and Cooperation*, 1 December 2021. <https://www.dandc.eu/en/article/humanitarian-agencies-are-assessing-what-privilege-racism-and-inequality-mean-within-their> (accessed on 15 May 2022).
- Bheeroo, L., Billing, L., Ampomah, E. H., Mafethe, P., and Lally-Francis, A., 'Time to dismantle racism in international development', *Bond*, 17 June 2020. <https://www.bond.org.uk/news/2020/06/time-to-dismantle-racism-in-international-development> (accessed on 15 May 2022).
- Bruce-Raeburn, A., 'Opinion: the hustle—white saviors and hashtag activism', *Devex*, 12 June 2020. <https://www.devex.com/news/opinion-the-hustle-white-saviors-and-hashtag-activism-97463> (accessed on 15 May 2022).
- Duffield, M., 'Governing the borderlands: decoding the power of aid', *Disasters*, 25(4), pp. 308–20.
- Foulkes, I., 'Humanitarians soul-search over “institutional racism”', *SWI swissinfo.ch*, 1 September 2020. <https://www.swissinfo.ch/eng/humanitarians-soul-search-over--institutional-racism-/46002208> (accessed on 15 May 2022).
- Gray, C., 'Doing good and being racist', *The New International*, 15 June 2020. <https://www.thenewhumanitarian.org/opinion/2020/06/15/United-Nations-racism-black-lives-matter> (accessed on 15 May 2022).
- Haghamed, N., 'Opinion: building a movement in the aid sector against racism and Islamophobia', *Devex*, 2 July 2020. <https://www.devex.com/news/opinion-building-a-movement-in-the-aid-sector-against-racism-and-islamophobia-97613> (accessed on 15 May 2022).
- Konaka, S., Under one tent: towards a localization of humanitarian assistance beyond western universalis, *The Journal of Research Institute for the History of Global Arms Transfer*, 13, pp. 31–42.
- Majumdar, A., 'Bearing witness inside MSF', *The New International*, 18 August 2020. <https://www.thenewhumanitarian.org/opinion/first-person/2020/08/18/MSF-Amsterdam-aid-institutional-racism> (accessed on 15 May 2022).
- Mathews, D., 'It's 2022 and Decolonising Aid finds itself at a crossroads: which path will you take?', *Bond*, 27 January 2022. <https://www.bond.org.uk/news/2022/01/its-2022-and-decolonising-aid-finds-itself-at-a-crossroads-which-path-will-you-take> (accessed on 15 May 2022).
- Nwajiaku-Dahou, K. and Leon-Himmelstine, C., 'How to confront race and racism in international development', *Overseas Development Institute*, 5 October 2020. <https://www.odi.org/blogs/17407-how-to-confront-race-and-racism-international-development> (accessed on 15 May 2022).
- O'Neill, S., 'Oxfam in Haiti: 'it was like a caligula orgy with prostitutes in Oxfam t-shirts', *The Times*, 9 February 2018. <https://www.thetimes.co.uk/article/oxfam-in-haiti-it-was-like-a-caligula-orgy-with-prostitutes-in-oxfam-t-shirts-p32wlk0rp> (accessed on 15 May 2022).
- O'Neill, S., 'Oxfam rocked by new sex claims against aid workers: charity cleared for public funds despite allegations staff used prostitutes and made death threats', *The Times*, 2 April 2021. <https://www.thetimes.co.uk/article/oxfam-rocked-by-new-sex-claims-against-aid-workers-hv5jvhs0x> (accessed on 15 May 2022).
- Oppenheim, M., 'Nobel Women's Initiative leaders “profoundly shaken” as seven staff step down', *Independent*, 7 August 2020. <https://www.independent.co.uk/news/world/nobel-womens-initiative-staff-resign-laureates-diversity-a9659571.html> (accessed on 15 May 2022).
- Parveen, N., 'Amnesty International has culture of white privilege, report finds', *The Guardian*, 20 April 2021. <https://www.theguardian.com/world/2021/apr/20/amnesty-international-has-culture-of-white-privilege-report-finds> (accessed on 15 May 2022).
- Peprah, D., 'Opinion: we must translate anti-racism statements into action', *Devex*, 30 June 2020. <https://www.devex.com/news/opinion-we-must-translate-anti-racism-statements-into-action-97591> (accessed on 15 May 2022).

Racism in the Development and Humanitarian Aid and Advocacy Sector

- Secret Aid Worker, 'Secret aid worker: why do expats earn more than the rest of us?' *The Guardian*, 29 March 2016. <https://www.theguardian.com/global-development-professionals-network/2016/mar/29/secret-aid-worker-why-do-expats-earn-more-than-the-rest-of-us> (accessed on 15 May 2022).
- Shimada, G., 'Rethinking development assistance based on structural adjustment programs (SAPs) experience in India in the 1990s', *The Journal of Research Institute for the History of Global Arms Transfer*, 13, pp. 33–56.
- Silverstein, J., 'The global impact of George Floyd: how Black Lives Matter protests shaped movements around the world', *CBS News*, 4 June 2021. <https://www.cbsnews.com/news/george-floyd-black-lives-matter-impact/> (accessed on 15 May 2022).
- Slim, H., 'Is racism part of our reluctance to localise humanitarian action?', *Humanitarian Practice Network*, 5 June 2020. <https://odihpn.org/blog/is-racism-part-of-our-reluctance-to-localise-humanitarian-action/> (accessed on 15 May 2022).
- The New Humanitarian, 'Readers react: racism in the aid sector and the way forward', *The New Humanitarian*, 11 September 2020. <https://www.thenewhumanitarian.org/opinion/2020/09/11/racism-in-humanitarian-aid-sector-Black-lives-matter> (accessed on 15 May 2020).
- Trades Union Congress, 'Black workers with degrees earn 23.1% less on average than white workers with degrees, according to new analysis published by the TUC', *Trades Union Congress*, 1 February 2016. <https://www.tuc.org.uk/news/black-workers-degrees-earn-quarter-less-white-counterparts-finds-tuc> (accessed on 15 May 2020).

論 説

第一次世界大戦期日本の対中国武器輸出の展開と構造 —日中軍事協定期（1918-1921）を中心にして—

額額 厚*

The Reality and Background of Japanese Weapons Exports to China at the Time of World War I : Focusing on The Japan-China Military Convention & Arms Aid Alliance(1918-1921)

By ATSUSHI KOKETSU

The Reality of and Background to Japanese Weapons Exports to China during World War I: Focusing on the Japan–China Military Convention and Arms Aid Alliance (1918–1921) .The first Japanese arms exports to China increased dramatically with the opportunity offered by the conclusion of the Japan–China Military Convention in 1918. After World War I, the Japanese government and army planned a full-scale advance into China. To do this, they exported a huge quantity of arms to China’s central government and to warlord forces located in all parts of the country. In this way, Japanese influence was ensured. With the Japan–China Military Convention as the background, arms exports were carried out with the aim of building the so-called Arms Aid Alliance relationship, and arms exports to China took on a character with an extremely strong political colouration. This manuscript, while analysing arms exports to China in detail and paying attention to the roles of the military officers and diplomats responsible for those exports, has the primary goal of closing in on that reality. There are few previous studies from this point of view. Arms exports were conducted during a complex political power struggle in China, becoming a cause of political turmoil and conflict in the country. Taking advantage of this turmoil and conflict, Japan’s full-scale invasion of China began around 1930. This manuscript, while highlighting the history of Japan’s arms exports to China, pursues the special features of the Japan–China relationship during this period.

はじめに

日本の対中国武器輸出は、1914年7月28日から開始された第一次世界大戦期に本格化する。中国への武器輸出は、対ロシア武器輸出と同様に、輸出・供給・供与・譲渡など輸出の内実や代金の支払い方法等から様々な呼称が使われる。本稿では、輸出の他に供給の用語を主に使用する。「供給」とは、一方から物資等を提供することを意味するが、そこ

* 明治大学国際武器移転史研究所雄客員研究員・山口大学名誉教授

には輸出側と輸入側との間の非対称性が前提とされている。実際に日中間の武器の輸出入は大方が日本の主導下において進められたのであり、「供給」はその意味でも実態に適合する用語である。そうした用語使用にも留意しながら、本稿では以下の課題につき論じていくことにする¹⁾。

第一に、武器輸出が対ロシア武器輸出と比較しても、極めて政治的な色彩の濃い内容であったことを指摘することである。この場合、政治的とは、中国における日本の持続的な影響力を確保するために、中国政府の統治能力を削減する試みが極めて統一的かつ計画的な判断から実施されたことを意味する。影響力日本政府及び日本陸軍は、対中国への武器輸出を媒介として日中相互関係の強弱を随意に決定していた。そうするためにも、日中軍事協定の締結と放棄に至る政治過程は極めて注目される。一方で、中国の政局は混乱と不安定化を強めていき、日本を筆頭に外国勢力の浸透を許容する政治環境が形成されていった。その点に留意しつつ、武器輸出が、政治操作や外交手段の道具として用いられた実態の把握に努める。

第二に、先行研究では十分に明らかにされてこなかった対中国武器輸出の実態を、より詳細かつ具体的に提示することである。その実態を追及するうえでは、主に戦前期陸軍省で武器輸出を担当した中国現地の駐在武官と本省との間で交わされた電文や外務省記録などを中心に検討する。本稿で示す武器輸出の質量については、史料上錯綜・重複して示されているものが多いが、可能な限り実数に近いものを例示していく。

第三には、第一次世界大戦終了後、一連の対中国武器輸出が本格化する日本の中国への軍事侵攻あるいは中国での覇権掌握との関連で、如何なる意味を持ったのかを追及することである。ここでは武器輸出が中国中央政府〔以下、中国政府〕に留まらず、各地域の督軍²⁾に向けても果敢に実施された現状を明らかにする。武器輸出計画の遅延や輸出停止などを巡り、日中間で混乱と軋轢が生起していくが、それは武器輸出の政治性に関わる問題である。

つまり、中国側が要請する武器供給が、戦力強化を目標とはしながらも、日本政府及び日本陸・海軍当局が如何なる勢力との関係を取り結ぶのか、という政治判断のなかで武器

1) 第一次世界大戦期以前における対中国武器輸出に関しては、芥川哲士〔1985〕、〔1986〕等がある。また、芥川哲士は〔1992〕で、「(21カ条)条約及び交換公文から兵器同盟に関する規定を削除せざるを得なかった。兵器同盟を実現しようとした最初の試みは、中国側の反対もあって脆くも失敗した。」(同、63頁)と述べている。尚、「対華二十一カ条」と日本の陸軍兵器同盟政策の関連を考察した論文には、横山久幸〔2002〕、長岡新次郎〔1960〕等がある。本稿は横山論文に多くを学んでいる。

2) 1916年から1925年迄の期間、中国の各省に設置された軍事長官。大総統及び中央政府陸軍部に直属し、軍事長官のなかには民政長官を兼任し、軍事長官のなかには中央政府の統制から離れて、逆に中央政府を脅かす者もいた。

輸出行為が決定されていた歴史事実を追うことである。換言すれば、武器輸出が結果した中国国内政治の分断と、その分断の間隙を縫う形で日本の対中国軍事侵攻と日中戦争の開始まで続く武器輸出の実態との相互関係を分析することである。

また、以上の課題設定に絡み、以下の論述のなかで大量の兵器供給を仲介した商社や業者の実態、そして先行研究では殆ど着目されなかった武器輸出方法や価格設定等をめぐる日中間の軋轢・疑念・不満などが生じていた事実をも史料で検証していく。その意味は、武器輸出が当該期中国の国内における複雑な権力争奪の政治過程のなかで実行されたとの意味で、極めて政治的な作為として実行された。そこから、武器輸出自体が中国国内の政治の混乱と対立を助長する契機となったことである。

このように、対中国武器輸出は、決して順調に進められた訳ではない。武器輸出ならではの経済的取引以上に、政治的取引の性格を多分に内在させていたがゆえに、日中二国間の政治文化の相違や政治的思惑が交差するなかで、実は深刻な矛盾が生じていたのである。その矛盾が相互に不信と疑念を深め、輸出自体が頓挫した事例は数多かった。そうした事例をも指摘することで、武器輸出が孕む困難性や危険性をも指摘していきたい。

1 第一次世界大戦(1914-1918)期の対中国武器輸出の背景

(1) 兵器同盟論の展開と兵器統一問題

1911年10月10日に発生した武昌蜂起を契機とする辛亥革命前から、日本の対中国武器輸出は開始されていた。当時の中国政府は、革命軍討伐に必要な武器を日本から調達するため、在北京公使館付武官青木宣純〔以下、青木武官〕を通じて、相当額の武器供与を要請した³⁾。そうした実績を踏まえて、日本陸軍内では中国への武器輸出に拍車をかけるための施策が練られていた。その一例として引用されるのが、1914年2月下旬に陸軍省兵器局長筑紫熊七によって作成された「帝国中華民国兵器同盟策」と、同年11月に作成された「岡陸軍大臣提出 日支交渉事項覚書」⁴⁾である。

このうち先ず、「帝国中華民国兵器同盟策」で注目すべき箇所は、「平和ノ維持ハ兵力ヲ負フ外交ノ力ニ依リテ担保セラレ、兵力ノ強弱ハ兵器ノ供給補充ニ関スルヤ大ナリ、若帝国ニシテ支那ト兵器同盟ヲ締結シ其ノ陸軍ヲシテ本邦製造ノ兵器ヲ使用スルニ至ラシメン

3) 「二一三 泰平代理店北京大倉洋行ト大清国陸軍部間ノ兵器買込契約」外務省編『日本外交文書 第44・45巻別冊、清国事変（辛亥革命）』外務省、1961年、138-139頁）。尚当該期の対清国政府への武器輸出で際立っているのは、30年式小銃の実包1,500万発、31年式野（山）砲弾12万発であったとされる（芥川哲士「武器輸出の系譜（承前）」『軍事史学』第21巻第4号・1986年、31頁）。

4) 「大正三年十一月一日～十一月九日(1)」(外務省資料館蔵『戦前期外務省記録 第一次世界大戦関係』、アジア歴史資料センター、以下JACRA : Ref.B13080691700、画像頁0009)。

カ、其ノ供給補充ノ策源地ハ帝国ノ内地ニ存在スルカ故ニ施テ支那陸軍ノ強弱ヲ左右シ、終ニ彼ヲシテ帝国ノ行動ニ合致スルノ止ムヲ得サルニ至ラシムルヲ得ン」⁵⁾の部分である。

筑紫熊七局長は、他の個所でも「帝国ト中華民国トノ兵器同盟ハ東洋平和ノ保障ニ対シ急遽解決スヘキ問題」⁶⁾と兵器同盟の目的を「東洋平和ノ保障」としているが、本音は「支那陸軍ノ強弱ヲ左右シ、終ニ彼ヲシテ帝国ノ行動ニ合致スルノ止ムヲ得サルニ至ラシム」の件にあった。それは日本陸軍の見解でもあったと言える。ここには、兵器同盟の名により武器輸出を推し進め、中国陸軍の戦力統制により、日本の影響力を確保しようとする本音が語られている。

正確な日付が記されていないが、同時期に作成された「帝国 中華民国 兵器同盟内容ノ大要 第五号」には、「第一案（甲）漢陽兵器製造所ヲ漢冶萍煤鉄公司ニ合併スル案」、「第一案（乙）漢陽兵器製造所拡張案」、「第二案 奉天兵器製造所設置案」、「借款内容ノ大要」、「第三案 支那軍隊所要兵器売込ニ関スル計画案」、「帝国 中華民国 兵器同盟に關スル内案」等が検討されている⁷⁾。これは中華民国最大の兵器製造所を日本の借款により支配下に置く構想から準備された。同兵器製造所は、「対華二十一カ条」を中国側に突き付けた折に、日本はその權益を主張した。これには中国側の反発を招く結果ともなった。

この間、特に日本陸軍は強硬な対中国武器輸出を算段していく。具体的には、大隈重信内閣期の1915年5月25日に締結された「対華二十一カ条」⁸⁾によって本格化する。同条第五号における「一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト」及び「四、日本ヨリ一定ノ数量（例ヘハ支那政府所要兵器ノ半数）以上ノ兵器ノ供給ヲ仰キ、又ハ支那ニ日支合弁ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師材料ノ供給ヲ仰クコト」の二項に注目する必要がある。

「対華二十一カ条」が日本政府によって提起される伏線として、日本陸軍の積極的な動きが存在した。そのなかで、本稿の課題に関連する同条第五号四項が注目される。すなわち、「日本ヨリ一定ノ数量（例ヘハ支那政府所要兵器ノ半数）以上ノ兵器供給ヲ仰ギ、又ハ支那ニ日支合弁ノ兵器廠ヲ設立シ、日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰グコト」の箇所である。「対華二十一カ条」の内容については、中国政府及び、それ以上に中国世論の猛烈は

5) 「8 中華民国兵器同盟策」（外務省資料館蔵『戦前期外務省記録 日独戦争ノ際ニ於ケル帝国臣民ノ対支政策其他ノ意見書雑纂 第一巻 大正3年2月』、JACRA : Ref.B03030281700、画像頁00062-00063）。

6) 「8 中華民国兵器同盟策」（外務省資料館蔵『戦前期外務省記録 日独戦争ノ際ニ於ケル帝国臣民ノ対支政策其他ノ意見書雑纂 第一巻 大正3年2月』、JACRA : Ref.B03030281700、画像頁00066）。

7) 「8 中華民国兵器同盟策」（外務省資料館蔵『戦前期外務省記録 日独戦争ノ際ニ於ケル帝国臣民ノ対支政策其他ノ意見書雑纂 第一巻 大正3年2月』、ACRA : Ref.B03030281700、画像頁0265-0275）。

8) 同条は、「山東省に関する条約」、「南満州及東部内蒙古に関する条約」及びその他13の交換文書から成る。

反発が生じることになった。

当初秘密条項とされた第五号のなかで、この四項については中国側だけでなく、日本政府内部でも対立が表面化する。特に大隈重信内閣の加藤高明外相は、イギリスやアメリカの日本への警戒心を煽る結果となり、日本外交の基軸である日英同盟の脆弱化を招来する、との立場から反対の意見を表明していた⁹⁾。

ここで検討の対象とすべきは、兵器同盟と「対華二十一カ条」との関係である。確かに同条には、「日本ヨリ一定ノ数量以上ノ兵器供給ヲ仰キ又ハ支那ニ日支合弁ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師材料ノ供給ヲ仰クコト」と記されているが、それ自体は兵器同盟なる両国間の緊密な関係を明示したものではない。これには二つの要因があったと思われる。一つは日英同盟を日本外交の主軸と捉える加藤高明外相の反対、もう一つは中国政府及び中国世論における同条自体への反発である。「兵器統一」が日本側の強制によるものであったことは明かであったのである¹⁰⁾。

取り分け、この「兵器統一」に関連して、当時北京公使館付武官であった町田経宇は、同年9月21日、外務次官宛に「欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於イテ獲得スヘキ事項ニ関スル件」¹¹⁾を送付し、「軍事上ノ連鎖ヲ鞏固ナラシムル等ノ内約ヲ与ヘハ、彼ヲシテ我要求ニ応セシムルコトハ出来得ヘカラサルコトニハアラスト信ス」ることが、実に兵器同盟の目的であるとした。

9) 加藤外相は就任以前から一貫して陸軍の外交への介入に批判的であったが、実際には、「加藤外相は、小池局長〔小池張造政務局長〕が軍部や支関係者が持ち出すあらゆる要望を編纂した要求を、北京において、我が公使をして、支那政府に提出せしめた。」（重光葵『昭和の動乱』上巻、中央公論社、1952年、25頁）の証言あるように軍の意向を汲まざるを得なかった。

10) 因みに小論では触れることができなかったが、当該期における中国側も兵器国産化に奔走していた。これについて最も有力な研究成果として田嶋信雄「中国武器市場をめぐる日独関係」（熊野直樹・田嶋信雄・工藤章編『ドイツ＝東アジア関係史 一八九〇―一九四五―財・人間・情報』九州大学出版会、二〇二一年刊、収載）がある。そこで田嶋は中国側の文献史料を紹介しつつ、「中国の武器工場で製造された武器の質は低く、さらにこうした武器は完成品を輸入するよりも高価であったといわれている。そのため中国では、外国からの武器の輸入に多くを頼らざるを得なかった。」（同書、三二頁）と指摘している。隣国という地理的優位性に加え、田嶋論文が指摘するように性能と価格の問題からも日本の武器が競争優位の地位を占めることになったと判断できよう。尚、武器輸出が競争的優位当該期において最も有力な兵器工場であった漢陽兵工廠を中心に生産された八八式小銃は、ドイツのモーゼルからGew88のライセンスを取得し、軍閥時代に生産を開始以来、一九四四年まで継続された中国の主要兵器の位置にあった。

11) 外務省編『日本外交文書 大正三年第二冊』（外務省、1965年、921頁）。なお、横山は町田の意見書を紹介し、「町田が考える兵器同盟とは、軍事産業の提携を通じて日中間の兵器生産の経済性を高めると同時に、兵器制式の統一によって相互運用性を確保しようとするものであったことがわかる。」（横山 [2002]、22頁）と述べている。同時に当該期にける武器輸出の特徴として、膨大な武器供与に十分対応できなかったことから旧式兵器及び在庫兵器を輸出に回す苦肉の策が頻繁に採用されることにもなったことがある。但し、その旨の交渉記録は存在するものの、正確な字数や実態に関する史料は武器と言う性格もあってか現時点では明らかでない。引き続き検証作業を続けたい。

しかしながら、日本陸軍の兵器同盟政策の実行は、政府部内でも必ずしも意思一致がなされた訳ではないこともあり、結局は頓挫する。膠着状態に陥っていたのである。加藤外相は英米との軋轢を回避するためにも、日本が中国に従属を強いる方針には反対であった。一方、山県有朋を筆頭とする有力者たちは、第一次世界大戦の機会に中国本土に確固たる足場を築くためにも、中国の取り込みこそ優先課題だと主張していたのである。

日中軍事協定の優先度の高い目的として、北京駐在武官斎藤季治郎〔以下、斎藤武官〕は以陸軍大臣田中義一宛の「対支那兵器供給並統一ニ関スル件報告」と題する電文の冒頭で、「支那ニ於ケル兵器統一ノ実ヲ挙ケント欲セハ、此好機ニ於テ現在採リツツアル手段方法ヲ一層改善シ、極力之カ実現ニ努ムルヲ要ス」としたうえで、「今ヤ支那ニ於ケル兵器ノ補給ハ唯日本ニ頼ルノ外他ニ策ナキヲ以テ、支那官憲ハ爾今兵器ノ供給ハ必之ヲ日本ニ仰キ、決シテ欧米諸国ニ仰クコトナキヲ明言シ、又實際ニ於テ彼等ハ止ムヲ得ス茲ニ其供給ヲ受ケツツアル」¹²⁾と記していた。

そこでは日本の対中国武器輸出の二つの主目標が赤裸々に記されている。一つには、日中間での「兵器統一」政策である。兵器統一によって、日本は対中国武器市場に絡み、欧米を凌駕する独占状態とし、軍事的連携を踏まえて政治外交上の主導権を握ろうとした。加えて経済的利益確保においても、欧米との競争で優位を占めようとした。

それで、斎藤武官が記した上記の内容は、日中軍事協定締結を推進した田中義一陸軍大臣の構想と符合するものであった。この過程で獲得された日本の対中国武器輸出は、当初中国政府を主要対象とされていた。その後、次第に中央政府と対立・競合する地方有力組織をも対象とすることになる。日本政府としては、中国政府が必ずしも盤石な政権とは見ておらず、地方を基盤とする諸勢力との関係も、武器輸出を通して確保しておこうとする政策を採用していたのである。

日本政府及び日本陸軍が、日中軍事協定を推進する目的として、日中両国の兵器統一を射程に据えて動いていたのである。この兵器統一は、日本陸軍の対中国武器輸出の最大目的の一つであり、この時点で中国側は、これに賛意を明確にしていたのである。中国政府の同条約への捉え方を知る一つの史料として、1918年6月10日付の山田隆一陸軍次官より斎藤武官宛電文のなかで、「軍事協約成立後ノ今回支那中央政府ハ此ノ兵器ニヨリ堅実ナル軍隊組織ノ誠意アルモノト解シ、支払条件ハ従来ノ中央政府口ト関係ニテ払下ルニ

12) 「江蘇省行兵器払下に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受461号 大正7年10月30日 陸軍省兵器局銃砲課』、JACRA : Ref.C10073202200、画像頁0497-0499）。

決ス」¹³⁾とあり、同協定締結が中国中央政府軍の装備強化に直結するものとする。

中国政府の各地督軍への兵器供給に関連し、同資料の「支特報第十八号（密第四六一号 其一二五）」に収められた「対支那兵器供給並統一ニ関スル件報告」と題する文書が、「大正七年十月二十五日」付で斎藤武官から田中義一陸軍大臣宛に発出されていた。

その冒頭で、「支那ニ於ケル兵器統一ノ実ヲ挙ケント欲セハ、此好機ニ於テ現在採リツツアル手段方法ヲ一層改善シ、極力之カ実現ニ努ムルヲ要ス」¹⁴⁾とし、現在の兵器製作諸原料の高騰のなかで、欧米諸国の対中国武器輸出は従来の如く低価格では不可能となり、取り分けドイツやロシアは中国への武器輸出の折、兵器自体が廃品に近い状態でありながら、新兵器の如くに偽装して輸出を進めていると批判する。

そうした実情のなかで、斎藤武官は、「今や支那ニ於ケル兵器ノ補給ハ唯日本ニ頼ル外他ニ策ナキヲ以テ、支那官憲ハ爾今兵器ノ供給ハ必之ヲ日本ニ仰キ決シテ欧米諸国ニ仰クコトナキヲ明言シ、實際ニ於テ彼等ハ止ムヲ得ス茲ニ其供給ヲ受ケツ、アル」¹⁵⁾状態であり、「支那軍隊ニ可成多数ノ兵器供給ヲ奨励実現セシムルコト目下ノ急務ニシテ、又実ニ機宜ニ適シタル処置ト思惟ス」¹⁶⁾と述べて武器輸出に積極的に取り組むことを具申している。この発言は、当該期における日本陸軍の対中国武器輸出の方向性を具体的に示したものとえよう。

こうした日中両国の思惑が錯綜するなかで、膠着状態に変化が現れる。それは中国国内における第一次世界大戦への対応をめぐる動揺と、1916年6月6日の袁世凱総統の死去を起点とする軍閥間の争いの激化である。それで中国政府は、軍閥間と革命勢力の台頭による危機感のなかで、これを鎮圧して秩序回復の為に戦力の充実を図ることが急務となった。そのために、日本の武器輸出を強く要請するに至ったのである。このように、対中国武器輸出は、日本側の一方的な動きだけでなく、中国側の国内事情、取り分け中国の中央政府の強い要請という背景も存在したのである。それもあって日本の対中国武器輸出量も膨大となっていた。

13)「支那行兵器関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C10073200700、画像頁 0259)。

14)「江蘇省行兵器払下に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C10073202200、画像頁 0497)。

15)「江蘇省行兵器払下に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C1007320200、画像頁 0499)。

16)「江蘇省行兵器払下に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C1007320200、画像頁 0503)。

（2）参戦問題と日中軍事協定

第一次世界大戦開始前後の中国では軍閥割拠の時代であった。軍事力を権力基盤とする袁世凱が辛亥革命以後、中華民国北京政府の最高権力者として大總統の地位にあった時代である。軍事力を権力基盤とする袁世凱大總統が死去すると、後継者たちは直系（直隸派）、皖系（安徽派）、東北の奉系（奉天派）、晋系（山西派）、馮系（西北派）等の各分派に分裂する。以後、分派間あるいは同一派内の有力者間で抗争を繰り返していた。

特に安徽派の段祺瑞が勢いを得ていたが、他にも馮国璋（後に曹錕・呉佩孚）の直隸派、張作霖の奉天派、孫文の南方革命派が割拠する状態にあった。1917年7月、北京政府の最高指導者となっていた段祺瑞は、国内の軍閥間の争乱を収め、軍事力による国内統一を目指し、武器入手先である日本への働きかけを急ぎ進めるに至った。その最初の具体例が段政府の陸軍次長であった博良佐は、斎藤武官と面談し、速射山砲120門、速射野砲60門、16吋臼砲（あるいは榴弾砲）60門、三八式小銃2万挺の供給を依頼した¹⁷⁾。

さらに翌年1917年8月17日、陸軍次長徐樹錚は、斎藤武官宛書簡において、三八式歩兵銃々剣共4万挺、同弾薬800万個、38式三脚機関銃120挺、同弾薬600万個、45式砲身捻座式山砲120門、同7万2000個、同榴弾1万2000個、45式砲身後座式野砲120門、同榴霰弾7万2000個、15センチ榴弾砲8門、同弾薬4800個、12榴弾砲12門、同弾薬7200個を中国側の希望する兵器としてリストアップしていた¹⁸⁾。中国側の武器供給の要請に対し、日本政府は中国政府を中心に、各派からの要請に対し、特定の勢力や組織に偏向せず、供給を実行する方針を持って臨むとしていた¹⁹⁾。

こうしたなかで、中国の国内政治では、ヨーロッパで始まっていた第一次世界大戦への参戦問題が浮上してくる。逸早く参戦を主張する段祺瑞や梁啓超と、参戦に反対する孫文や黎元洪總統とが激しく対立する。黎總統は國務院総理であった段祺瑞を罷免したところから安徽、河南、奉天、山西、陝西、浙江、福建などの軍閥を巻き込む政争となり、中国政治は混乱に見舞われる。

1917年7月、安徽省督軍の張勳が敢行した復辟〔帝政復活〕が失敗した機会に、段は再び政権を奪取した。これを境に中国政府は参戦派が有利となり、1917年8月14日にドイツ・オーストリアに宣戦布告をする。それでも北京政府の主力を占めていた直隸派は、参戦反対の姿勢を崩さず、段は退任することで参戦反対派を懐柔しようとした。

17) 外務省編『日本外交文書 大正6年第二冊』（外務省、1965年、483頁）。

18) 外務省編『日本外交文書 大正6年第二冊』（外務省、1965年、488頁）。

19) それを示す文面は以下の通りである。「支那ニ於ケル何レノ政治系統又ハ党派ニ対シテモ不偏公平ノ態度ヲ持シ一切其ノ内政上ノ紛争ニ干渉セサルコト」（外務省編『日本外交文書 大正6年第二冊』（外務省、1965年、3頁）

中国政治が混乱を深めるなかで、日本政府は田中義一参謀次長を中心に日中軍事協定の締結を図ろうとしていた。その背景にはロシア革命（1917年）以降、ロシアの中国東北部への浸透を警戒するところなり、同時に中国国内の混乱に乗じて、中国への圧力と影響力を強化しようとしたのである。そこで軍事協定の締結を契機に、中国を日本の統制下に置く計画が図られた。

当時、日本では寺内正毅内閣が、同年1月より段祺瑞政権に大規模な借款（西原借款）を提供し、それを原資として対中国武器輸出に拍車をかけようとしていた²⁰⁾。この結果、同年5月16日に「日支陸軍共同防敵軍事協定」が、同年5月19日に「日支海軍共同防敵軍事協定」が、それぞれ中国側の要請を日本政府が受け入れたとの形式を踏んで成立した。これらの協定名を本稿では日中軍事協定と略す。

それで日本政府の軍事協定に対する姿勢は、中国政府との協定締結交渉を担った北京大使館付武官坂西利八郎〔以下、坂西武官〕ら次の田中参謀本部次長宛の言葉で示されている。すなわち、「我トシテハ赤裸々ニ財政ノ状態、各級幹部能力ノ程度（募兵ノ状態及其素質）兵器、弾薬、被服其他一般軍需品準備ノ状況ヲ詳細ニ示シ、其不足ノ点ハ日本ノ同情アル援助ヲ求メ、只我レトシテハ国家ノ体面ト国憲ノ保持トヲ務ムルノ真意ヲ通スルニ於テハ、日本トシテモ我意ヲ諒トシテ喜ンテ我レヲ扶掖スルノ労ヲ惜マザルヘシ」²¹⁾と。日中軍事協定は段祺瑞政権を支援する、文字通りの軍事支援の方途として、田中義一参謀次長が中心となって案出されたものであった。

しかし、その内容が露骨な中国政治への介入意図のため、中国政府部内でも種々の論争が繰り返された。取り分け、段祺瑞政権と南方派との対立が深刻化する。段が日本から入手した武器を使用して南方派を排除する意図が明らかになるや、次第に段政府は苦境に立たされることになった。

安定した日本の対中国武器輸出を担保した日中軍事協定は、中国における南北対立の原因ともなっていた。そのことから、1919年2月20日、上海で開催された南北和平会議でも重要課題とされた。そこでは同協定の廃棄が主張され、翌1920年2月7日には広東政府が同協定取消を中央政府に打電した。段祺瑞は存続を主張するも、反段勢力が廃棄を主張し、しかも協定を廃棄すれば南北対立は解消されるとの了解がなされた。

しかし、両勢力間での妥協は成立せず、同年7月に段祺瑞の安徽派と、これに対抗する

20) 西原借款は総額1億72081万500円の巨大な額に上っていたが、このうち兵器代として3208万1500円（債権者：泰平組合、利率：7分、無担保）が計上されていた（鈴木武雄監修 [1972]、270頁、参照）。

21) 「二六八 日中軍事共同ニ関スル段祺瑞ノ意見報告ノ件」（外務省編『日本外交文書』大正7年第2冊・上巻、269頁）。

直隸派との対立から安直戦争が起きた。段の支持勢力が弱体化したこともあり、翌年1921年1月に同協定は廃棄されることになった²²⁾。結局、翌1920年7月、広東政府は軍事協定の廃棄を打ち出しことを契機に、最終的には1921年1月に廃棄を決定する。

この間の経緯を要約すれば、日中軍事協定が南北対立の原因となったのであり、協定廃棄が対立解消の決め手になるとの判断が動いたのである。日本政府は、これら一連の中国の動きからして、協定廃棄は致し方なしと捉えていた。日本政府は、日中軍事協定が中国の世論を含め、中国の日本への従属を強いるものとの批判が強いことを感知しており、協定継続はむしろ支援する段祺瑞政権にとってもダメージに結果すると警戒したのである²³⁾。

さらには、安直戦争で段が敗北を喫したことも、日中軍事協定の継続を困難とするものであった。こうした日中間の関係や中国国内事情の変容にも拘わらず、日本の対中国武器輸出は着々と進められていた。当然ながら、以上で追った中国国内事情が、武器輸出の内幕に深く影響していく。つまり、当初中国中央政府を主な輸出相手としたものから、それ以外の中国各地の督軍など、輸出対象の拡大が顕著となってくる。その結果、拡大する対中国武器輸出が、中国国内政治の混乱と対立を一段と深刻なものにしていった。

日中軍事協定を梃に武器輸出の可能性は最大限に引き上げられたが、協定廃棄後も様々な形式で日本の対中国武器輸出は継続された。ただ武器輸出を阻む要因として、中国側の資金問題が桎梏となっていた。だが、日本は中国側に無担保借款など便宜を図ることへの申出を行っていた。そうすることで、武器輸出の維持拡大を図ることに終始注力していったのである。

2 第一次世界大戦以後における対中国武器輸出の実態

(1) 中国政府への武器輸出と矛盾の表出

以下、日中軍事協定締結の1918年5月から協定廃棄の1921年1月までの対中国武器輸出の実態を追っておきたい。第一次世界大戦が終了し、世界の武器輸出市場は相対的に鎮静

22) この間の経緯については、菅野正〔1986〕（23-37頁）が詳しい。

23) 日中軍事協定に関する研究は数多存在するが、比較的早い時期の先行研究として、小松和生は〔1985〕で「対ソ危機と対ソ干渉＝反革命の強行を通じて中国の軍事的前進基地化を自己目的化したのが日「華」軍事協定のねらいであった。」（69頁）としている。協定自体の位置づけで小松の論稿を補完するものとして、柴田佳祐は〔2020〕で、「中国を対ソ作戦の軍事的前進基地として中国側の協力義務を規定し、中国内の駐兵権と自由な軍事的使用・行動権を規定したものであり、それは単に対ソ戦略のための手段にとどまらず、中国の軍事的警察的支配それ自体をも目的とした内容であった」（148頁）と分析している。なお、柴田にはほぼ同様の観点から論じた〔2020.7〕がある。軍事協定の成立から廃棄をめぐる政治過程について論じた論文には、菅野正〔1985〕「等」がある。但し、以上の先行研究において対中国武器輸出の実態分析については充分論じられていない。

化する方向に向かっていた。その一方で、日本は主要輸出相手国であったロシアへの武器輸出がピークを過ぎるに反比例して、これを補完するため中国への武器輸出に一段と注力していった²⁴⁾。しかし、中国の国内事情ゆえに、日本の対中国武器輸出拡大は容易でなかった。

すなわち、輸出対象者を十分に吟味しないまま、武器要請者への輸出を実施していた傾向が強く、それもあって日本政府と中国政府との間に兵器供給に絡み軋轢が生じていた。それを解消するため、陸軍側は積極的に兵器供給先を厳密に選別する措置を講じるようになった。ただ、この選別方法をめぐり、陸軍省と外務省との間に対中国政策の相違から対立も生じていた。具体的には山東、福建、浙江省向けの兵器供給の進め方についての対立である。

例えば、1918年1月10日、山田隆一陸軍次官宛に斎藤武官は、以下のような電文を送付している。そこでは兵器供給の取り扱いについて、輸出相手先すべき状況を踏まえ、柔軟に対応すべき旨を伝えていた。

すなわち、「供給期限ハ中央政府へ供給後ナルヲ以テ、本年十月ト承知アリタシ ◎支極秘二〇三山東督軍行ノモノ及支極秘二〇八問合ノ福建行ノモノハ中央政府承認済ノモノナルヲ以テ換言セハ、此乃為ハ支那中央政府ニ於テ購入ノ上山東又ハ福建ニ分配セルモノト見做スヲ得ヘシト信ス、果シテ然リヤ詮議上必要ニ付至急返 ◎山東行兵器契約成立セハ支極返 ◎山東行兵器払下問題解決シ至急契約成立セハ、支極秘二〇九ノ機関銃ノ如キモ本年六七月頃ヨリ毎月三十挺位ノ供給ヲ為シ得ル見込ナリ」²⁵⁾とし、さらに「参考」として、「支那中央政府承認ノ意味ニ就キ当省ト外務省側ト見解ヲ異ニセル所アリ、斎藤少将ヨリ回答ヲ待テ当省意見通ナレハ、之ニヨリテ全部要求ニ応ス可キ内意ヲ以テ本電ノ通」²⁶⁾とある。

つまり、中国の諸勢力への武器輸出については、外交上日本政府が対中国政策の展開上不利益が生じないように慎重な姿勢を採ろうしたのに対して、日本陸軍がその差別化については左程慎重でなかったことが文面から受け取れる。それで現地で対中国武器輸出先の選定業務を担っていた斎藤武官は、同じく同月12日の山田陸軍次官宛の電報で、「尚右兵器供給応諾ノ上当該地方ニ向ケ直接輸送セムベキヤ、或ハ一旦他ノ関係ナキ地方ニ輸送ノ上更ニ転送セラルヘキヤ、卑見ニ依レハ既ニ中央部ニテ購入シ他ニ分配スル形式備

24) 当該期日本の対ロシア武器輸出の実態については、額満厚〔2022〕を参照されたい。

25) 「支那器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍密大日記 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR：Ref.C10073198900、画像頁0072）。

26) 「支那器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍密大日記 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR：Ref.C10073198900、画像頁0073）。

ハル以上ハ、当該地方ニ直接輸送セラルルモ差支ナキカト考察スルモ為念御都合承知シタシ」²⁷⁾と記す。批判を回避するために購入希望者に直接輸送するのではなく、第三者に一旦輸送し、中央政府を経由して供給要請者に郵送する方法を検討している旨が記されている。

流石の陸軍も日本政府、取り分け外務省の外交上の憂慮を払拭する手立てを講じていたのである。ただ、この兵器引渡の方法を巡っては輸送経路、兵器代金など多義にわたる課題が生じていた。実際にその後も斎藤武官は日中双方にとって円滑な武器輸出の実施方法の案出に苦慮していた。それで、同月の「支那行兵器輸送ニ関スル件」（西密受第四六一号、大正七年一月二九日）には、山田陸軍次官宛に以下の電報を送付していた。

すなわち、「山東、福建、浙江ニ供給スベキ兵器ニ関シテハ支極秘セテ以テ電報シ置ケルガ本日本職ハ陸軍総長ニ会見シ、以上各省使用兵器ハ中央ニ於テ購買シ、各省ニ分配スルモノト了解シテ可ナルベキヤヲ問ヒタルニ、段ハ其通り了解セラレテ可ナリトシ、之ニ関スル契約ハ各省ニ於テ締結スルヲ以テ当方ヨリ別ニ書面ニテ証言セス、其辺了承アリタシ」²⁸⁾と。ここには「各省使用兵器ハ中央ニ於テ購買シ各省ニ分配スル」方法が提案されていた。この方法によれば、外務省が懸念する日本政府と中国中央政府との軋轢を生むこともなく、表向きには日本政府が中国政府を支援している格好を保つことが可能と踏んだのである。

この斎藤武官の提案が事実上容認されたこともあり、1919年1月に中国政府の参謀総長に就任した張懷芝から、30年式小銃3000挺、38年式小銃3100挺の供給の要請があった。張総長の要請には、段祺瑞の了解を得たのち供給が実行される見込みとなった。

この時期、対中国武器輸出実績を示す史料が数多く存在する。特に中国政府以外にも、各省の督軍宛への供給が実施に移されている。例えば、1918年1月29日付で、閣議に「支那中央政府ヨリ要求兵器ノ追加トシテ指定督軍ニ兵器供給ノ件右閣議ニ供ス」とする内容の覚書が提出されている。中国政府以外にも山西、陝西、河南の各督軍に向けての兵器供給が本格化していたことを示している²⁹⁾。

その内容は、「客年〔昨年大正六年〕十一月以来支那中央政府山西陝西及河南督軍ニ対シ兵器供給ノ契約ヲ締結シ、山西陝西両省ノモノハ既ニ全部陸軍官憲ヨリ払下ヲ完了シ目

27) 「支那兵器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍密大日記 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR : Ref.C10073198900、画像頁 0074-0075）。

28) 「支那行兵器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他 兵器局銃砲課』、ACAR : Ref.C10073199100、画像頁0091-0093）。

29) ここで言う督軍とは、1916年7月から25年にかけて設置された省の軍務を担う軍政長官のこと。大總統および陸軍部の命令下に、配下軍隊を指揮する権限を保有した。注2も併せて参照されたい。

下輸送中ニシテ、中央政府ノ分モ亦既ニ輸送ヲ開始シ本年九月迄ニ之ヲ完了スヘク、河南督軍ニ対シテハ本年十月之カ供給ヲ実施セントス、然ルニ客年十二月中旬以来福建山東浙江ノ諸督軍ノ要求ニ対シ支那中央政府ヨリ再三之カ応諾ヲ公使館附武官ヲ通シテ依頼シ来リシモ、時局ニ照シ之カ供給ノ契約並契約乃実施ヲ遷延来リシモ更ニ之ヲ遷延センカ徒ラニ彼國政府ヲシテ疑ヲ抱カレムルヲ恐ルルニ至レリ、依テ前記三省ハ勿論今後其他ノ地方督軍ノモノニ対シテモ左記ノ方針ヲ以テ実施スルコト致度」³⁰⁾ とする内容である。

この文面に見出されるように、武器輸出に関して搬入方法や時期、契約方法等については混乱が相次いだ。混乱ぶりを示すものとして、同年4月11日付の山田陸軍次官宛斎藤武官の電文には、凡そ一ヵ月前の事情に絡め、「山東、浙江、福建省三省督軍用兵器ハ三月二十日及二十八日、二回ニ契約ヲ取極メタル時、本日陸軍総長ヨリ右兵器ヲ至急受取タキ旨申入レタリ、泰平公司ニモ下命ノ上ナルベク右要求ニ応ズル様取計アリタシ」³¹⁾ との文面があり、同月31日には、「三月三十日附ヲ以テ陸軍総長段芝貴ヨリ今般左記兵器ノ講〔購〕買契約ヲ泰平公司トノ間ニ丁〔締〕結セシニ伝達方依頼シ来リ候條忝下御承諾相成度候也」としたうえで、アラ善親王〔甘肅省属西套蒙古〕に対して、「三〇年式歩兵銃 二百挺 三八歩兵銃 二百挺 南部式拳銃 二十挺 同彈藥四千發」³²⁾ を輸出する旨が記されている。

しかし、各方面からの数多の発注には、十分な対応が困難となりつつあった。その原因としては発注量が膨大に上ったこと、従来の如く大々的な輸出政策がアメリカなど諸外国から警戒と不信を招きつつあり、これを考慮せざるを得なくなったこと、輸出用武器総量に限りがあったこと等が指摘できる。

こうした要因は、実は潜在的には第一次世界大戦開始年頃から内々には認識されていたことであつた。矛盾は一気には表面化しなかったものの、大戦末期から日中軍事協定の廃棄が俎上に挙げられるに従い、深刻な課題となってくる。取り分け武器輸出の遅延と、価格設定問題をめぐる日中間の軋轢は、頂点に達しつつあったのである。

30) 「支那中央政府ヨリ要求兵器ノ追加トシテ指定督軍ニ兵器供給ノ件 大正七年一月二十九日 内閣書記官」(防衛省防衛研究所蔵『公文別録 陸軍省 第一巻』、ACAR: Ref.A03023080100、画像頁無し)。

31) 「支那行兵器ニ関スル件 密第四六一号 其四四 兵器局銃砲課 大正七年四月十一日」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR: Ref.C10073200500、画像頁0217)。

32) 「支那行兵器ニ関スル件 密第四六一号 其四四 兵器局銃砲課 大正七年四月十一日」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR: Ref.C10073200500、画像頁0220-0221)。

（2）遅延する武器輸出と価格設定問題

表向きには以上で追ったように武器輸出は顕著な動きをしているものの、その一方では遅延問題が浮上してくる。例えば、斎藤武官は山田陸軍次官宛に、同年4月20日付の電報「密第四六一号」には、「十三日附段陸軍総長ヨリ甘肅省督軍用三八式歩兵千挺同騎銃五百、各銃弾薬五百発山東塩運使用三八式歩兵銃七百、弾薬一四万発ノ売買契約ヲ泰平公司ト締結セシニヨリ政府ニ伝達アリタキ旨申出タリ払下承諾アリタシ」³³⁾と記されていた。さらに、同年4月30日付で斎藤武官が段陸軍総長より、「浙江省用三八式歩兵銃二千挺、弾薬二万発ヲ泰平公司ヨリ購買シ度キニ就キ、政府ニ伝達サレ度キ旨依頼シ来レリ、払下承諾アリ度シ」³⁴⁾とする電文が送付された。

この電文を含め、段芝貴とのやり取りを示す電文のうち、武器輸出に関する文面には、「段芝貴ハ小銃殊ニ其实包ノ迅速ナル輸送ヲ希望シテ曰ク、聞ク所ニ依レハ泰平組合既ニ陸軍省ヨリ二万ノ小銃ト二千万ノ実包ヲ受領セシニ拘ラス船ヲ撰フ為来ラサルナリト、果シテ然ラハ特ニ貴部ヨリ督促シ運賃ノ如キハ多少ノ犠牲ヲ拂フトモ、遅クモ一週間内ニ第一実包、第二小銃、第三機関銃一若干ヲ送ル様是非御配慮頼ムト懇願セリ、右実包ハ過日モ懇願セル如ク事実余程ニ急ヲ要スルカ如シ、又時局維持上必要ト認ム然ルヘク泰平ヘノ御指図ノ上、其結果泰平ヨリ至急当方ヘ返答サセラレタシ」³⁵⁾とし、武器輸出が必ずしも円滑裡に進んでいなかった実態が示されている。

日本陸軍と中国政府との武器輸出を巡るやり取りのなかで、中国側から発注に対して迅速な対応を求める声が強く出されており、日本側は泰平組合を媒介として、これに応える姿勢を強調してみせた。このやり取りに示された対中国武器輸出の実績を、1918年8月から翌年の1919年4月までに限り、実際にどの程度の輸出が実行されたかを見ておく。「第二回支那中央政府行兵器供給期限区分表」³⁶⁾（表1）に依れば以下の通りである。

33) 「支那行兵器ニ関スル件 密第四六一号其四四 兵器局銃砲課 大正七年四月十一日」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR : Ref. C10073200500、画像頁0227）。

34) 「密第四六一号其四五、四六 五月二日 第五号」防衛研究所『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACAR : Ref. C10073200500、画像頁0229）。

35) 「支那行兵器輸送ニ関スル件 大正七年八月三一日受領 西密受第二七九号」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正12年1月至12月』、JACAR : Ref. C03010358400、画像頁0654-0655）。

36) 「第二回支那行中央政府兵器供給期限ニ関スル件」防衛研究所『陸軍省大日記 第461号、兵器局銃砲課、大正7年8月30日受』、JACRA : Ref. C10073201700、画像頁 0408-0412）。

(表1)

品 目	注文総員数	担任工廠
三八式歩兵銃	85,000挺	東京工廠
同携帯予備品	8,500個	東京工廠
三十年式銃剣	85,000振	東京工廠
三八銃剣	85,000振	東京工廠
三八式銃実包	87,500,000発	東京工廠
三八式機関銃	198挺	東京工廠
同実包	9,900,000発	東京工廠
六年式山砲用榴弾薬筒	16,200発	東京工廠
三八式野砲砲車	72台	大阪工廠
三八式野砲用弾薬車	108台	東京工廠
六年式山砲砲車	162台	大阪工廠
三八式野砲用榴弾薬筒	7,200発	東京工廠

(JACRA : Ref.C10073201700、画像頁 0408-0412 より作成)

その他にも小粒薬(117,000)、山砲薬莢(81,000)、野砲薬莢(36,000)、一号形薬(81,000)、一号带状薬(36,000)等多種に上った。凡そ一年間で急速に武器輸出が伸びたのは、中国の参戦問題と絡み、日本の強い武器輸出政策があったからである。ここに示された武器の種類や量は、以後の起点となる。対中国武器輸出を円滑に進めていくうえで、経費問題や仲介業者(商社)など実に様々な障害が存在した。そのなかで最も大きな課題が経費問題である。経費問題をめぐり、日本政府や陸海軍、それに仲介者と中国政府との間で軋轢や行き違いなど頻発していた³⁷⁾。

その一例を挙げれば、1918年10月26日付の「次長ヨリ在上海松井大佐へ」の通牒(電報)では、前年8月に馮国璋が北京入りして代理大總統に就任するや、江蘇督軍に就任していた李純が、小銃7000挺、実包140万発の購入を希望し、日本政府は泰平組合を通じて応じたとしている³⁸⁾。督軍への兵器供給は活発に実施されたが、ここで問題なのは輸出に必要な経費問題である。

それで輸出促進のためには、第一に供給期日を明確にすること、第二に中国側の要求希

37) なお東京工廠で生産された諸兵器の国内受注と海外輸出の割合については明確な史料は不在だが、本稿で明らかにしたように中国を筆頭に海外からの発注が大量化し、これに十分に対応できないほど輸出兵器不足に陥っていた。それを埋め合わせるために、陸軍の場合ではれば在庫兵器や旧型兵器の抛出を関係部隊に要請し、海外からの発注に依っている。その点から当該期では慢性的な輸出用兵器不足が続いていたことは確かであろう。因みに、1914年段階における軍器製造部門の工場数は18ヵ所(原動機馬力数165,191馬力、職工数79,768人)であった(小山弘健『日本軍事工業の史的分析』御茶ノ水書房、1972年、159頁)。

38) 「密受第四六一号 兵器局銃砲課 件名 江蘇省行兵器払下ニ関スル件 大正七年十月 大臣官房受領」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正7年10月30日 兵器局銃砲課 陸軍省』、JACRA : Ref. C10073202200、画像頁0494)。

望に沿うよう努力すること、第三に供給には充分誠意を持って対応すること、第四に荷造りを用意周到にすること、等の諸注意を列挙する。そして、「実地現物ヲ最迅速且ツ果敢ニ而モ厚意的ニ支那全軍隊ニ可成多数ノヘキ供給ヲ奨励実現セシムルコト目下ノ急務ニシテ、又実ニ機宜ニ適シタル処置ト思惟ス」³⁹⁾としている。

また、武器輸出の促進方法として「第二、価格ヲ一層低廉ナラシムルコト」⁴⁰⁾とし、製作費単価から泰平組合への払下单価、そして泰平組合が支那側への売却価格の間に相当の高値が設定されている現状を指摘している。価格の設定問題について、その実情を以下の資料で見ておこう。「製作費実費単価ノ概額（円）」（甲額）、「日本官憲ヨリ泰平組合ニ払下单価ノ概額（円）」（乙額）、「泰平組合ヨリ支那側ノ売渡ノ単価（円）」（丙額）とする。以下の（表2）を参照されたい。

（表2）

名 称	甲額（円）	乙額（円）	供与先	丙額（円）
三八式歩兵銃及騎銃	33	50	地方口	66
			中央口	64
三八式実包（一万発ニ付）	750	1,020	地方口	1,346
			中央口	1,305
三八式機関銃	1,400	2,020	地方口	2,969
			中央口	2,588
同実包（一万発ニ付）	850	1,140	地方口	1,504
			中央口	1,459
三八式野砲砲車	6,000	10,000	地方口	14,256
			中央口	13,824
六年式山砲々車	4,000	72,00	地方口	9,504
			中央口	9,216

（JACRA：Ref.C10073202200、画像頁0512より作成）

兵器製造所（工廠等）の純利、工場費、器械器具費、設備費、荷造り費、運賃に保険料などが加算されとしても、甲額と丙額との格差は著しく、なかでも機関銃や砲車など高額兵器の上げ幅が目立つ。乙額から丙額の格差も大きく、特に機関銃は二倍近く、砲車も約四割高となり、泰平組合が高利益を得ていたことが窺われる。1918年10月20日現在の

39)「密受第四六一号 兵器局銃砲課 件名 江蘇省行兵器払下ニ関スル件 大正七年十月 大臣官房受領」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正7年10月30日 兵器局銃砲課 陸軍省』、JACRA：Ref. C10073202200、画像頁0503）。

40)「密受第四六一号 兵器局銃砲課 件名 江蘇省行兵器払下ニ関スル件 大正七年十月 大臣官房受領」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正7年10月30日 兵器局銃砲課 陸軍省』、JACRA：Ref. C10073202200、画像頁0510）。なお、同史料には、兵器供給（武器輸出）促進のために、「第一、供給ヲ一層迅速ニスルコト、第二、価格ヲ一層低廉ナラシムルコト、第三、兵器ノ使用、取扱及保存法等ニ関シ一層親切ニ説明スルノ方法ヲ講スルコト、第四、可成支那側ニ於テ希望スル諸般ノ武器弾薬、器具、材料等ノ需要供給ニ応シ得ル如ク務ムルコト」の四点が不可欠だと記されている。

兵器供給の実数を記しておく。

先ず、供給先は順に書き出すと、山西、陝西、第一中央、安徽、福建、徐州、第一綏遠、第二綏遠、第一浙江、第一山東、直隸、蒙古、第一甘肅、第二甘肅、塩運使、吉林、河南、第二浙江、第二山西、第二中央、浙江省長、第二福建、龍巡閱使、黒竜江、湖北、同追加、第二山東、浙江等となっている。これら諸地域への武器の種類と因数は以下の通りである（表3）。品種と上記の輸出先への合計員数を記しておく。

（表3）

武器・弾薬	員 数
三〇式歩兵銃	24,100挺
三八式歩兵銃	187,001挺
三八式騎兵銃	1,733挺
三八式実包	53,060,000発
三八式機関銃	512挺
機関銃実包	22,400,000発
三八式野砲	210門
同上榴霰弾	112,000発
同上榴弾	8,200発
六式山砲	340門
同上榴霰弾	174,300発
十二瓏榴弾砲	12門
同上榴霰弾	2,400発
十五瓏榴弾砲	18門
同上榴霰弾	960発
三一式速射山砲	14門

（JACRA：Ref.C10073202200、画像頁0521-0523より作成）

兵器輸出の手順については、基本原則として、中国政府が日本に注文し、支払は各督軍が兵器輸出の媒介業者である泰平組合を介して執り行うこととなっていた。その文面には、「支那ニ輸出スル兵器ハ表面中央政府ノ注文品ノミト限定シアリ、依テ申越ノ兵器モ他ノ督軍ト同様中央政府ヨリ申込ノ形式ヲ採ラシメラレタシ、仕払ハ督軍ヨリ直接泰平組合ニ実施セシメテ可ナリ、委細ノ手續ハ同組合ヨリ督軍側ニ申出デシムル筈、含ミ置カレタシ」⁴¹⁾とある。

こうして日本側としては、あくまで中国政府を介することにより、武器輸出の安定性を担保可能となったこと、各督軍との直接取引による中央政府との軋轢を回避できたこと、特定の勢力に偏在していた傾向を是正できたこと、等のメリットがあったと考えられる。

41) 「黒龍江督軍に兵器供給の件」（防衛研究所『陸軍省大日記「黒龍江督軍ニ兵器供給ノ件」密受第一七六号ノ其二 関東都督府』、JACRA：Ref.C03022472600、画像頁0285）。

（3）地方軍閥への武器輸出と担い手

中国政府への武器輸出を基本としながらも、日本陸軍は中国各地に勢力を張りつつ、中央政府との対立と妥協を繰り返す地方諸勢力にも果敢に武器輸出を行っている。

例えば、1918年9月3日付で当時参謀本部付の哈爾濱特務機関長であった武藤〔信義〕少将の名前で参謀次長〔田中義一中将〕宛に以下の電報を発出している。即ち、「一、烏蘇里方面ニ行動スル友軍ト策応スル目的ヲ以テ、黒龍方面ニ親露哥薩克軍編成ノ企画アリ、従来多少ノ兆候アリシカ目下五百乃至千名ヲ募集シテ既ニ一支隊編成中ナリ、其所要数トシテ第一期分左ノ兵器ヲ希望シ来レリ、現在ノ形成ヨリ是レカ支給ヲ有利ト認メラレアルヲ以テ領事ヲ経テ既ニ公式ニ申込ミタル筈ナリ」としたうえで、「機関銃十二、小銃一〇〇〇、騎銃五〇〇、小銃弾百五十万、拳銃二〇〇、軍刀五二〇」と記し、さらにチエック軍から追加要請として、「騎銃三五〇、軍刀二〇〇」等が記されている⁴²⁾。

さらに、1918年9月18日付で参謀本部は外務大臣宛に「黒龍哥薩克軍編成ノ為兵器供給ヲ有利ト認メ別紙ノ通供給方取計ハシメ候條承知相成度候也」⁴³⁾とし、兵器供給によりコサックとの連携を図ろうとした。そのため陸軍兵器本廠に至急字品までの搬送を要請する旨の通達を陸軍運輸部に提出している。その費用は1150円とし、陸軍東京経理部に請求するようとした。その前後、東京工廠には臨時軍事費6万7262円50銭の費用にて至急製造し、陸軍兵器本廠に引き渡す要請書を提出している。

また、「黒龍支隊ニ武器交付ノ件照会」（大正七年九月七日付）で参謀総長上原勇作からの陸軍大臣大島健一宛文書において、「今般、黒龍哥薩克軍編成ノ為第一期所要兵器トシテ左記兵器弾薬交付方請求アリシ所、之レカ支給ヲ有利ト認メラルルヲ以テ至急詮議相成度候也」とし、主な兵器として機関銃（6挺）、小銃（500挺）、騎銃（250挺）、小銃弾（75,000発）、拳銃（100挺）、軍刀（100振）を交付するとした。

第一次世界大戦開始以後、特に中国の参戦が決定されて以降から大戦終了以後も含めて、日本の対中国武器輸出は一貫して継続された。その主要な担い手は、日本陸軍の意向を受けた泰平組合であった。但し、これまでの先行研究では、泰平組合が唯一の武器輸出商社という位置づけが圧倒的であったが、輸出商社は泰平組合に留まらない。

泰平組合に代表される武器輸出会社に対し、売却交渉の方法についての批判が、受け入れ先の中国側だけでなく、日本政府部内や輸出関連企業などから起きていた。特に、泰

42) 「黒竜支隊に武器交付の件」（防衛省研究所蔵『西受大日記 大正8年2月 黒竜支隊ニ武器交付ノ件 西密大 第三二五号 参謀本部 大正七年九月一六日』、JACRA : Ref.C03010131500、画像頁0805-0806）。

43) 「黒竜支隊に武器交付の件」（防衛省研究所蔵『西受大日記 大正8年2月 黒竜支隊ニ武器交付ノ件 西密大 第三二五号 参謀本部 大正七年九月一六日』、JACRA : Ref.C03010131500、画像頁0791）。

平組合が、その独占的な地位を利用してか、中国側の分割払い提案を受け入れない硬直した姿勢を批判する。

すなわち、武器輸出政策の現地における責任者であった斎藤武官は、「既ニ該政府ニテ支那陸軍部ニ供給ヲ承諾セルコトヲ回答シ為ニ今以テ泰平組合ト支那側トノ間ニ売買契約ヲ締結スルニ至ラス、右ハ最近泰平組合ガ支那側ニ対シテ代金支払方ノ要求過酷ナルニ依ル、即從來地方督軍用ノモノハ現金支払トシ其代金授受ハ三期ニ分タル契約締結ト同時ニ総代価ノ三分ノ一、現物積立シノ通知ト同時ニ三分ノ一残余ノ三分ノ一ハ現品ト引換ニセリ」⁴⁴⁾とし、泰平組合の従来の輸出方法について厳しい批判を展開する。

泰平組合の過剰なまでの利益第一主義を批判しつつ、当該期における日本の対中国武器輸出が欧米諸国と比較して優位にあることに触れる。そして、「兵器ヲ同一制式タラシメントスル兵器制作ヲ実行セントスルニ方リ、泰平組合ハ我政府ノ指定ニヨリ既ニ莫大ナル利益ヲ獲得シアルニ拘ラス、政府ノ独占ヲ利用シ過酷ノ交渉ヲナシ為メニ売買交渉ヲ渋滞セシメ、殊ニ欧州戦争ノ終末ニ近キ不要兵器ノ多数ヲ生セントスル事等ハ少シモ顧慮セス、我兵器政策ノ進行ヲ阻碍スルハ以テノ外ナル次第ナルニヨリ至急嚴重ナル誠飭ヲ加ヘラレ、以テ其弊ヲ矯正セラレ度シ」⁴⁵⁾とし、日本の「兵器政策」にも齟齬を生じさせていることから、懲戒を意味する「誠飭」の用語まで持ち出し、厳しい処分さえ辞さないとも断じる。

これは泰平組合と日本陸軍が従来の研究では表裏一体かつ日本陸軍の統制下にあつて厳しく統制していたとする解釈から逸脱する見解である。既述の通り、泰平組合は、原価と比較した相当額の価格吊り上げを意図的に行っていた。

先ず、1918年3月31日付で斎藤武官から山田陸軍次官宛の「兵器払下相成度件通牒」には、「三月三十一日付ヲ以テ陸軍総長段芝貴ヨリ今般左記兵器ノ購買契約ヲ泰平公司トノ間ニ訂〔締〕結セシニ付我政府ニ伝達方依頼シ来リ候條払下御承諾相成度候也」⁴⁶⁾あり、阿拉善親王〔甘肅省属西套蒙古〕用として30年式歩兵銃200挺、歩兵弾薬20万発、南部式拳銃20挺、同弾薬4000発の発注に対し、泰平公司を仲介して払下するとしている。これに対して陸軍次官は、斎藤武官への4月10日付の回答電報のなかで、「三〇年式銃ハ供

44) 「支那行兵器供給の件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C10073202300、画像頁0541-0542)。

45) 「支那行兵器供給の件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA : Ref.C10073202300、0544-0545)。

46) 「支那兵器に関する件」(防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受大461号 其他』(JACRA : Ref.C10073200500、画像頁0220)。

給出来ズ其他ハ払下異存ナシ委細泰平組合ニ内示ス」⁴⁷⁾と記していた。

さらに、同年4月20日付の山田陸軍次官宛の斎藤武官による電文には、「段陸軍総長ヨリ甘肅督軍用三八式歩兵銃千挺同騎銃五百各弾薬五百発山東塩運使用三八式歩兵銃七百弾薬一四万発売買契約ヲ泰平公司ト締結セシニヨリ政府ニ伝達アリタキ旨申出タリ払下承諾アリタシ」⁴⁸⁾とある。泰平公司是、中国政府を通じて各省督軍など地方勢力との武器売買を果敢に担っていた。そのことは、前後するが4月10日付の次官宛の斎藤武官の電文に、山東・浙江・福建の三省督軍から兵器供与の要請が中国政府陸軍総長を経由してあったことを伝え、「泰平公司ニモ下令ノ上ナルベク右要求ニ応ズル様取計アリタシ」⁴⁹⁾とあることから推察される。

なお、对中国武器輸出を担った仲介業者などは、例えば、「支那ト兵器輸出ノ統一上各種ノ個人出店ニ対シテハ之ヲ避ケ政府並督軍ニ対シテハ泰平組合ヲ仲介トシ直接契約セシムル方針ナリ」⁵⁰⁾とされ、当該期には数多の「個人出店」とされた仲介業者が乱立していた。これも武器を筆頭に、中国側から数多の輸入品の要請があったからである⁵¹⁾。

3 对中国武器輸出禁止問題の浮上と日本の対応

(1) 各地域督軍への武器輸出の実態

以上のように日本の对中国武器輸出は中央政府から各地の督軍をはじめとする諸勢力に

47) 「支那行兵器供給の件 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他」(防衛省防衛研究所『陸軍省大日記』、JACRA : Ref.C10073200500、画像頁0219)。

48) 「支那行兵器供給の件 大正六年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他」(防衛省防衛研究所『陸軍省大日記』、JACRA : Ref.C10073200500、画像頁0227)。

49) 「支那国へ兵器供給に関する綴」(防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 密受第461号』、JACRA : Ref.C10073200500、画像頁0217)。なお、泰平公司是、この他にも徐樹錚の要請で38年式歩兵銃47,000挺、同弾薬940万発、38年式機関銃114挺、同弾薬132万発、38式野砲54門、同榴霰弾27,000発、同榴弾5,400発、6年式山砲126門、同榴霰弾63,000発、榴弾12,600発の発注を受けている(同上、画像頁0235)。

50) 「支那行兵器供給に関する件」(防衛研究所『陸軍省大日記 密第461号 軍務局軍事課 提出大正七年一月二四日』、JACRA : Ref.C10073199200、画像頁0096)。

51) 廈門各界反日同盟会が作成した『日貨調査録』(中華民国一八年四月発行)には、全てが武器を扱っていた訳ではないが、大正期から昭和初期にかけて中国国内で中国中央政府及び各省督軍や地方勢力と貿易取引をいた仲介業者には、徳行洋行、天祐洋行、日比洋行、西京紙物廠、大阪一二洋行、阿都寺洋行、東京電燈公司、三合公司、義記洋行、中利洋行、徳記洋行、利記洋行、西京模範、大和洋行など全部で五九社の名前がリストアップされている。このなかには日露戦後から对中国武器輸出を担った三井洋行なども含まれている。また、イタリアからの航空機輸入など手掛けた和登洋行などは含まれていない。(外務省外交史料館蔵『戦前期外務省記録 昭和4年4月』「廈門／8日貨調査記録」、JACRA : Ref. B02030053000、画像頁0190)。なお、泰平組合は当初は武器輸出の一本化と陸軍の強い統制力確保のために高田商会など有力輸出企業が合同出資して設立された。その後、武器輸出の要請が増大するに伴い、これに対応するため新規参入企業を緩和したため乱立の様相を呈するに至った。その一方で中国の細部にわたる武器注文への対応が可能となった一面も否定できない。

強力に継続されていた。一連の日本による果敢な武器輸出政策にアメリカは活発化する日本の対中国武器輸出の実態が明らかになるにつけ、日本への牽制策を展開することになる。

これに対して、日本政府は対応に苦慮するが、1918年12月段階での対応事例として、芳澤謙吉代理公使〔1923年から在中華民国特命全権公使、後の外相〕から外務次官宛の通牒案「支那ニ対スル兵器供給方ニ関スル件」（陸密第三七八号 十二月二十五日）⁵²⁾には、「支那南北統一成立スル迄ハ兵器ノ供給ヲモ実行セサルヘキ米国ノ提議ハ成ルヘク之ヲ拒否スルヲ希望スルモ、若シ主義ニ於テ認容スヘキ場合ニ於テハ左記ノ分ハ除外スルコトト致度キ段申進候也」と記され、「一、妥協問題発生前ニ於テ既ニ契約成立シ目下供給中若クハ其ノ準備中ニ属スル兵器 二、参戦軍編成所要ノ兵器 三、辺疆防備用兵器」については、アメリカとの妥協をも辞さないとする柔軟な対応方針を考えていた。

日本政府としても正面からアメリカの提議を拒否することは不可能とし、自ら輸出の枠組みを提示してみせることで、アメリカの批判を回避しようとしたのである。しかし、日本の輸出対象が中国の中央政府だけでなく、各地の諸勢力をも含め、広範な輸出態勢を敷いていたことから、アメリカは日本の姿勢に終始懐疑的であった。実際にアメリカの提議が出される前後において、日本の対中国武器輸出は、以下の表の如く広範囲にわたっていたのである。

そのことを示す史料として、1919年2月7日付、山田陸軍次官から「第一次参戦借款兵器供給ノ件」として、北京駐在武官坂西利八郎〔以後、坂西武官〕や同武官東乙彦〔以後、東武官〕、斎藤武官等に宛てた電報にある「支那行兵器既契約品中今後引渡ヲ実施スベモノ」⁵³⁾と題したそれに一覧表には、「配当先、陸軍省ニテ泰平組合ト供給ヲ承諾セル日、支那陸軍部トノ契約ノ日、品目、員数、引渡完了予定」の項目の順に以下（表4）の様に記されている。全て1918年、引渡完了年は1919年の記録である。

52) 「支那に対する兵器供給方に関する件」（防衛研究所『陸軍省大日記 大正6年 支那国に対する兵器供給方に関する綴 密受第461号 其他支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件 密受第五八八号 軍事課 大正七年一月二五 受領』、JACRA : Ref.C10073203200、画像頁0709-0710）。

53) 「支那に対する兵器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件 密受第四六一号 外務省 大臣官房受領 大正八年二月七日 受領』、JACRA : Ref.C10073203000、画像頁0663-0665）。

(表4)

配当先	陸軍省ニテ配給 ヲ承諾セル月日 (1918年)	泰平組合ト 支那陸軍部 トノ契約月 日	契約品中未渡品		引渡完了月 (1919年)
			品 目	員 数	
中央政府	7月19日	7月31日	三八式歩兵銃 三八式機関銃 三八式銃実包 三八式機関銃実包 六式山砲 同榴弾 三八式野砲 同弾薬車 同榴弾 三八式野砲・六式山砲榴霰弾	55,000挺 118挺 39,714,400発 8,100,000発 216門 16,200発 28門 108台 7,200発 76,000発	4月
甘 肅	9月20日	11月26日	三八式歩兵銃 三八式騎銃 同実包	200挺 200挺 200,000発	2月
湖 北	第一回 7月19日 第二回 9月20日	第一回 8月20日 第二回 10月15日	六式山砲 三八式銃実包	20門 2,000,000発	2月
山 東	9月4日	11月18日	三八式歩兵銃 同実包	6,000挺 1,000,000発	2月
黒竜江	7月3日	8月20日	三八式野砲弾薬車	24台	1月
浙 江	5月18日	10月8日	三八式銃実包	3,000,000発	1月
厦門警察	6月20日	8月10日	三八式銃実包	3,000,000発	1月
山 西	7月24日	7月29日	六式山砲	4門	1月

(JACRA : Ref.C10073203000、画像頁0658-0660より作成)

中央政府には特に手厚く武器輸出が実施され、量的差異は明らかだが地方組織にも一定量が供与されていたのである。対米関係の悪化を危惧する外務大臣内田康哉は、同年1月1日付で陸軍大臣田中義一宛に「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」と題し、「兵器弾薬等供給ノ義ハ目下ノ支那時局並ニ列国トノ関係ニ顧ミ外交上影響スル所少カラサル義ナルニ付追テ篤ト御協議ヲ了スル迄ハ、不取敢本件兵器弾薬等ノ交付ハ凡テ御差控ヘ相成様致度」⁵⁴⁾との申し入れを行った程であった。これは、兵器供与が外交上のトラブルを喚起する可能性を指摘したものであった。現実には武器輸出商社と陸軍の独走に歯止めをかけ

54) 「支那に対する兵器供給に関する件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記』「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件 密受第四六一号 外務省 大臣官房受領 大正八年二月七日 受領」、JACRA : Ref. C10073203000、JACRA : Ref. 画像頁0674)。

たい外務省の立場を鮮明にしている。

同時に（表4）で明らかなように、中国側からの兵器供給の要請を受け、陸軍省が泰平組合に供給の承諾を与えた月日と中国陸軍部との契約成立日、引渡完了日、中国陸軍部との契約日、品目、員数、引渡完了予定の一連の流れが終了するまで、凡そ半年程のタイムラグが目立っていることである。これは供給する兵器の整備や梱包、搬送期間など多くの日数が必要であることを考慮しても、必要以上の日数を要しているのは、アメリカの輸出抑制の動きを配慮したものと思われる。それだけ日本の対中国武器輸出をめぐるのは、慎重な対応を迫られていたことを示しており、アメリカとの軋轢が深まりつつあった、と言うことである。

（2）供給の方法めぐる乖離

対中国武器輸出がアメリカやイギリスなど欧米諸国との外交関係に不穏な影を落とし始めた折、武器輸出をめぐるのは、既述の如く、日本国内では特に外務省、日本陸軍、泰平組合の間で兵器供給の方法をめぐる乖離や齟齬が顕在化していた。その点をもう少し詳しく追ってみる。

1918年12月26日付の内田外相から小幡公使宛電文（第一一八二号）では、「第二次参戦借款ニ至リテハ未ダ具体的商議ノ進行セルモノナク、又帝国政府ハ一切ノ誤解ヲ避ケムカ為メ既ニ右新借款ノ締結ヲ阻止スルノ手段ヲ執レリ、・・・寺内内閣時代ニ於テ泰平組合ト支那政府トノ間ニ明年四月迄毎月一定数量ノ兵器弾薬ヲ供給スルノ契約成立シ、之カ履行ハ泰平組合ノ既定義務ニ属スルモノニシテ、此際帝国トシテハ前記参戦借款ノ場合ト同様苟モ右兵器弾薬カ戦争ノ目的ニ供セラレサル様特ニ嚴重ナル監視ヲ行フ」⁵⁵⁾と記され、泰平組合の行動に疑義を挟んでいた。

日本政府及び外務省は、対中国武器輸出により戦力を強化した中国政府が革命派との戦争に使用されることに警戒心を強めていた。そこには、「既定義務ニ属スルモノヲ除キテハ支那統一ノ完成セサル限り兵器弾薬ノ供給ヲ阻止スヘキコト勿論トス」⁵⁶⁾と重ねて強調している。

さらには、小幡西吉公使宛に「陸軍ヨリ坂西少将ニ達シタル電報ニハ兵器供給ハ泰平組合関係既定事項ニ属スルノ外ハ、第一次参戦借款ニ依リ新軍組織ノ為メ購入スル兵器ハ

55) 「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref: C10073203000、画像頁0685-0686）。

56) 「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref: C10073203000、画像頁0687）。

之ヲ供給スヘキ旨記載シアル趣ノ處、右ハ前記貴電トハ聊カ相違シ居ル様存シラル、付、其点ニ関スル御意向及希望電報ヲ請フ」⁵⁷⁾なる電文を寄せている。

日本政府及び外務省は、武器供給の円滑化を阻害する泰平組合に不満を抱いており、内田外相は在南京日本領事館の精野七太郎事務代理に向けても、1918年12月28日付電文で、「此際支那側ニ武器ヲ供給スルコトハ帝国政府現下ノ対支方針ニ鑑ミ、将来又南北妥協ノ氣運漸ク熟シ来レルニ顧ミ面白カラサルノミナラス、南方派ハ貴地ニ於テ會議ヲ開催スルヲ忌避シ居ル次第ニシテ、斯カル「デリケート」ナル地位ニ在ル李督軍ヲシテ武器彈藥等ヲ入手セシムルハ、折角解決ニ向ヘル政局ニ非常ナル悪影響ヲ及ホス虞アリ」⁵⁸⁾とする文面で李督軍への武器輸出は、中国政府と日本政府との関係上からも相応しくなく、かつ中国政府と各地督軍との力関係を不安定的化させる要因となる、とする判断を示していた。

1919年1月15日付の「支那行兵器契約未完了調」⁵⁹⁾に依れば、各地勢力への武器供給に関する契約状況は以下の表の通りである（表5）。

（表5）

配当予定 配当先	陸軍省供給 承諾日	支那陸軍部ヨリ申出主兵器品目員数				
		歩兵銃 (挺)	同彈藥 (発)	機関銃 (挺)	彈藥 (発)	山砲 (門)
山 西	1918年9月21日	3,000	1,000,000			
湖 南	9月21日	2,060	5,000,000			38
湖 南	9月21日	10,000	5,000,000			
陝 西	9月21日	1,500	200,000	6	120,000	
山 西	10月18日	300				
安 徽	10月18日	2,000	660,000			
甘 肅	11月16日	300	420,000	8	240,000	
吉 林	12月16日	10,000	5,000,000			
陝 西	1919年1月10日	10,000	4,000,000			
合 計		39,160	21,180,000	14	360,000	38

(JACRA : Ref.C10073202900、画像頁0617-0618より作成)

表には7陸軍省が供与承諾の認可済ながら、1919年1月現在で契約未完了の配当先が数多く記録されている。山西、湖南、陝西に至っては、供給承諾日から四カ月をも経過して

57) 「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref : C10073203000、画像頁画像頁0675-0677)。

58) 「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref : C10073203000、画像頁0687)。

「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref : C10073203000、画像頁0677)。

59) 「支那ニ対スル兵器供給ニ関スル件」(防衛省防衛研究所蔵『陸軍省 大日記 大正6年 支那国へ供給兵器に関する綴 密受第461号 其他』、JACRA、Ref : C10073203000、画像頁(JACRA : Ref.

C10073202900、画像頁0617-0618)。

いる状態であった。

（3）武器輸出遅延と輸出停止問題の浮上

遅延問題は日中両国政府間の懸案事項となって浮上しつつあった。それゆえ、中国現地にて武器供給の仲介を果たしていた日本陸軍の現地スタッフからは、危惧の念が表明されていた。例えば、1919年1月8日付で東乙彦武官は、陸軍次官山梨半造宛てに以下の電文を寄せている。

まず、東は日本政府の兵器供給の一時見合わせの措置に対して異議を唱える。一時見合わせと言いながら、現実には第一中央口に山砲24門、第二中央口に歩兵銃1万挺、同実包300万発、機関銃26挺、同実包135万発、野砲弾薬車6両、榴散弾1万余発、湖北口に歩兵銃5000挺、同実包100万発、機関銃24挺、同実包100万発、榴弾2200発が中国の港（秦皇島）に到着予定だとしたうえで、これへの対応を急ぐべきとしつつ、以下のように記していた。

「軍事協定有効期限ニ関スル交渉モ極メテ好境ニ進捗シツツアリ」としつつ、その一方で「依然交付ヲ決行スルニ非ラサレハ、其理由ノ如何ニ係ハラス之カ交付ノ停止ハ、必然支那官憲側ノ感情ヲ害シ、引テハ軍事協定ノ交渉上頗不利ナル影響ヲ来ス恐アリト思考スル」⁶⁰⁾と記していた。武器供給の遅延が軍事協定の有効性を阻害するとの認識を示しているのである。

因みに、「支那供給兵器員数ノ件通牒」⁶¹⁾に依れば、1918年11月から12月迄、泰平組合を媒介に中国側への兵器供与の実態は、以下の表の通りである。

先ず配当先を以下に列举する。第一山西、陝西、第一中央、第一福建、徐州、第一綏遠、第一浙江、第一山東、直隸、蒙古、第二福建、第一甘肅、第二甘肅、山東塩運使、吉林、河南、第二浙江、第二中央、浙江省、厦門、黒竜江、湖北、第二山東、第三浙江、第三甘肅、第三山東、江蘇等が挙げられている。以下において1918年12月25日現在における「供給兵器員数表」を示す。分かり易く現史料を基に整理して示しておく（表6）。

60) 「支那行兵器供給に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴 其他支那行兵器供給ニ関スル件』、JACRA : Ref.C10073202900、画像頁0637）。

61) 「支那行兵器員数に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器に関する綴 支那行兵器員数ニ関スル件』、JACRA : Ref. C10073202700、画像頁0601-0606）。

（表6）

兵器の種類	員 数
〇式歩兵銃	24,100挺
三八式歩兵銃	196,201挺
三八式騎銃	2,033挺
三八式実包	12,410,000発
三八式機関銃	512挺
機関銃実包	22,400,000発
三八式野砲	246門
同上榴霰弾	122,800発
同上榴弾	8,200発
六式山砲	376門
同上榴霰弾	185,100発
同上榴弾	2,200
榴霰砲	—
同上榴霰弾	2,400発
留弾砲	8門
同上榴霰弾	960発
三一速射山砲	14門

（「支那行兵器員数ニ関スル件」（JACRA：Ref.C10073202900）より作成）

武器供給の媒介者として日本陸軍は従来から泰平組合に一本化する方針で臨んでいたが、泰平洋行、泰平公司などの媒介者が乱立するに状態に対して、「支那ト兵器輸出ノ統一上各種ノ個人出店ニ対シテハ之ヲ避ケ」る方針の徹底を図ろうとした⁶²⁾。このように数多の武器輸出業者が介在するなか、武器輸出の展開を阻害する事態が順次示されるようになる。

例えば、江蘇督軍の地位にあった李純への兵器供給について、時局関係上交付を中止する措置に対して李純が不平を漏らす。事の経緯は以下の陸軍大臣宛ての東武官の電文が示している。1919年2月24日付電文において、江蘇省督軍が「既ニ手付金トシテ金貳拾余万円ヲ泰平組合ニ納入シ、其ノ供給期限ハ二ヶ月ナルヲ以テ一月末迄ニハ当然交付ヲ終ルヘキ筈ノモノナリ、然ルニ我供給遅延セシ為、遂ニ二五日ノコトニテ時局関係上之カ交付ヲ中止セラルルコトニ至ルヲ李純ハ大ニ其ノ不平ヲ漏ラシツツアリ」⁶³⁾とする内容である。

日本の武器供給をめぐる問題は、直隸派の李純だけに留まるものではなかった。すなわち、東武官は、段祺瑞に重用されていた安徽派の重鎮であった徐樹錚の名を挙げ乍ら、

62) 「支那行兵器に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴』、JARCA：Ref.C10073199200、画像頁0096）。

63) 「支那行兵器に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴』、JARCA：C10073204700、画像頁0974）。

以下の見解を披歴していた。すなわち、「兵器供給ノ延期ハ我政府カ一億支那南北ノ和平成立ヲ熟考スル結果、一時ノ便法トシテ延期シタル」ものの、中国の「軍事ノ進歩ヲ図リ善隣ノ誼ヲ全クスルコトハ本大臣ノ一貫セル誠意ナリトス」⁶⁴⁾ とする。武器供給の条件としての南北の勢力の「和平成立」が求められる、という姿勢を明らかにしていたのである。

それで東武官は、徐樹錚と面談を行った。その場で徐は、「日本政府カ曩ニ参戦借款及兵器供給ハ銀行及泰平公司ノ既定義務ニ属スルモノナルニ依リ、之カ中止ハ不可能ナリト外国公使団ニ声明セタルヲ聞キ、予ハ中心感謝ノ意ヲ表シアリタリ、然ルニ今突然兵器ノ借款ヲ中止セントスルハ甚タ遺憾ナリ」⁶⁵⁾ と、あらためて不満を述べることとなった。

東武官の所見として参戦軍⁶⁶⁾ への兵器供給は極めて重要な政策であり、英米との外交関係への配慮から借款中止の措置を採ったのは誤った判断と主張する。因みに、ここで言う参戦軍とは、安徽派が第一次世界大戦派遣を目的に西原借款を資金源にして編成した三個師から編成された軍隊で、段祺瑞の私兵的性格の強い部隊であった。段祺瑞の命を受けた徐樹錚は、参戦軍の建設のため日本からの武器供与に注力していた。

それで東少将としては、兵器供与推進の理由を以下の通り列举している。

- 一、参戦軍ハ軍事協定上成立セシモノニシテ、該協定持続ノ必要アル以上参戦軍編成ハ一日モ速ニ完成セシムルノ必要ヲ認ムルモノナリ
- 二、参戦軍ハ支那政府ノ陸軍ヲシテ段祺瑞ノ私兵ニ非ス、若シ此編成完了セサルトキハ大總統ハ孤立シ、支那政府ハ再ヒ動揺スルニ至ルヘシ
- 三、参戦軍ハ目下募集中ニシテ不日完成スル筈ナリ、然ルニ今兵器供給ヲ廃止セラルトキハ、之カ教育不可能ニシテ妥協成立見込立タサルニ於テハ全ク編成ヲ中止セラルニ同シ
- 四、五（略）⁶⁷⁾

日本陸軍には様々の思惑が背景にあって武器輸出に奔走していたが、その理由付けとして軍事協定を挙げていたことに注目しておきたい。また、参戦軍が段祺瑞政権の物理的基盤であった。日本政府の周辺では、参戦軍が段祺瑞の私兵的存在との評価が存在したため、

64) 「支那行兵器に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴』、JARCA : C10073204700、画像頁0978）。

65) 「支那行兵器に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴』、JARCA : C10073204700 画像頁0982-0983）。

66) 参戦軍とは、北京政府・安徽派が西原借款を原資として編成した部隊を指す。国軍というより段祺瑞の私的軍隊としての性格が強く、安徽派の精鋭部隊とされ、「王牌軍」との異名があった。

67) 「支那行兵器に関する件」（防衛省防衛研究所蔵『陸軍省大日記 大正六年 支那国へ供給兵器ニ関スル綴』、JARCA : C10073204700、画像頁0982-0984）。

これへの挺入れが特定勢力への偏在とする批判が繰り返されはしていた。そうした評価を受けながらも、日本政府及び日本陸軍は、あくまで段祺瑞政権を支援していく強い意向を示していた⁶⁸⁾。

日本の対中国武器輸出は、この事実をとっても、極めて政治的判断を最優先させてものであったことが理解される。

おわりに

以上の諸点を論じたうえで、結論として以下の点を指摘しておきたい。

第一に、これまで部分的にしか対中国武器輸出の実態が明らかにされてこなかったが、本稿では中国政府を中心としつつも、それ以外に各地の督軍や諸勢力への武器輸出が相当程度の拡がりを持って展開されたことを明らかにした。その分量の全てを明らかにした訳ではないが、日本政府及び陸軍は、対中国政策の重層性のなかで、それを具体的に示すが如く、武器輸出が広範に展開されていた事実を指摘した。

そこから日本政府の対中国政策が一定せず、極めて流動的なものであったことをも裏付けている。武器は政治力の物理的な基盤である。そのことを踏まえて武器輸出の実態を追うと、武器輸出がひとつの政治作用として、一国の政治動向に影響を与えるものであることを確認できる。そのことを本稿では史料分析を通して、時として中国中央政府を凌駕する分量の兵器供与を大胆に実施することで、中央政府の統治能力の低減化が図られたと指摘可能である。それは、換言すれば、当該期における日本の対中国政策の根幹に一貫して混乱に乗じる形での中国への影響力増大を一貫して追求してきた反映でもあったのである。そのことは本論で紹介した中央政府及び各地の督軍への兵器供与の実態が示している。

第二に、第一の課題と深く関連するが、対中国武器輸出が対ロシア武器輸出と比較しても、武器輸出の広範性や大量性という点で、特異な歴史過程が展開されたと指摘できる。取り分け、中国武器市場において日本が一貫して輸出量において欧米列国の比べ優位を保ったのは、繰り返し引用したように、中央政府だけでなく、中国各地の督軍との密接な関係性を保持した陸軍駐在武官や外交官等が本国との緻密な連携のなかで中国側から積極的に受注を引き出したことにある。これに対して欧米諸列強は中国が遠隔地であり、第一次世界大戦から大戦以後も相対的に中国市場に参入する余力を失っていたことなどの理由があった。

68) 因みに、シベリア干渉戦争（1918～1925）中、日本軍が中国東北部の満州里に出兵する折に、中国も一個師団を出動する意向を示す。段祺瑞政権は、その軍費と武器とを日本からの援助に期待した（浅田雅文〔2016〕75頁を参照）。

日本の武器が中国国内の軍事上の均衡を崩し、各地に勢力を張る督軍など有力集団が日本からの武器供給によって一段と力を蓄え、その結果として中国政府の政治力が削がれる実態も露見された。つまり、中国政府との権力争奪を展開する、各地の諸勢力は支払準備の是非を後回しにしつつ、競って日本から兵器供給に奔走したのである。

また、こうした動きに対応するため、北京・南京・哈爾濱在住の駐在武官が積極的に日本政府に意見具申した事例を紹介した。それは武器輸出が、現地の判断を優先させて実施されていたことをも示すものであった。そこでは日本政府及び外務省と、駐在武官との間には見解の相違も多々見られたが、最終的には武器輸出の促進という最大公約数的な課題という点では概ね意志一致していたと見て良いであろう。

第三には、一連の対中国武器輸出が、中国政府の第一次世界大戦への参戦が重大な理由となっていることに触れた。当該期の中国は、言うなれば大戦参加（参戦）という外的な戦争と、国内対立（内戦）という内的な戦争の、言わば二重の戦争状態の中にあった。それがまた日本からの武器輸出の機会を多くする原因ともなった。

これを日本側から言えば、中国の参戦を後押しつつ、同時に中国国内での中央政府と各地域の勢力との事実上の内戦を事実上懲撫するかの政策を採用していた。中国が日本にとって好ましい武器市場として存続するような、対中国政策を武器輸出の実態を追う中で明らかにした。武器輸出に絡む中国側からの不満や反発を巧妙に受け止めつつ、輸出拡大への工夫が練られ、その実態をも数量で追ってみた。

そして、対中国武器輸出の手段として使われたのが、日中軍事協定であったことである。これについては、中国国内の世論をも含め、常に反発が潜在していた。それは同協定が武器輸出を媒介とする中国における日本の覇権確立の手段としてあったことを中国政府や中国世論が認知していたからである。同時に本稿では紙幅の関係で触れられなかったが、アメリカを筆頭に日本の対中国武器輸出攻勢への批判が生起することになった。

中国内外からの批判を受ける格好で日中軍事協定は廃棄されることになったが、それは日本の武器輸出が中国の安全保障を強化するものではなく、逆に弱体化させるものである、との認識が定着しつつあったことによる。

日中軍事協定は武器輸出の側面だけでなく、同時に日本の武器輸出の政治性が際立った協定であったことである。こうした結論をさらに発展させるべく、日中軍事協定廃棄から満州事変期、すなわち1920年代から30年代にかけての日本の対中国武器輸出の変容過程については別稿に譲ることとする。

文献リスト

- 栗原健 編著 [1966] 『対満蒙政策史の一面』 原書房
- 笠原一九司 [2014] 『第一次世界大戦期の中国民族運動 | 東アジア国際関係に位置づけて |』 汲古書院
- 浅田雅文 [2016] 『シベリア出兵 近代日本の忘れられた七年戦争』 中央公論新社・新書
- 鈴木武雄監修 [1972] 『西原借款試料研究』 東京大学出版会
- 長岡新次郎 [1960] 「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」『日本歴史』第144号
- 臼井勝美 [1960] 「一九一九年の日中関係」『史林』第43巻第3号
- 関寛治 [1962] 「一九一八年日中軍事協定成立史序論」『東洋文化研究所紀要』第26号
- 山本四郎 [1974] 「参戦・二十一ヶ条要求と陸軍」『史林』第57巻第3号
- 前田恵美子 [1975] 「段祺瑞政権と日本の対支投資 | 兵器代借款を中心に |」『金沢大学経済論集』第12・13号
- 笠原一九司 [1983] 「日中軍事協定と北京政府の「外蒙自治取消」 | ロシア革命がもたらした東アジア世界の変動の側面 |」『歴史学研究』第515号
- 菅野正 [1985] 「五四前夜の日中軍事協定反対運動」『奈良史学』第3号
- 小松和生は [1985] 「第一次大戦期寺内内閣の外交および軍事＝経済政策 | 対ソ戦略と総力戦体制 |」富山大学紀要『富大経済論集』第31巻第1号
- 芥川哲士 [1985] 「武器輸出の系譜 | 泰平組合の誕生まで |」『軍事史学』第21巻第2号
- 芥川哲士 [1986] 「武器輸出の系譜（承前） | 第一次世界大戦の勃発まで |」『軍事史学』第21巻第4号
- 菅野正 [1986] 「日中軍事協定の廃棄について」『奈良史学』第4号
- 芥川哲士 [1992] 「武器輸出の系譜 | 第一次世界大戦期の中国向け輸出 |」『軍事史学』第28巻第2号
- 横山久幸 [2002] 「日本陸軍の武器輸出と対中国政策について | 「帝国中華民国兵器同盟策」を中心として |」『戦史研究年報』第5号
- 横山久幸 [2005] 「一九一八年の日中軍事協定と兵器同盟（上智大学史学会第五十四回大会部会研究発表要旨）」第50号
- 横山久幸 [2006] 「一九一八年の日中軍事協定と兵器同盟について」『上智史学』第51号
- 張邇 [2017] 「対華二十一ヶ条」廃棄をめぐる外交衝突についての研究『社学研論集』第30巻
- 菅野直樹 [2018] 「寺内正毅像の再検討に向けて：対中国政策と実業家人脈から」『史学雑誌』第127号
- 柴田佳祐 [2020] 「日華共同防敵軍事協定（1918-1921年）なぜ終結したのか」『広島法学』第44巻第2号
- 柴田佳祐 [2020.7] 「同盟終結要因の再検討 | 推進要因と抑制要因および比較考量のための分析枠組み |」『広島法学』第44巻第1号
- 額瀨厚 [2022] 「第一次世界大戦期日本の対ロシア武器輸出の実態と特質」『国際武器移転史』第13号

論説

海軍航空機生産体制の形成に果たした
臨時軍用気球研究会等の役割と影響
—海軍省の航空に関する調査活動の実態と海軍航空独立への軌跡を求めて—

千田 武志*

Role and Influence of the Extraordinary Military Balloon Study Group in the Formation of the Japanese Naval Aircraft Production System: An Investigative Work on Aviation in the Ministry of the Navy of Japan and the History of Self-Reliance of Naval Aviation

By TAKESHI CHIDA

This paper is a sequel to “The Establishment Process of Extraordinary Military Balloon Study Group (MBSG)” (2021). Both papers are based on the common idea that it is necessary to go back to the origin to grasp the characteristics and actual conditions of the naval aircraft production system. This paper investigates the activities of MBSG, including a naval aviation research study by its naval commissioners and attaches.

はじめに

本稿は、海軍航空機生産体制の実態を把握するためには原点に遡って研究する必要があるという考えのもと、前稿（千田 [2021]）において臨時軍用気球研究会（以下、正式名称が必要な時以外は気球研究会と省略）の設立過程を問題にしたのに続き、同会の活動を検証するとともに海軍委員や駐在武官による海軍航空調査・研究を対象とする。そして3省協同の気球研究会が存在するなかで、なぜ海軍省は明治45（1912）年6月に同会から事実上離脱し独自の航空術研究委員会を設立したのか、またどのようにしてそれを可能にする調査・研究を実施したのかを検証する。

その際、海軍省自身が気球研究会とその時代の海軍航空をどのように総括しているのかを示すとともに、それにもとづいてより具体的に本稿の目的を設定する。海軍省の意向を示した史書としては、他の海軍航空史と同じように気球研究会に関する記述は少ないが、陸軍省主導の気球研究会からの離脱を目指す契機となった活動を提示した海軍航空本部

* 広島国際大学客員教授（Visiting Professor, Hiroshima International University）

[1935] を選択し、次の記述を引用する¹⁾。

本研究会ハ既ニ其ノ創立ニ於テ陸軍ニ発動セルノミナラズ既述ノ如ク会長、幹事其ノ他委員ノ多数ハ陸軍将校之ヲ占メテ万般ノ事項ヲ処理セルガ為施設器材等ハ勿論研究ノ方針モ専ラ陸軍々用ヲ主トスルニ至ルハ自然ノ結果ニシテ海軍委員ハ漸次員ニ備ハルノミノ状況ニ変化セリ

是等ノ事情ニ関シテハ既ニ明治四十三年十月（創立ノ翌年）当時欧洲ヲ視察シテ帰朝セル海軍中佐飯田久恒ヨリ意見提出アリ内外ノ事情ヲ知ルニ好資料ナリトス〔以下省略〕

このうち気球研究会の設立にあたる前段について千田〔2021〕は、研究対象と組織運営面から考察した。そのうち研究対象については、陸軍省の内示では気球だけであったが海軍省の度重なる要求で気球（主）、飛行機（従）、さらに両者対等となったことを実証した。一方、組織の運営等に関しては、内示段階の監督―陸軍大臣、会長―陸軍将官、幹事―陸軍佐尉官、書記―陸軍属は変わらなかったが、名称は臨時気球研究会から臨時軍用気球研究会に、監督に海軍大臣が加わり、議事規則の制定が削除されたこと、当初の13名の委員を20名に増加したが、内訳は陸軍省11名、海軍省6名、文部省3名など、陸軍省の圧倒的に優位な機関であったことを明らかにした。なお上記のうち、内示段階で幹事は陸軍佐尉官としたのは誤解であり²⁾、正確には内示で陸海軍佐尉官であったものが交渉の過程で陸軍佐尉官と変更されたと訂正する。

こうした前提のうえで、海軍航空本部〔1935〕の記述を参考にしながら本稿の目的を再考しそれを解明する方法を示す。まず気球研究会について、実際の活動状況を具体的に検証するとともに、そこで展開された「武器移転」の方法と3省委員の役割を考察する。また海軍省の気球研究会からの事実上の離脱と独自の航空術研究委員会の設立を可能にした調査・研究については本稿の主題として位置づけ、それぞれの海軍委員の活動を入念に検証するとともに同書の後段において紹介されながら不明であった飯田中佐の調査資料や意見を収集、分析して解明することを目指す。

このような目的に沿って、第1節でこれまでの研究にもとづいて気球研究会の運営および活動について検証する。また第2節において、そのなかから重要事業を選び「武器移転論」により多面的に分析しその特徴を示すとともに、気球研究会における3省委員の果た

1) 海軍航空本部〔1935〕58-59頁。

2) 千田〔2021〕10-18頁。

した役割などについて考察する。そして第3節では、気球研究会の海軍委員の活動について新資料もふくめて海外出張を中心に具体的に実証し、それをもとに当初の海軍省の航空調査・研究の方針とその変化について明らかにする。さらに第4節に至り、3節までの結果を踏まえ、これまで抽象的な指摘にとどまっていた飯田中佐の水上飛行機をふくむ海外の航空調査と帰国後の意見について可能な限り収集し、前節で示した海外出張委員における活動の差異や、海軍省の気球研究会からの離脱と航空術研究委員会の設立に与えた影響を検証する。なお海軍省が気球研究会に加盟した理由、陸軍と海軍との対立や短期的に成果を求める「武器移転」の方法が後世に与えた影響など、千田〔2021〕をふくむ気球研究会に関する全体の問題については、本文中の関連個所で指摘するとともに、「おわりに」において要約して示すが、基本的に研究の対象時期に発生した事象を検証した範囲に限定されることを付言する。

第1節 臨時軍用気球研究会の運営および活動の概要

本節と次節においては、気球研究会の運営と活動について、その全体像を示すことにとつとめる。そのうち第1節では、これまでの研究によりながら気球研究会の活動の概要を捉え、次節でそのなかで中心となり「武器移転」において典型的な事業を取り上げ考察することによって、気球研究会の特徴や問題点を明らかにすることを目指す。

まず気球研究会の運営に関して組織と人事、研究部門、予算、委員会の状況の順に概観する。そのうち会長についてみると、長岡外史陸軍省軍務局長に続き明治43（1910）年5月30日に石本新六陸軍次官、44年9月1日に岡市之助陸軍次官が任命されており³⁾、ほぼ1年ごとに交代している。次に気球研究会の基本となる「臨時軍用気球研究会官制」の変更過程を検証すると、同年10月28日に陸軍省軍務局が起案した原案は、12月19日に海軍省に照会され、これをみた斎藤実海軍大臣は45年1月18日に海軍委員両3名の増加を希望し受け入れられた承している。こうして同年2月27日に公布された「臨時軍用気球研究会官制」によって、第2条において委員は20名から30名に改正された⁴⁾。また同日、「臨時陸軍省ニ属及技手五人以内増置」することが認められた⁵⁾。

研究対象に関しては、明治42年10月28日に長岡会長から提示された12研究部門は、45年5月に次の10部門に統一された。具体的には第1部一庶務、第2部一設備、第3部一螺

3) 今沢〔1943a〕30、32頁。

4) 「臨時軍用気球研究会官制中改正ノ件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02030616600、永存書類 甲輯第1.第2類 明治45年・大正元年（防衛省防衛研究所）。

5) 「陸軍省臨時職員増置ノ件」JACAR:A03020926100、御署名原本・明治45年（防衛省防衛研究所）。

旋機、気流および実験、第4部—構造および材料（飛行機、飛行気球）、第5部—発動機、第6部—工作、第7部—航空および試験（測定、飛行機、飛行気球）、第8部—気象、第9部—通信および写真、第10部—ガスとなっている⁶⁾。これをみると、名称部を廃止し庶務部を設置、また気流を螺旋機、気流および実験、航空を航空および試験、材料を構造および材料に、2部に分かれていた通信と写真を1部にするなど、実践研究に向けて支援体制の強化と研究対象の統廃合が行われている。

気球研究会の経費は陸軍省予算として計上されたが、千田〔2021〕で示したように「臨時軍用気球研究会官制」の閣議決定に際し、来年度以降は陸海軍所属諸費目中より差繰り予算計上すると条件が付けられており、この予算は陸海軍両省の他の費目から工面されたものと考えられる。試みに明治43年度から3年間の経費を示すと、表1のように報告されている。これをみると43年度と44年度は多額の繰越金が発生したが、45年度からは30万円の予算のほぼ全額が使用されている。

表1 気球研究会研究費

単位：円

	軍用気球研究費	翌年度へ繰越金
明治43年度	471,209	208,222
44	670,090	485,738
45	300,000	4,707

出所；海軍航空本部〔1935〕57-58頁。

注；明治42年度は、臨時軍事費より8,250円が繰替え使用されている。

次に委員会の状況をみると、メンバーがそろった直後に永田町の陸軍大臣官邸で招宴が開かれている。その際、最年長の東京帝国大学の田中館愛橘教授は、『研究をするには何としても金がなければ十分なことは出来ませんから、金だけは不自由のないやうに御配慮を願ひます』と、諧謔まじりに一本釘をさされると、寺内正毅陸軍大臣は、金の心配はいりませんから充分な働きをしてくださいと応じたとされる⁷⁾。

第1回委員会は、明治42年9月9日に中野の気球隊の一室で開かれた⁸⁾。その席で田中館教授は、臨時軍用気球研究会という名称を問題視した。これに同調した海軍委員が、「飛行船の方が適当だ」と発言したのに対し陸軍委員が反対し、そこで長岡会長が「では航空機はどうだ」と折衷案を出すと、今度は海軍委員が、「航空機は総称としてはよいが、飛行機には不向きだ」と反発し、結局、『実際は飛行機もやるのだから名称にこだわらず、

6) 今沢〔1943a〕33頁。

7) 和田〔1944〕27頁。

8) 村岡〔1944〕116頁。

実質本位でやろうじやないか』と、長岡少将の言葉に丸められて黙従した形になった」と記述されている⁹⁾。

委員会の状況について海軍委員を代表する山屋他人大佐は、当初の委員会は理論的研究をしていた田中館教授がリードしたと把握している。また次に海軍省の代表委員となった山路一善海軍大佐によると、「毎週一回以上、今の中野の電信隊の一室で研究会が開かれて、それに出席してゐたが……初代の会長の長岡外史少将は、潑刺たる意気で会議を指導されたといふことであるが、私のゐた時分は、たゞその残された計画の実施に汲々として任ずるといふ有様で……自分は、この委員会は、わが海軍の将来にとつては、あまり大きな期待をもつものではないと感じた」と述懐している¹⁰⁾。

これ以降、気球研究会および委員の主な航空活動について、一年ごとに概観する。なお資料に関しては、今沢 [1943a]¹¹⁾ を基本とするが、より適切と思われるそれ以外のものを使用した時は出典を注記する。

明治42年の活動について述べると、11月に気球研究会は事務所を中野の電信大隊構内の元鉄道大隊構内に設置した（普通の事務は陸軍省工兵課で実施）。同月、日野熊蔵陸軍歩兵大尉が模型飛行機の飛揚試験を実施した。またフランス大使館付のル・プリウール中尉と相原海軍大尉が田中館教授の指導を受けて竹製の胴体をキャラコ布で覆ったグライダーを自費で製造し、12月26日に上野公園不忍池の広場で、「ル・プリウールは自動車に牽引された複葉グライダー第二号機に乗り、高度10m浮揚、そのまま130m滑空を続け」¹²⁾、空気より重い物体の日本における初飛行と公認され、その後に相原も飛行し、日本の空を飛んだ最初の日本人となった。同じ12月に気球研究会は、発動機の研究を開始、さらに横須賀鎮守府所属の汽艇を使用し気象観測用風を飛揚し高層気象観測を行っている。

明治43年2月、日野陸軍大尉が飛行機を設計、製造し3月に戸山ヶ原において滑走に成功したが、飛揚するまでには至らなかった。また4月に埼玉県入間郡所沢町の北方の松井村字下新井に飛行試験場の設置を決定した。同月、日野大尉と徳川好敏陸軍工兵大尉に対し飛行機の購入と操縦術の習得のため6カ月間のヨーロッパ出張が発令された。5月には、飛行場および飛行機、気球等に関する調査・研究のため田中館教授がヨーロッパに5カ月間の出張を命じられた。そして10月、奈良原三次海軍造兵中技士は自ら設計、製作した複葉飛行機によって戸山ヶ原において滑走を試みたが、飛揚には至らなかった。さらに

9) 日本航空協会編 [1956] 24頁。

10) 和田 [1944] 28頁。

11) 今沢 [1943a] 24-33頁。

12) クリスチャン・ボラック／鈴木真二編 [2019] 30頁。

11月に、徳永熊雄陸軍工兵少佐と小浜方彦海軍機関大尉により軟式飛行気球の模型が製作された¹³⁾。なお12月13日より19日にわたり、代々木練兵場において徳川大尉がアンリー・ファルマン機で、日野大尉がハンス・クラード機で、飛行機による移動飛行を実施し成功した。

明治44年の活動をみると、4月に所沢飛行試験場において日野大尉がライト式、徳川大尉がブレリオ式飛行機の試験飛行を実施し好成績をおさめた。4月18日には、毎日6回の定期気象観測を開始した。6月、アンリー・ファルマン機上から航空写真を撮影、また同機をもってはじめて所沢から川越間の往復野外飛行を行った。そして7月には、ドイツ製パルセバール飛行気球の購入とヨーロッパにおける飛行気球の研究のため陸軍省から石本祥吉等3名と海軍省の1名がヨーロッパに出張した。9月、前年に製作された軟式飛行気球の模型をもとに1月から製作が開始された飛行気球が完成し（研究会式イ号飛行気球）、10月に所沢飛行試験場で試験飛行を実施した。さらに同月、徳川大尉を中心に最初の軍用飛行機（研究会式第1号）を製作、所沢飛行試験場において試験飛行に成功した。なおこの年には、所沢飛行試験場に、中径3メートルの小規模な風洞を設置している。

明治45年には、6月に長沢賢二郎と沢田秀の両陸軍工兵中尉がモーリス・ファルマン式およびニューポール式飛行機の操縦術の習得のため約6カ月にわたりフランスへ出張した。また翌7月に、横田成年東京帝国大学教授がヨーロッパにおける優秀飛行機の技術的視察のため5カ月間の出張に出発した。そして大正元（1912）年8月には所沢周辺においてドイツ人技師の指導の下に、同国から購入したパルセバール飛行気球の試験飛行を実施、良好な成績をおさめた。

ここまで気球研究会の全体像を概観してきたが、ここで気球研究会の変化を捉えておくことにする。まず運営面についてみると、初期には活発な討論が展開されているが、その後は計画を遂行するための伝達機関と化したという。また研究会という名称にもかかわらず、基礎研究を主とした時期は非常に短く、当初から航空機の操縦や試作が行われ、早期に中心を占めるようになる。こうした事業の転換について3省間で討議された様子はなく、海軍大臣の監督権は「臨時軍用気球研究会官制」の改正に意見を述べるにとどまっている。

第2節 活動拠点の整備と海外からの航空機の購入による技術移転

気球研究会の活動を概観したのに続き、本節ではそのなかから重要な事業を数例選び

13) 高橋 [1936a] 160頁。

「武器移転論」による分析を試み、その本質や特徴を明らかにする。対象とする事業については、「研究会の事業の第一着手は、飛行試験場の選定であった」という方針にしたがって最初に飛行試験場の選定、主たる事業である航空機に関しては、「研究会はなるべく早く列強の航空技術の導入を図るため、まず飛行機の購入と操縦術」から記述し¹⁴⁾、製作へと論を進め、さらに気球についても購入と操縦を中心に取り上げる。なお分析に際しては、「武器移転論」で重要視される兵器(航空機)の購入と技術の習得にも注目する。

このうち飛行試験場については、明治42（1909）年12月3日から14日まで徳永陸軍少佐による群馬・埼玉県にかけての調査が行われ、埼玉県入間郡所沢町北側が第一候補地として浮上した。これを受けて43年2月に長岡会長をはじめとする委員が調査を実施し、4月15日にこの地に飛行試験場を建設することを決定、8月に23万8000坪の土地を7万6500円で買収した¹⁵⁾。選定の理由については、地形が良く東京に近く気球隊の所在地である中野からの鉄道の便もあり、気球にとって危険な落雷の恐れも少ないことが評価されたと述べられている。また用地の買収と同時に工事を開始し、12月24日に輸入飛行機4機を収納できる第1飛行機庫、そして同月中に滑走路（幅50メートル、長さ400メートル）、翌44年3月30日には3階建ての気象観測所を竣工、4月1日を期して日本最初の飛行試験場を開設したが、機関庫は遅れて9月13日に完成している。これに要した費用は、用地費7万6500円、整地費3万円、機関庫をふくむ建物建築費8万2700円であった¹⁶⁾。

気球庫については、当初の気球研究会試製の小飛行気球を格納する仮気球庫計画を変更して規模を拡大し工事をすすめていたが、明治45年6月にドイツから到着するパルセバル式飛行気球と試製気球を同時に格納する施設を建設することになり、仮気球庫工事を中止し、4月から改築工事に着手し8月に完成させた。また同年3月には修理工場を建設、大正2（1913）年1月に工場用機械、その後に発動機や電力設備を整備し6月に業務を開始した。この他に明治45年2月にガス缶庫、自動車庫、3月に第2飛行機庫、大正元年8月に硫酸置場、10月に沈殿槽上家、12月に試験室、第3飛行機庫、組立工場を完成している¹⁷⁾。

このように所沢飛行試験場は、単なる飛行訓練や教育の場ではなく、充分とはいえないまでも気象観測、修理工場を備えた航空機事業の拠点を目指した施設であったといえよう。こうした飛行試験場の建設と整備には田中館教授の意見が採用されたといわれ、フランス

14) 防衛庁防衛研修所戦史室 [1975] 11、12頁。

15) 高橋 [1936a] 66-67頁。

16) 小沢 [1978] 2-3頁、66-68頁。

17) 高橋 [1936a] 68-69頁。

に「在留の徳川、日野両大尉とも協議の上所沢の敷地で適当と思ふ旨を日本へ向け電報を打たれた」との説もみられる¹⁸⁾。しかしながら敷地は教授が外遊に出発した明治43年5月10日（9月3日に帰国）より前の4月15日に決定しており、「博士は、格納庫を何ういふ位置に建てたらいいかといふ問題に就いて研究」し、ヨーロッパの状況を視察した結果、フランスから『『予定の地点よろし、但し格納庫は崖の下に作れ』と電報をうった』¹⁹⁾というのが妥当のように思われる。

これ以降、海外からの航空機の購入および技術の習得と国内への技術移転に関して、最初に飛行機の購入と操縦技術の習得と製作、次にパルセパール式飛行気球（ただしこの時期は主に購入と発注先等への担当者の派遣）について取り上げることにする。このうち飛行機の購入については、研究用としてもっとも優秀な飛行機を輸入して実験・研究する必要があるとして明治43年1月から気球研究会の委員会で検討された。また派遣委員については、3月に日野大尉と徳川工兵大尉の出張が決定し（4月1日に発令）、飛行機操縦技術の習得と飛行機購入の命を受けてヨーロッパに6カ月間にわたり派遣されることになった。そして4月8日に、「一、購入スヘキ飛行機ハ先ツ『アントワネット』一層型一個及『ファルマン』式二層型一個ヲ選定シ之カ操縦法ヲ習得シタル後差遣期間内ニ於テ猶操縦法ヲ習得シ得レハ『プレリオ』及『グラード』一層型一個及『ライト』二層型一個ヲ購入スル如ク取計フヘシ」にはじまる6項目の「訓令」を受け、4月11日に出発した²⁰⁾。両委員はシベリア鉄道経由でヨーロッパに向かい、日野は主にドイツ、徳川はフランスに分かれて任務を実行することになるが、これ以降、具体的な記録の残されている徳川の活動を中心に記述する。なお「訓令」には飛行機の分解、修理は認められるが製作はなく、習得技術の対象は操縦中心であったことがわかる。

徳川大尉の回想によると、飛行機の輸入に関しては、「三井物産株式会社が購入し、之れを臨時軍用気球研究会に納入する形式」が採用され、また操縦については、飛行機を「購入する為之れが操縦法を修習すると云ふ立前にして其の練習に対しては規定の操縦教育費……を支払へり」と記述されている²¹⁾。フランスに到着した徳川大尉は、アンリー・ファルマンとブレリオの飛行学校のあるパリ北方約50キロメートルの小さな町のエタンブに滞在することにした。そして前者の飛行学校に通い、1日に1回、5分間の同乗飛行を10回、単独飛行を3回行い、陸軍の大野営地カン・ド・シャロンの飛行場にある各飛行機

18) 中村 [1943] 189頁。

19) 高橋 [1936a] 66頁。

20) 高橋 [1936a] 82-83頁および138頁。

21) 徳川好敏「日本航空の回顧（初期の実相）原稿」1958年12月、55頁。

会社の施設において、購入した新製のアンリー・ファルマン機に搭乗し、場内を一周する飛行を3回行い卒業試験に合格(11月8日付の飛行機操縦者免状を取得)した²²⁾。そして、「此の飛行機は直ちに会社にて分解し、日本へ発送準備をなせり。然し分解組立法、発動機の取扱法等全く教育」を受けないまま、「購入すべき機体及び発動機の予備品も如何なる種類のものを必要とするやを十分判定するを得ず。故に推察決定にて購入」し発送したのであった²³⁾。

次に徳川大尉は、同じカン・ド・シャロン飛行場においてアントワネット機の操縦練習を開始した。しかしながら練習中に同機の欠点に気づき、イギリス製のウーズレー発動機への交換を要求したが受け入れられないなかで、ブレリオ飛行機の評価が高まりフランス陸軍省が導入したこともあり、同機を購入することに変更した。かくして発注と同時に製作が開始され、徳川もすぐに同機の操縦練習に取り組んだが、突然、帰国命令を受け延期を要請したものの受け入れられず購入飛行機の実物も目にしないまま、後ろ髪を引かれる思いで帰途についた²⁴⁾。

一方、日野大尉は、「いったんドイツにはおちついたが、必ずしもドイツでなければならぬはずはない、というわけで、あちこちの工場、飛行場、あるいはパイロットを訪ねて、免状などはどうでもよい、肝心なことは広くあまねく知識や技術を吸収しようと精力的にとび歩いた」と述べられているように行動を詳細に検証することはできないが、最後は「ヨハネスタール飛行場でグラード式を勉強していた」という²⁵⁾。そうしたなかで徳川大尉と同様に帰国命令に接し、二人はシベリア鉄道に同乗し、43年10月25日に帰国した²⁶⁾。こうした帰国命令に対し航空技術を習得中の両名は突然で早すぎると感じたようであるが、当初の6カ月という訓令からすると当然の処置といえよう。問題はなぜに短期出張を「訓令」したのかということになるが、「臨時軍用気球研究会では日本での飛行を一日も早くと希望しており」という、飛行を急ぐ切実な事情があったという²⁷⁾。

帰国に際し徳川大尉は、フランスのアンリー・ファルマン複葉機を1機、日野大尉はドイツ製のグラード単葉機を1機を購入し船便で日本に発送した。このうち前者は機体（発動機をふくむ）が8363円、プロペラーが450円、計8813円、後者が機体が5196円、発動機が1373円、計6569円であった。両機の性能について渋谷敦氏は、搭載量を除いてファ

22) 徳川〔1964〕53-58頁。

23) 徳川「日本航空の回顧（初期の実相）原稿」63頁。

24) 徳川〔1964〕59-60頁。

25) 渋谷〔1972〕44-46頁。

26) 渋谷〔1972〕54頁。

27) 航空同人会陸軍航空史刊行会〔1981〕7頁。

ルマン機が優れているようにみえるが、グラデー機についても田中館教授の出張報告書の「ドイツ人の長所は決してあせらざるにあり、フランス人ならば到底待ってられないところをも、忍んで時期を待つところ」という文言を引用し、「機械性能の研究面に優れていたドイツを代表するのが、実はグラデー式だった」と、両機それぞれの特長を認めている²⁸⁾。たしかにファルマン機をはじめ多くの飛行機の機体が主に木材や竹材であったのに対し、グラデーの機体は主に竹材と鋼管を使用していたことを比較すると、後者はのちに注目されるドイツの金属飛行機の長所を暗示しているかのようである。

明治43年11月に至り、研究用として購入した4機の飛行機のうちアンリー・ファルマン1機とグラデー1機が横浜に到着した。そのうちアンリー・ファルマンについては、徳川大尉が細心の注意を払い中野の気球隊に搬送し異常のないことを確認し気球庫に納め、フランスで筆記しておいたことや記憶を頼りに飛行機を初めてみた部下を指導してどうにか組立に成功し、試運転を重ね12月12日に機体を代々木練兵場に運んでいる²⁹⁾。一方、グラデーについては記録がないが、12月13日から両機による試験飛行が行われており、同じように組立、試運転がなされたものと思われる。

12月14日には、日野大尉はグラデーに搭乗して、午後3時50分に1メートルの高さで30メートル飛行、さらに4時50分に2メートルの高さで100メートルの飛行に成功、「日本に於ける航空飛行の嚆矢」となった³⁰⁾。日野は15日にも数回試験を行い、16日には高度3メートル、距離100メートルと記録を伸ばした。一方、徳川大尉は15日に本飛行を試みたが、滑走をはじめて間もなく地面の小突起に衝突し車輪が抜けプロペラと支柱2本を破損した。幸い奈良原が所有していたプロペラと交換することができ最悪の事態は免れ、16日も挑戦するが飛行するまでには至らなかった。

12月17、18日は強風のため試験飛行は延期となったが、19日になり天候が回復、寺内陸軍大臣、石本次官、奥保鞏参謀総長、乃木希典大将、山川健次郎元東京帝国大学総長、和田垣健三博士、田中館教授などをはじめ「一日十万人」といわれる大観衆を集めて公式飛行が行われた³¹⁾。こうしたなかで午前中にアンリー・ファルマンに乗った徳川大尉は40メートルの高さで4分間にわたり飛び、飛行距離3000メートルの記録を達成、午後には、日野大尉もグラデーを操縦して20メートルの高さで1分20秒間飛行し、距離1000メートルの飛行に成功した。³²⁾ これによって、「陸軍は飛行機による国内初飛行を達成して国費

28) 渋谷 [1972] 53-54、58 頁。

29) 徳川 [1964] 61-64 頁。

30) 高橋 [1936a] 91 頁。なお試験飛行に関しては、主に同資料によった。

31) 渋谷 [1972] 60 頁。

32) 高橋 [1936a] 91 頁。

を投じた研究の成果を誇示し、面目を保った」のであった³³⁾。

ここで日本最初の軍用飛行機の製造について取り上げると、その動機は近いうちに海外から購入した4機が、飛行不能に陥ることを心配した徳川大尉が国産飛行機の製作を石本会長に進言し許可を得たことに端を発している。こうして明治44年4月よりアンリー・ファルマン機に準拠し、各部の強度を少し増加し性能（上昇力および速度など）の向上を目指した設計を開始、7月から所沢飛行試験場の格納庫内で徳川の監督の下で製作に着手した。10月には発動機購入費および人件費を除いて3080円の費用で研究会式第1号機を完成、13日から試験飛行を実施、「高度を二〇メートル乃至は五〇メートルにとって飛行場を一周」することに成功、「製作員一同、機に駆け寄ってきて、歓喜の極、みんな泣き出した」と記されている³⁴⁾。

会式1号機には、「発動機及びプロペラがフランスよりの輸入であるほか、……機体の骨組は主として檜材、翼布は絹布2枚をゴム接着したもの、結合金具・張線・ターンバックル等は民間の鉄工所に発注または市販品が利用された」という³⁵⁾。また徳川大尉によると、もっとも困難であったのは、「木材を屈撓して彎曲させるのではなくて、その形のとおりには木材を切り取って作る」翼小骨の製作であったと述懐されている³⁶⁾。なお同機の性能等は、木製羽布張 一葉半 単座、発動機はノームオメガ50馬力、空冷星型7気筒、機幅—11メートル、機長—11メートル、全備重量—550キログラム、最大速度—時速72キロメートル、航続時間—3時間であった³⁷⁾。

一方、気球について取り上げると、徳永陸軍工兵少佐と小浜海軍機関大尉の設計によって軟式飛行気球の模型が造られ、それにもとづいて明治44年1月から製作が開始され9月に研究会式イ号飛行気球を完成、10月に試験飛行が行われた。しかしながら、「此の気球試製に就いては疑問の点が多く、其のため製作も進捗しなかつたので四十四年予算中に飛行気球購入費が予定されて居たのを幸、当時欧州で最も進歩したものとされてゐた独逸の『パルセバール』式飛行気球（価格二十万四千五百円）を購入し、実物に就いて親しく研究の歩を進めることとなり、四十四年六月、購入方が正式に決定した」³⁸⁾。そして7月17日、ドイツベルリン市の「ルフトフアルツォイヒ・ゲゼルシャフト」の代理店「ラスベ」商会（東京所在）との間で契約が締結された。なお当初の納付期限は45年3月25

33) 鈴木〔2016〕18頁。

34) 徳川〔1964〕98-99頁。なお会式1号機の製作についても、主に同資料によった。

35) 名古屋陸軍造兵廠史編集委員〔1986〕37頁。

36) 徳川〔1964〕96頁。

37) 名古屋陸軍造兵廠史編集委員〔1986〕37頁。

38) 高橋〔1936a〕161頁。研究会式イ号飛行気球についても、主に同資料によった。

日であったが、委員等がドイツに到着後に会社側が契約した150馬力を110から120馬力に変更するように要求してきたのに対し日本側がこれを認めず、そのため設計変更が必要となり7月20日まで延期された³⁹⁾。

気球の購入にともない気球製作の監督、その操縦法、保存法、それに必要な機械器具、さらにヨーロッパにおける気球の調査・研究のために明治44年7月18日に、委員の石本祥吉陸軍工兵大尉、山下誠一海軍機関大尉、御用掛の益田済陸軍工兵大尉と岩本周平陸軍技師が派遣されることになり、7月20日に会長からそれぞれに訓令が下された。このうち石本大尉に対しては、「一、製作ニ関スル一般監督及事務 二、気球昇騰、著陸、繫留、格納ノ際ニ要スル人員及ビ器材、並ビニ其ノ操縦法」など4項、石本をふくむ陸軍省の3名の訓令には気球の操縦法がふくまれており、フランスにおいて習得することになっている（山下大尉については第3節を参照）⁴⁰⁾。

これまで述べてきたように気球研究会は、短期間のうちに日本最初の飛行と軍用機および飛行気球の製作と飛行に成功した。またこうした成果は、周到な事前調査による先進国への兵器の発注と発注先への担当者の派遣、国内における設備の整備、到着した兵器の組立、修理、操縦による技術の普及と派遣担当者を中心とする同型兵器の製作という点で海軍における艦艇や搭載兵器の場合の「武器移転」と同じ方式であるが、一連の活動が短時間で実現されたこと、飛行機の製作に関しては購入先で指導を受ける機会がなかったことなどの相違が認められる。こうした成果は、初期の航空機の操縦や製作技術の水準が低かったこと、そのため発動機、特種部品や素材を輸入することによって国産化が可能であったこと、不充分とはいえ委員や個人に航空機の飛行、製作の経験があったこと、短期間ではあるが3省委員の特性を発揮した協同研究により低水準の飛行や航空機の製作を支援する基礎研究が行われていたことによって可能となったものといえよう。ただしこうした安易に成果を求める方法は、早晩、限界に突き当たることが予想された。

ここでこれまでの記述を参考に、3省委員の役割について考察する。その際、まず前提として気球研究会の設立過程において陸軍省は主務官庁として海軍省との交渉において主導性を発揮し圧倒的に優位な体制を構築したが、文部省は交渉外に置かれたことを述べておく。その後、基礎研究、委員会討議、これまでの国内技術にもとづく実践研究においては、3省委員はそれぞれの才能を発揮し活躍し対等な役割を果たした。このなかで最年長で東大教授の田中館は指導的立場を発揮したが、委員会で名称の変更を主張しても拒否され、もっとも重視した基礎研究センターの時期も短期間で実践重視へと変更され、海軍

39) 高橋 [1936a] 162-163 頁。

40) 高橋 [1936a] 161-162 頁、今沢 [1943a] 32 頁。

省からも高度な気象観測をことわれるなど、つねに自説が尊重されたわけではなく、実態は軍の意向に沿う限り提言が取り入れられたといえるだろう。そして事業が飛行試験場の選定、さらに陸軍がもっとも重視した海外への出張、航空機の購入、操縦術の習得、国内での飛行となると、担当者は陸軍委員に集中、海軍委員は補助員、文部委員は気象観測などの補助員、特定の事柄についての提言者としての役割を求められ、高度な観測や大規模風洞を用いた実験を行うことはできなかった。

こうした状況に対し田中館教授は、「陸軍の方は実行を主として、唯飛べさへすればよいといふ風で未だ基礎研究といふ所まで進んで居なかった」と批判的である⁴¹⁾。しかしながら気球研究会の事業には気象など基礎研究面から協力、また43年12月19日の国内における飛行機による初めての公式飛行にも山川元総長（大正2年に再度、総長に就任）と出席するなど陸軍との協同関係を続けている。そこには山川とともに東大に航空に関する基礎的研究所を設立する意図があったともいわれるが、この件は本稿の対象時期をこえる問題であり、のちの稿で取り上げることにする。他方、海軍省は45年6月に気球研究会を実質的に脱会し新たに航空術研究委員会を設立することになるが、このことは海軍航空機生産体制の形成の一環として位置づけられる本稿の主題であり、残る2節によって具体的に考察する。

第3節 臨時軍用気球研究会における海軍委員の活動と限界

これまで気球研究会の活動を取り上げてきたのに続き、本節と次の第4節では海軍委員と海外の駐在武官の航空に関する調査・研究活動に着目し、本稿の主題である陸軍省主導の気球研究会が存在するなかで明治45（1912）年6月に、事実上、なぜ同会と決別し独自の航空術研究委員会を設立したのか、またそれを可能にする調査・研究がどのようなものなのかについて解明することを目指す。そのうち本節では、これまでの2節の気球研究会の記述では不十分であった海軍委員の活動に焦点をあて、それによって海軍省や各海軍委員の活動を検証する。とくに比較的豊富な資料が得られた海外出張委員の「訓令」や「指令」を分析することによって、海軍省の航空に関する方策とその差異を示し、次節において転換をもたらした要因を明らかにする。

海軍航空史において気球研究会に関する記述はないに等しく、あっても海軍航空本部[1935]を引用した際に述べたように設立や離脱に至る過程が要約されているだけである。その理由について高橋[1936b]は、「我が海軍航空の歴史は、厳密には、明治四十五年六

41) 中村[1943]40頁。

月二十一日に海軍航空〔術脱カ〕研究委員が設けられた時から始まる」とし、気球研究会については「陸軍航空編の項に於て詳細に記述したのであるから、茲では単に順序として、その輪廓と、海軍に関係する部分だけの概要を摘記するに止める」と述べている⁴²⁾。なお「概要を摘記」したなかには「山屋海軍大将の回顧談」が掲載されており、そこから気球研究会設立に対する海軍省の意向を類推する。

山屋大将によると、海軍省が協同研究を申し込んだ際に消極的であった陸軍省が、突然、気球研究会を設立し自分が委員に任命されたこと、当時の軍令部には第1班―作戦、第2班―防禦、第3班―交通運輸があったが、「防禦兵器の一部として第二班で引受けることにした」こと、「自分などは、飛行機に関する何等専門的知識もなく、只世界の情勢に照して、大いに研究せねばならぬと思ってゐただけある」と述べている⁴³⁾。残念ながらここからは、千田〔2021〕で明らかにした気球研究会の設立に際し彼が研究対象に飛行機を加えることを主張したことも陸軍省主導の組織を放置したこととその理由を聞くことはできない。当時の段階で航空機に専門知識がないことは仕方がないにしても、組織上の不利な問題を放置したことは致命的といえよう。また後任の山路第二班長は、すでに述べたように気球研究会に否定的な認識を示しているだけで、海軍省の上席委員として他の海軍委員が活躍できる環境づくりに努力した形跡は認められない。この点は、幹事として工兵課長をあて辣腕を発揮させた陸軍省の人事とは対照的である。

ここで高橋〔1936a〕に掲載されている「奈良原男爵の手記」をみると、奈良原は岡山第6高等学校在学中から気球に関心を示していたもののライト兄弟による飛行成功を知り、自由に飛べる飛行機により興味を抱くようになり、明治38年には模型飛行機を製作し飛ばしていた。また41年に東京帝国大学造兵学科を卒業し横須賀工廠に勤務するなかで、帰国した無線電信の専門家の木村駿吉海軍技師（博士）が持ち帰った飛行機に関する書籍を読むなど飛行機の研究に打ち込み、42年には気球研究会委員に選ばれ日野陸軍大尉とともに飛行機の試作を命じられ、すでに述べたように43年には両名とも戸山ヶ原で試作機に搭乗し滑走操縦に成功した（飛揚は試行しなかった）⁴⁴⁾。

明治44年5月5日に奈良原は、所沢飛行試験場において自身が設計・製造した2号機に搭乗して、200メートルの滑走で60から70メートル上がり、そこからいったん降りたのち、方向を転じて1メートルの高さで約25メートル飛んで着陸した。そして休憩ののちに100メートルの滑走後に、「四、五メートルの高さに飛揚……水平飛行で七〇メートルばかり

42) 高橋〔1936b〕7頁。

43) 高橋〔1936b〕8-10頁。

44) 高橋〔1936a〕40-41頁。

飛んで飛行場の北隅に着陸……ここにはじめてわが内地自製機の成功を見た」のであった⁴⁵⁾。さらに奈良原は、3号機、4号機と改良を加え、飛行士の育成に努めるなど航空界に少なからぬ影響を与えたが、43年12月27日に海軍省を停職、気球研究会を免職となっている⁴⁶⁾。

小浜機関大尉は、山屋大佐と山本英輔少佐が海軍省だけで航空機の調査・研究を開始する決心をした際に、操縦の相原大尉とともに発動機の開発を担うべく明治42年5月25日に海軍大学校航空選科学生に選ばれ（12月1日卒業）、同年8月28日に気球研究会海軍委員に選出された。こうした経験が評価され気球研究会においては、6部（発動機）に所属し活躍するとともに、前述したように徳永陸軍少佐とともに研究会式イ号飛行気球の製作に尽力した。しかしながらその後の航空機に関する活動については、残念ながら確認できなかった。

一方、小浜機関大尉と同じように海軍大学校航空選科学生中に気球研究会海軍委員に選ばれた相原大尉は、既述したように明治42年12月26日に日本人最初のグライダーによる飛揚に成功した。また気球研究会においては徳永工兵少佐とともに12部（名称）に属し、「今日用ひられてゐる航空機関係の種々な名称は此の時初めて二人が其の基礎を作つた」とされる⁴⁷⁾。そして43年2月にドイツへの出張を命じられ、苦勞しながら航空機に関する調査・研究活動を模索するなかで死去したのであった。

相原大尉の海外出張に詳しい、村岡〔1992〕は、明治43年1月の「気球研究会の決定を受けて、ドイツへの駐在を命じられたのは、ほかならぬ相原大尉であった」と述べている⁴⁸⁾。また同書によると、相原は2月19日の海軍省からの辞令に続き、6日後の2月25日には財部彪海軍次官から「訓令」を受けた。それによると駐在期間は2年間で、ドイツ到着後ただちに語学の研修をし、ドイツとフランスで飛行術を考究しその後イギリスとアメリカも視察することになっている。これをみると相原の海外出張の目的は、これまでみた気球研究会からの特定の任務を受けた6カ月の短期の海外出張と異なり、語学や航空術について広範囲にわたる知識を得ることにあったといえよう。なお気球研究会から海外出張を命じられた相原が海軍次官から「訓令」を受けたという点は疑問であり、注意深く検証し一応の結論を求めることにする。

ドイツへの出張を前にした相原大尉は、咽頭気管炎で一週間の安静を要するという診断

45) 日本航空協会編〔1956〕45頁。

46) 『官報』第8257号、1911年12月28日（国立国会図書館デジタルコレクション）。

47) 高橋〔1936b〕11頁。

48) 村岡〔1992〕206-207頁。

を受け、妻の郷里の松山で療養した⁴⁹⁾。そして3月19日に東京をあとにし、シベリア経由で4月15日にベルリンに到着した⁵⁰⁾。その後、「持参した日本の甲冑をみやげにリンデンブルクの国立高層気象台の初代台長のリヒャルト・アスマン邸に寄宿した。成層圏の発見者の一人であったアスマン博士は、幸い非常な親日家で、大の東郷崇拜者であったこともあって、相原はたちまち夫妻と娘一人の家族の一員として溶け込み、『アイ』と呼ばれて親しまれた」という⁵¹⁾。なお7月1日の財部次官への報告によると、4月15日から6月30日までドイツ語を習得し高層気象学を研究している⁵²⁾。

この間の6月5日に相原大尉は、財部次官あてに「今回軍艦生駒ノ英米両国来訪十月帰朝ノ好時機ヲ利用シ兼テヨリ欧米ニ於ケル学者等ノ希望シ居ル印度洋以東ノ高層気象観測ヲ実施」することを求める書簡を認めた⁵³⁾。また同日、「印度洋附近ヨリ東京湾附近ニ到ル間ニ於ケル高層気象観測ノ一大美挙ヲ決行セラレ度キ件」と題する意見書を認め、駐在員監督官の伊藤乙次郎大佐に進達方を依頼した⁵⁴⁾。この件については、6月13日に田中館教授から斎藤海軍大臣に、「航空術ヲ充分ニ利用シ且ツ安全ニ是等ノ機関ヲ運転セントスルニハ気象ヲ一層精密ニ調査セザレバ到底危険ニシテ広く実行ヲ見ルニ至ラザル可キハ小官ガ兼テ確信スル所ニ有之」とこの実験を支持する「書簡」が提出されている⁵⁵⁾。田中館にとってこれこそ基礎研究に価する実験であったと思われるが、こうした相原大尉と文部委員の高層気象観測実験は、最新の装甲巡洋艦の秘密保持のためか、それとも基礎研究もふくむ広範な航空研究から早急に実践的な事業への方策の変更のためなのか理由も示されないまま、6月29日に「右ハ詮議難相成」という結果となった⁵⁶⁾。

ここでふたたび7月1日の財部次官への報告により、7月1日から12月31日までの研究予定をみると、これまでのドイツ語、高層気象学に加え、自由飛航気球の乗御法、ドイツにおける飛行機の現状調査となっている。また同期間の見学調査事項として、気象観測所（ドイツ国内）、気球、飛行機および所要発動機などの製造会社をあげるなど、相変わらず広範な内容となっている。ただし、「気球乗御法ノ習得不可能ト認メバ便宜予定ヲ変更当

49) 村岡 [1992] 207頁。

50) 相原四郎海軍大尉より財部彪海軍次官あて「独逸国伯林着御届」1910年4月19日（「海軍大尉相原四郎報告」「明治四十三年外国駐在員報告 巻七止」防衛省防衛研究所蔵）。

51) 村岡 [1992] 208頁。

52) 相原大尉より財部次官あて「独逸国駐在間研究事項ニ就キ」1910年7月1日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

53) 相原大尉より財部次官あて「書簡」1910年6月5日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

54) 相原大尉より伊藤乙次郎ドイツ駐在員監督官あて「自印度洋附近至東京湾附近高層気象観測ノ件」1910年6月5日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

55) 田中館愛橘より斎藤海軍大臣あて「書簡」1910年6月13日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

56) 財部次官より伊藤駐在員監督官あて「高層気象観測ニ関スル件」1910年6月29日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

国ヲ去リ仏国ニ向ハントス」と、ドイツにおける調査・研究に不安を抱いている⁵⁷⁾。

9月10日の報告によると相原大尉は、一、ベルリンで自由気球操縦法の練習（7回で1000マルク）、二、飛行気球操縦法の習得（「ツレペリン」式と「パーセバル」式飛行気球に便乗、料金5回1000マルク）、三、ドイツ陸軍気球隊への入隊（アスマン博士およびグロス気球隊長の厚意で交渉中）の三つの計画を立て、そのうち一と二に関して費用の下付を要請している。注目すべき点は二に関して、『ツレペリン』気球学校ハ他国人ヲ入レズ、『パーセバル』気球学校ハ同式気球ヲ購入セザレバ入校セシメズ、故ニ目下賃金ヲ取り便乗ヲ許スヲ以テ出来得ベケレバ季候ノ悪変セズ飛航ノ出来得ル間ニ両者ニ数回試乗研究ヲ試ミ置クヲ希望ス」と厳しい実情を説明していることである⁵⁸⁾。

これに対して海軍省軍務局は10月（推定）に協議を行い、「海軍用トシテハ主トシテ飛行機ノ研究ヲ必要」とするので、「(一) 直チニ駐在地ヲ仏国ニ変更シ飛行機ヲ研究セシムルコト」にするか、「(二) 上申中ノ第二項飛行気球ノ試乗ノミ認許スルコト」にするか協議したが、結局、(二)のあと(一)に移ることにした。また気球試乗費用については、(一)相原大尉に気球研究会委員を命じて同会の予算より支出、(二)海軍省から旅費として支出、艦政本部と相談して造兵監督官として新兵器注文のための試験費中より支出、(三)機密費から支出などが検討されたが、○が付されている(二)に決定されたものと思われる⁵⁹⁾。なお、相原大尉への「指令」は見当たらない。

これ以降の相原大尉の行動を概観すると、11月23日に気球隊を短時間見学したことを報告している⁶⁰⁾。また12月（推定）に届いた「海軍次官ニ申上ゲラレ度シ」をみると（行論の都合で最後の当年内に実施した研究から取り上げる）、自由気球に2回試乗（今後6回試乗）、パーセバル式気球に9月に1回便乗、ツレペリン式気球への便乗は本年中は不可能と報告している⁶¹⁾。これ以降、報告の冒頭にもどると、年末までドイツに滞在し翌年にフランスに移動する計画になっているが、ドイツにおける研究が予期したように進展しないため5月まで滞在を延期してほしいと希望する。またフランスでの研究については、「到底小官ノ予期セシ通り都合附カザル様子ニ付キ飛行機学校入学ノ希望ハ断念シ、就テ

57) 相原大尉より財部次官あて「独逸国駐在間研究事項ニ就キ」（「海軍大尉相原四郎報告」）。

58) 相原大尉より財部次官あて「爾後ノ研究ニ要スル費用ノ件」1910年9月10日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

59) 「相原大尉ノ申入ニ付キ覚書（仮題）」1910年10月（「海軍大尉相原四郎報告」）。欄外に「左記覚書ニ依リ方針決定后指令案ヲ附ス」、その下に「十ノ三」と書き込みがあるが、「指令案」も「覚書」の作成日もなく、「十ノ三」を10月に受け付けた書類と推定した。

60) 相原大尉より伊藤駐在員監督官あて「気球隊見学報告ノ件ニ就キ」1910年11月23日（「海軍大尉相原四郎報告」）。

61) 相原大尉「海軍次官ニ申上ゲラレ度シ」1910年12月（「海軍大尉相原四郎報告」）。年月については、「十二ノ十四」を12月の受付番号と推定した。

ハ可然適当ノ製造会社ニ入り数ヶ月間実地ニ付キ」技術を習得すること、会社の紹介、海軍の研究を見学する件は、ル・プリウールの父に依頼する予定と記述している⁶²⁾。その後44年1月の報告で相原は、陸軍気球隊への見学が可能になったことなどを報告⁶³⁾、その直後に夢半ばで帰らぬ人となった。

ここで最初に提示した相原大尉はどこから出張したのかという点について考察すると、気球試乗費用の捻出策として気球研究会委員を命じて同会の費用を使用する案が検討されており、気球研究会委員を辞任して海軍省から出張したことは明白である。また出張の目的に関しては、当初は「訓令」にみられるように漠然とこれまで通り語学に加え2年間の駐在期間を活用して将来の海軍航空機事業とそれを推進するために必要な広範な調査・研究とともに、そうした活動を通じて将来の海軍航空の指導者となることを求めたものといえよう。ところがこうした漠然とした海軍省の方策は、ドイツに到着後の「指令」にみられるように基礎研究や気球の調査、研究には消極的になり、飛行機の操縦や製作に関する調査・研究を求めるように変化する。こうした方策の変更のなかで、十分な出張準備もしないままに出発しドイツに到着後は技術秘匿の壁に阻まれるなかで、駐在武官などからそれを打開する支援も得られず、目的の半ばも実現しないうちに相原の命は潰えたのであった。海軍省の技術移転の基本は兵器を購入して技術を習得することであったことを考えると、それをせずに飛行技術の習得を求めたことは、当時の海軍省首脳部の怠慢といえよう。

ここで当初からの気球研究会委員にかわり、後任の委員の活動に焦点をあてることにする。まず小浜機関大尉の後任の山下機関大尉を取り上げると、明治43年12月1日に海軍大学校に選科学生として入学、45年10月6日に卒業している。ところがこの間の44年には、前述のように気球研究会はドイツから「パルセバール」飛行気球を購入し技術の発展をはかることとし、4名の委員を海外派遣することとしその一人として山下大尉が選出され、44年7月20日に会長から訓令を受けた。その内容は、「一、飛行気球用発動機ノ各部構造、製作修理、保存及其ノ材料 二、気球用無線電信機 三、気球操縦術、特ニ機関並ニ螺旋機ノ使用及ヒ其ノ応急修理」となっている⁶⁴⁾。

ドイツにおける活動について山下大尉は明治45年3月1日に、「当月中ハゼツターフェルドニ滞在シ注文気球ノ製作工事ヲ監督ス 但シ三月下旬工事竣成后試運転ニ立合ヒ且

62) 相原大尉「海軍次官ニ申上ゲラレタシ」。

63) 相原大尉より財部次官あて「正月ノ挨拶ト報告（仮題）」1911年1月（「海軍大尉相原四郎報告」）。

64) 高橋〔1936a〕162頁。

操縦法実修ノ予定」と報告しており⁶⁵⁾、訓令にもとづいて気球製作工事の監督に従事しながら気球の操縦法の実習を予定しているが、帰国後の彼の活躍から想像すると恐らく気球の納入の4カ月遅延を好機ととらえドイツにおける発動機を中心とする航空機の発達状況を広く研究してきたものと思われる。なおこの報告書の肩書は海軍大学校選科学生となっており、学生のまま気球研究会の委員となり、海外出張にでかけたことがわかる。

次に金子養三大尉の航空活動に焦点をあてると、明治43年5月23日に海軍大学校の選科学生として航空術を専攻、相原大尉がドイツに留学したためその後任として気球研究会委員に任命され、相原没後の44年3月1日にフランス駐在を命ぜられ⁶⁶⁾、未完の「空中飛行気球及飛行機」と題する論文を提出して海軍省からの出張員として出発している⁶⁷⁾。ただし時期に関しては、腸チフスのため4月28日より10日間の予定で群馬県の磯部温泉で転地療養を求める願が許可されており、遅延したことが判明した⁶⁸⁾。

出発が遅れた金子大尉は、フランスのアストラ航空機製作所の飛行学校において飛行船と飛行機の操縦術を学び、明治45年7月25日にフランス・アエロ・クラブで飛行操縦士免許を取得した⁶⁹⁾。また金子はモナコで開催された水上飛行機の競技会を見学し、モーリス・ファルマン機が最高の成績をおさめたことを海軍省に報告、ルノー 70馬力発動機搭載のモーリス・ファルマン複葉水上飛行機2機とルノー 70馬力発動機3台を発注し、大正元（1912）年8月17日に帰国命令を受けシベリア経由で10月23日に到着した⁷⁰⁾。

この他、明治44年10月に研究会式イ号飛行気球の試験飛行が行われたが、28日には気球研究会御用掛の中島知久平海軍機関中尉が32キロメートルの距離を1時間41分で飛行した⁷¹⁾。また日時は明確ではないが、「陸軍では、此の時所沢飛行場で、徳川大尉を教官として飛行機操縦の演習を初めたが、海軍からも梅北兼彦大尉と中島知久平機関中尉とが学生として教練を受けた」と記述されている⁷²⁾。

これまでの記述によって海軍省から推挙された気球研究会の委員は、多彩な航空活動

65) 臨時軍用気球研究会委員・海軍大学校選科学生山下誠一海軍機関大尉より駐在員監督官佐野常羽海軍中佐あて「三月中行動予定報告」1912年3月1日 JACAR:C10100761200, 明治44年外国駐在員報告 巻6 止（防衛省防衛研究所）。

66) 海軍歴史保存会編 [1995] 803頁。

67) 吉松茂太郎海軍大学校長より斎藤海軍大臣あて「選科学生卒業著作進達ノ件」1911年5月16日 JACAR:C07090125800, 明治44年公文備考 巻16 学事4止（防衛省防衛研究所）。

68) 金子大尉より斎藤海軍大臣あて「転地療養ノ件」1911年4月27日 JACAR:C0709214200, 明治44年公文備考 巻90 人事6（防衛省防衛研究所）。なお「診断証書」と海軍大臣の認許は4月28日となっている。

69) クリスチャン・ボラック／鈴木真二編 [2019] 35頁。

70) 桑原 [1960] 8頁。なお金子大尉の帰国命令については、海軍歴史保存会編 [1995] 803頁による。

71) 日本航空協会編 [1956] 52-53頁。

72) 高橋 [1936b] 13頁。

を展開したことが判明した。大正6年に臨時潜水艇航空機調査委員長に就任した森越太郎少将が同年に認めた「臨時軍用気球研究会ニ関スル件」（以下、「研究会ニ関スル件」と省略）によると、「創立ヨリ大正元年迄」を「全ク初期ノ実験時代」と位置づけ、「海軍側委員ノ個人的常識并ニ素質共ニ陸軍側ヨリ卓越シアリタレハ（一例ハ当時発動機ノ取扱ノ如キハ全ク機関将校ニ依頼シタリ）万事ニ重要視セラルハト共ニ優位ヲ占メ從テ能ク親密ヲ保持スルコトヲ得タリ」と、少し身びいきの感があるが高く評価している⁷³⁾。

すでに述べたように奈良原は、気球研究会のなかで海外に行くことなく海外からの文献などによって日本最初の自製飛行機による飛行を実現した。また小浜は、気球研究会で発動機の基礎研究を推進するとともに、徳永陸軍少佐とともに研究会式イ号飛行気球の製作を推進した。そして相原大尉は、気球研究会で徳永とともに航空研究の基礎となる航空関係名称を作成し、海軍航空の将来像を示す興望を担って海軍省より2年間にわたって航空全般に関する調査・研究を目指す「訓令」を受けドイツに渡ったが、成果も得られないまま命が尽きたのであった。このように初代の3名は、有能な才能を発揮し多様な役割を担ったが、いずれもこれ以降の海軍航空を主導する人物とは成りえなかった。

一方、2代目にあたる山下機関大尉は、パルセバール飛行気球の発注に際して製造監督としてドイツに出張し航空発動機の製造、航空機の操縦技術を習得して帰国した。また金子大尉は、初代の相原大尉の敷いた道を歩むようかのように海軍省から海外に出張したが、相原と異なり目的を水上飛行機の購入と飛行操縦士免許の取得と明確化し、比較的短期間でそれを実現した。なお中島、梅北は、気球研究会に属しながら飛行機や飛行気球の操縦技術を習得した。このように初代委員が海軍航空の主導者になれなかったのに対し、2代目委員は来るべき海軍省独自の航空術研究委員会に移行可能な研究を経験している。とくに金子大尉の比較的短期間に水上飛行機を購入し飛行操縦士免許を取得した合理的方策は、一層、期待をふくらませるものであった。

本節においては、海軍委員の具体的な航空活動を検証した。そして相原大尉の海外出張の「訓令」から、当初の海軍省の航空機に関する「武器移転」の方策は陸軍省の主導する気球研究会の6カ月の海外出張により航空機の購買と航空術の習得とはことなり、2年間で語学と航空機の基礎研究をふくむ多様な調査・研究を経験し将来の海軍航空の指導者を目指すものと推定した。ところがこうした「武器移転」の方策は、ドイツ到着後の海軍省の「指令」によって早期に飛行機の操縦術を取得することを促すものへと変化し、相原の後任の金子大尉のフランスへの出張になると、比較的短期間に水上飛行機を購入し

73) 森越太郎技術本部第2部長「臨時軍用気球研究会ニ関スル件」1917年8月JACAR:C08020891700、大正6年公文備考 卷一 官職一（防衛省防衛研究所）。

操縦士免許を取得するという飛躍的な変化を遂げた。こうした変化をもたらした原因の一つとして気球研究会における早期成果主義の影響も考えられるが、相原の場合はまだ43年12月の日本の初飛行の成功以前であること、金子については水上飛行機という質的に異なる具体的事例であり、海軍の海軍委員以外による航空に関する調査・研究が影響したと考えるのが妥当といえよう。

第4節 海外駐在武官の情報収集の成果と気球研究会との離別

本節においては、前節の海軍の航空方針の変化は海軍における海軍委員以外の人間による画期的な航空に関する調査・研究によって生じたという仮説にしたがい、その候補を海軍航空本部〔1935〕によって指摘された飯田中佐の航空調査と帰国後の意見と推定し、可能な限り関連資料を収集し分析する。そしてこうした調査・研究と意見活動が前節で指摘した海軍省の方策の変化をもたらしたか否かを確認するとともに、海軍省が気球研究会から事実上の離脱をし明治45（1912）年6月の航空術研究委員会の設立に与えた影響について解明することを目指す。

飯田中佐は、明治41年3月30日にイギリスに向け東京を出発、イギリス海軍砲術学校に通学するとともに多彩な調査活動を展開し海軍省に報告した。航空機との出会いは知人の誘いを受けて42年10月から11月にかけてドンカスターをはじめイギリスの4飛行会の競技会を見学したことに始まった。そして43年1月15日には、ロンドンの日本大使館において博恭王へ講進、1月19日にはそれに「飛行機ニ関スル件」と題をつけ、付表、付図、付属書類、『飛行機目録』などとともに駐在武官の加藤寛治中佐を通じて財部次官（資料はすべて財部あてに送られているので今後はあて先を省略）に発送した⁷⁴。注目すべき点は、相原大尉がドイツに到着する4月15日より約3カ月前にイギリスの情報を海軍省に報告していたことである。

「飛行機ニ関スル件」において飯田中佐は、現時点を「立体的兵戦ノ紀元開始」と位置づけ、飛行機研究の目的を第一に海上偵察用に使用し可能なら艦船より飛揚させ艦船に収容すること、第二に出発点から飛揚までの馳走距離が短く操縦の容易なこと、第三に航続距離が長く周海の天候に耐えられることに定めた。そしてイギリス各地を視察した結果、「艦船ヨリ飛揚シ更ニ艦船ニ収用」するのに適した飛行機として、「先ツ第一ニ『フアーマンバイプレイン』ニ指ヲ屈シ『ブレリオモノプレイン』ヲ第二ニ置カントス」と位置づ

74) 飯田久恒中佐より財部次官あて「飛行機ニ関スル件」1910年1月19日 JACAR:C10100704600、英国駐在
4 海軍中佐飯田久恒報告2 明治41年外国駐在員報告 巻4（防衛省防衛研究所）。以下、すべてあて先は省略する。なお飯田中佐の航空調査資料の収集に関しては、津田文夫氏の協力を得た。

け⁷⁵⁾、前者を評価する理由として、「安定ノ度大ニシテ操縦容易ナル点」と「軍用トシテ充分改良ノ見込アリ」という点をあげている⁷⁶⁾。なお現下の急務として「最良ノ飛行機ヲ購ヒ少壮敢為ナル乗員ノ養成ヲ努ムルニアリ」と海軍航空のすすむべき方向を示した⁷⁷⁾。

明治43年1月に飯田中佐は加藤駐在武官とともにイギリス気航倶楽部の名誉会員に推挙され資料の閲覧、入手も容易になり、発送する資料も増加した。また2月には、5日から23日までロシアとドイツを視察旅行、2月28日に「露国及独国へ旅行ノ件」を報告（写真4枚添付）した。この旅行で飯田は、在独日本大使館の畑参事官の紹介によりベルリンにおいて在学中の大河内海軍技師とともに同市のライト飛行機製造所を参観、尾部の平面が少ないため、「前後ニ動揺スル傾向アリ」という欠点を認めつつ、「本日ノ急務ハ少ナクモ一個ヲ購ヒ分解研究ヲ積ムニアリ一個ノ価機関其他全部ノ附着物ヲ添ヘ完全ノ状態ニアリテ壱万式千円ニ過キス」と、同機の購入を推奨する⁷⁸⁾。

さらに両名は、パルセバールとクリュート気球製造所を参観、飯田は、「右両種気球ノ軍用トシテ望少ナキハ視察上大イニ遺憾トスル所ナルモ気球構造ノ大要ヲ知ル上ニ於テハ大ニ利益アリタルモノト信ス」と報告した⁷⁹⁾。注目すべき点は、飯田は相原がドイツの技術秘匿の壁に苦しむ前に、すでに駐在している参事官や技師の協力を得て目的とする技術の調査を実施していることである。

3月にも飯田中佐は、飛行機に関する著書や各種飛行機製作用図を発送している。また11日から8日間にわたりロンドンで開催された気航機械及発動機艇博覧会を視察し、26日に報告書と資料を送った。この報告によると、昨年に比較してドイツやフランスの航空機の発達に刺激を受けたこと、イギリス国内における飛行会開催の増加、気航クラブ、気航協会の拡張により飛行機の製作を開始する会社が増加し、「本年ノ博覧会ニハ意外ニ英国製品ノ出品アルニ至レリ」と述べている⁸⁰⁾。そして「各種各異ノ特長アルモ仔細ニ之ヲ攻究スルトキハ其源ヲ『ブレリオ』『アントアネット』『サントデュモン』『フアーマン』『ライト』『ボアズン』型ニ発スルヤ明カニシテ現下発達ノ程度ニアル各種飛行機ノ殆ント全部ヲ視察スルノ便ヲ得ヘシ」と分析する⁸¹⁾。

飯田中佐は6月5日、ヨーロッパ大陸方面などの飛行会を視察し報告するとともに資料

75) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年1月19日 JACAR:C10100704600。

76) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年1月19日 JACAR:C10100704600。

77) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年1月19日 JACAR:C10100704600。

78) 飯田中佐「露国及独国へ旅行ノ件」1910年2月28日 JACAR:C10100705500。

79) 飯田中佐「露国及独国へ旅行ノ件」1910年2月28日 JACAR:C10100705500。

80) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年3月26日 JACAR:C10100706200。

81) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年3月26日 JACAR:C10100706200。

を海軍省に発送した。その報告の中心は、万国気航協会の協賛を得て4月15日から24日までの10日間（9、10日目は海上遠距離飛行）開催されたフランスのニース飛行会の視察であった。同報告のなかで飯田は、それぞれの飛行会を比較したうえで、「孰レモ成績良好ナリシト雖モ未タ『レコード』ヲ破ルカ如キ活劇アリシヲ聞カス又其規模ノ宏大ナル点ニ至リテモ仏国『ニース』飛行会ニ及フサルコト遠キヲ覺ヘタリ」と、ニース飛行会を非常に高く評価する⁸²⁾。また海上飛行会について、天候が平穏の場合、「海上飛行ノ決シテ困難ナルモノニアラス或点ニ於テハ陸上ニ比シ危険ノ度少ナキヲ感セリ」と指摘している⁸³⁾。

6月5日の報告には、4月27日と28日にわたって開催されたロンドン―マンチェスター間の飛行競技の模様もふくまれている。また6月2日に、イギリス人飛行家ロールスがライトバイブレイン機に搭乗しドーバー（イギリス）―カレー（フランス）間の無着陸海峡往復飛行に成功しイギリス国民が歓喜したことを伝えている。そしてアメリカ通信として、「米人『カーチス』ハ『カーチスバイブレイン』ヲ用ヒ『ハドソン』河上ニ長距離飛行ヲ果シ殆ント倫敦『マンチェスター』飛行ニ伯仲スル成績ヲ挙げ」たことも紹介している⁸⁴⁾。さらに結論として、『『ファーマンバイブレイン』ノ最モ優秀ニシテ実用ニ適シ殊ニ新進飛行家養成ヲ目的トスル練習飛行機トシテハ最モ適当ナルモノナリトノ意見』を述べている⁸⁵⁾。なおこの間、5月10日より16日までの1週間にわたりドイツのヨハネスタールの飛行会を視察しているが、ニースの飛行会に比較すべくもないと断定し具体的な記述はみられない。

明治43年6月16日にロンドンを出発した飯田中佐は、7月27日に東京に到着した。そして海軍省に飛行機に関する人材が「海軍大学校ニ選科学生トシテ是レカ研究ニ従事スル機関官一名アルノミ」という状況を知り、8月27日に、「二三ノ少壮将校ヲ選抜シ予メ之レカ研究ニ従事セシメ」、その後、「研究会員ニ加フルカ若クハ便宜ノ方法ニ依リ全会ト關聯シ実習ノ途ヲ開ク」という、気球研究会と協力して海軍航空を推進する意見を提出した⁸⁶⁾。

その後に国内、とくに気球研究会の内情を知った飯田中佐は、冒頭で示したように10月に至り海軍において重要なのは気球ではなく飛行機であり、艦上発着訓練が必要であるなど陸軍と海軍では飛行機の使用目的が異なる点を説明し、海軍航空研究の必要性を強

82) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年6月5日 JACAR:C10100708200、英国駐在5 海軍中佐飯田久恒報告3止 明治41年外国駐在員報告 巻5。

83) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年6月5日 JACAR:C10100708200。

84) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年6月5日 JACAR:C10100708200。

85) 飯田中佐「飛行機ニ関スル件」1910年6月5日 JACAR:C10100708200。

86) 飯田中佐「飛行機ノ研究ニ就キ意見」1910年8月27日 JACAR:C10100708400。

調する。また、「現下使用シツゝアル經費ノ性質ヨリ判断シ又其規則類ヨリ推考スルモ之ガ解散ニ臨ミテハ其ノ全部ヲ陸軍気球隊ニ移スニ至ルベク仮令其ノ一部タリトモ之ヲ海軍ニ譲リ受クル見込ナキハ火ヲ睹ルヨリ明ナリ」と、気球研究会が解散する際はすべての財産が陸軍気球隊に移転されると警告する⁸⁷⁾。そして、「以上諸種ノ状況ヲ総合判断シ将来海軍ニ飛行機ヲ応用スル希望アリトセバ今日ニ於テ速ニ之ニ対スル經費ヲ予定シ臨時軍用気球研究会ノ有無ニ係ラズ機ヲ見テ練習実施ノ途ヲ啓クノ要アリト信ズ」と結論づける⁸⁸⁾。

ここで飯田中佐の海外調査と帰国後の意見が海軍の航空政策と相原大尉および金子大尉の出張に与えた影響について再考察し確認する。まず気球研究会設立後の最初の海外出張に相原をを指名した背景については、海軍の本命は水上飛行機であるがそれを陸軍省主導の気球研究会に求めても無理であり、陸軍に取り込まれないうちに相原に海外に送り、2年間かけて基礎研究から水上飛行機までの調査・研究に当たらせようとしたものと思われる。ところが相原がドイツに到着する以前に飯田からまだ時間を要すると考えていた水上飛行機の有効性を認めた報告書が到着、的確な海軍航空方針を決められないなかであらゆる航空問題に興味を示す相原にいち早く飛行機の研究を促すが、飛行機を購入することなしに技術を習得すること自体に無理があり、成果をみないまま終焉をむかえたのであった。一方、金子大尉の場合はまさに飯田の報告で進言したようにモナコの水上飛行機競技会を見学し、モーリス・ファルマン複葉水上機を購入し飛行操縦士免許を取得したのであるが、そこには明治43年7月に帰国した飯田の意見活動が奏功し海軍省は金子の帰国に軌を一にして航空術研究会を設立する構想を描いていたように思われる。

このように飯田中佐のイギリスからの航空報告と帰国後の意見の提出は、海軍航空本部[1935]で唯一「内外ノ事情ヲ知ル好資料」と位置づけられたように、海軍の航空事業に大きな影響をもたらした。また飯田中佐とほぼ同時期にフランスに駐在していた松村菊男中佐からも、「今にして着手するにあらずんば、悔を千載に残す」といった意見が提出されたという⁸⁹⁾。こうした情報に接した気球研究会の海軍委員は、「飛行機ハ陸ノモノト思ヒ陸軍ニ追隨シテ居タガ海外駐在ノ我海軍武官カラハ43年更ニ水上飛行機ガ米国ニ於テ創始サレタコト」を開き⁹⁰⁾、水上飛行機研究への希望が高まったと述べている。

こうした機運が醸成されているなかで、すでに述べたように気球研究会は明治44年7月にパルセバール飛行気球の購入と飛行術の習得のためフランスとドイツに委員を出張させ

87) 海軍航空本部[1935] 59頁。

88) 海軍航空本部[1935] 59頁。

89) 桑原[1964] 44頁。なお駐在時期に関しては、海軍歴史保存会編[1995] 408頁による。

90) 海軍航空技術廠[1940] 18頁。

ることになった。その際、海軍委員は、『『パーセバール』航空船購入の議が進んだ頃、その操縦担当は海軍委員に』と主張したが、「陸軍側は強硬に反対で遂に益田工兵大尉が船長山下機関大尉が機関長と決定され」た⁹¹⁾。また、「水上機購入の意見も先づ陸上機で相当の練習をしてからとの理由で不採用となり、海軍委員は不満々で、『海軍は研究会から脱退し独自の研究を始めなければ世界の進運に遅れる』と云う意見が次第に醸成されるに至った」のであった⁹²⁾。なおこの時期が選ばれた理由としては、千田「2021」に示したように、「臨時軍用気球研究会研究方針」において45年度までを一応の区切りと設定していることも一因となった可能性も考えられる。

このように気球研究会において海軍省の意見が軽視された原因については、陸軍の非を述べるだけでなく後年になると海軍側の責任を問う意見もでたように、海軍省にも反省すべき点があった。再度、大正6年に作成された「研究会ニ関スル件」をみると、そこに二つの原因があげられている。その一つは、「同会創立前ノ往復書類ヲ閲覧スルニ同会ニ対スル我海軍ノ根拠頗ル薄弱ナルモノアルヲ認ム即チ陸軍起案回付ノ同会勅令案各条項中必要ナル個所ニ海軍ノ二字ヲ挿入訂正ノ上全意シタルニ過キス」と⁹³⁾、当時の担当者が陸軍省の独走を許しかねない内容を放置したことを追及する。ここには必要な個所に挿入したのは「海軍」ではなく主に「飛行機」であるなど誤解も認められるが、前節で示したように研究対象に飛行機を加えることにのみ熱をあげ組織の運営面に無頓着であったことは明かな失敗であった。

また二つ目として、「其経費ノ件ニ関シテハ単ニ経理局員ノ協定トシテ一切ヲ陸軍ニ於テ担当スル旨鉛筆記入シアルノミ」と、重要な経理が陸軍省の手に委ねられたままであることを問題視する。経理上の問題は、「陸軍ヲシテ遠大ナル企図ノ下ニ所沢ニ完備セル一大飛行場ヲ形成セシムル素因トモナリタルナリ」と⁹⁴⁾、陸海軍所属費中から計上されることになっていた予算が陸軍航空拠点の整備に惜しげもなく投入されたことを指摘する。

こうした状況を放置すれば海軍航空の発展は望めないと考えた海軍省は、充分とはいえないまでも海軍省独自の航空術研究委員会を設立するのに必要な調査・研究はなされたと判断し、「陸軍ニ対シ海軍用航空術ノ研究ハ臨時軍用気球研究会ヲ俟ツコトナク独特着手ストノ意味ニ於テ非公式ノ声明ヲ行ヒ彼ヲシテ唯一ノ言質ヲ獲得セシメタルノミナラス事実ニ於テ臨時軍用気球研究会ノ飛行作業ヲ陸軍自身ノモノト見做シ之ヨリ手ヲ曳キ対立

91) 桑原 [1960] 4頁。

92) 桑原 [1960] 4頁。

93) 森技術本部第2部長「臨時軍用気球研究会ニ関スル件」1917年8月 JACAR:C08020891700。

94) 森技術本部第2部長「臨時軍用気球研究会ニ関スル件」1917年8月 JACAR:C08020891700。

シタ」と述べている⁹⁵⁾。気球研究会の存在を否定することなく、穏便に別組織の設立を求め承諾を得たのであるが、本心は陸軍省との協同はあり得ないと決別をしたのであった。一方、陸軍省は、「海軍航空術研究委員会を創設した当時既に海戦を主とする軍事上の要求は陸軍と相容れざるに至ったとも見らるゝのであるが実際には海上の気象其の他使用すべき基地か中野の様な所に引込んで居ては研究の対象となし得ないといふ実際問題から出発したので後年の陸海合同の障碍となった様な理由とは余程変って居り簡単なものであった」と楽観的に捉えている⁹⁶⁾。優位にあった陸軍省には、劣勢に立たされていた海軍省の苦悩は伝わっていなかったようである。

おわりに

ここでは節ごとの要約は節の小括と重なるものもあり省略し、これまでの記述をもとに「はじめに」において提示した目的について考察する。なお本稿と千田〔2021〕との共通の課題については、総合的に取り上げることにする。

「はじめに」において最初の目的とした気球研究会の活動の実態は、次のようなものであった。当初の気球研究会では、3省の委員が得意分野の能力を発揮し協同により基礎研究をふくむ事業が推進された。しかし早急に実践重視に転換され、航空機の購買と航空技術の習得という技術移転により、短期間のうちに航空機の操縦、製作などにおいて華々しい成果をあげた。しかしながら肝心の初飛行の操縦士、軍用機の製作などにおいて主たる役割を与えられたのは陸軍委員のみで、海軍省と文部省から選出された委員は重宝されたものの補助者や実践研究を推進する陸軍委員の支援者として位置づけられ、基礎研究に重要な施設や海軍航空施設はほとんど整備されることはなかった。

本稿の主目的と位置づけた気球研究会からの離脱と航空術研究委員会の設立に関しては、千田〔2021〕の目的の一つとした気球研究会への加入問題と関連して考察する。このうち気球研究会へ加入した理由についてみると、海軍省は同会の設立に際し飛行機の研究を強調したように航空機の必要性を認識していたが、緊縮財政下で事業を開始するには3省協同を実効性が高いと判断したものと考えられる。また重要視する水上飛行機の本格的な研究に至るまでには少なからぬ時間を要すると考え、その間は気球研究会で基本的な研究を行いながら相原大尉を海外に2年間にわたり派遣し、基礎研究から水上飛行機をふくむ航空機について広範な研究をさせようとしたものといえよう。しかしながらこうした思惑は、航空技術の予想をこえる発展によりはずれ、早期に水上飛行機をふくむ海軍

95) 森技術本部第2部長「臨時軍用気球研究会ニ関スル件」1917年8月JACAR:C08020891700。

96) 第一復員局「陸軍航空技術沿革史（校本）」1946年11月。

航空の研究組織の設立が求められたのであった。

海軍省が気球研究会から離別し航空術研究委員会を設立することは、気球研究会で補助的役割に位置づけられた海軍委員の知識や技術だけでは不可能であった。本稿ではこれを打開した原動力として、これまで指摘にとどまっていた飯田中佐の海外における水上飛行機をふくむ航空調査、帰国後の意見の提出について実証し、これを受けた海軍省の政策転換を反映した金子大尉のフランスへの出張により水上飛行機の購入と飛行操縦士免許の取得が実現したことを示した。そしてこのことによって充分とはいえないまでも海軍航空独立への基盤が構築され、さらに気球研究会とそれを主導する陸軍省への不満が重なり、早熟な形で航空術研究委員会の設立へと政策を転換したのであった。

ここで気球研究会と海軍航空の調査・研究活動の成果と課題および後世に与えた影響について言及する。第一は、日本が先進国からそれほど遅れることなく航空事業を開始し短期間のうちに輸入航空機による飛行、軍用機の製作と飛行を実現するが、他方で特定の目的を設定し早急に実現するという方策をもたらしことがあげられる。このため研究会という名称にもかかわらず基礎研究や人材の育成の軽視、与えられた目的以外に興味を抱く人材の排除などの問題を残すことになった。しかもこうした成果主義といえる傾向は、気球研究会の成果や飯田中佐の意見を通じて海軍委員の海外出張の方策にもおよんだのであった。

また第二の問題は、これまでの問題と関連することであるが、陸軍省が主導する気球研究会では航空機の操縦や製作が重視されその主役に陸軍委員が選抜されたため、補助員としての役割しか与えられなかった海軍委員や基本研究を軽視された文部委員は不満を託つことになったことであった。しかもこのような状況を打開しようと意見を述べても聞き入れられず、こうした経験を強いられた海軍は、気球研究会からの離脱を契機として陸軍からの共同事業の申し入れに消極的な態度をとるようになった。またそうした関係をもたらしした原因は、千田〔2021〕において示したように気球研究会の設立において陸軍省が組織の運営を独占できるような案を示しそれを実現したこと、海軍省が研究対象にのみこだわってそれを変革させる努力を怠ったことにあった。より根本的な問題は、異なった組織が意見の対立を克服しながら物事を決定していくルールが当時の陸軍省と海軍省の指導者に欠如しており、この問題を解決しない限り将来においても両省を中核とする協同事業が成功することはありえない点にあった。

[文献リスト]

- 今沢捨次郎 [1943a] 「陸軍航空史の大観（其二）」陸軍航空本部内星空会『月刊航空記事』。
- 今沢捨次郎 [1943b] 「陸軍航空史の大観（其三）」陸軍航空本部内星空会『月刊航空記事』。
- 小沢敬司 [1978] 『所沢陸軍飛行場史』。
- 海軍航空本部 [1935] 『航本極秘第一号 海軍航空沿革史』第1編。
- 海軍航空技術廠 [1940] 『㊤空技廠雑法 第360号 発動機ヲ中心トセル帝国海軍航空二十五年史』。
- 海軍歴史保存会編 [1995] 『日本海軍史 第9巻』海軍歴史保存会。
- クリスチャン・ボラック／鈴木真二編 [2019] 『日仏航空関係史—フオール大佐の航空教育団来日百年』東京大学出版会。
- 桑原虎雄 [1960] 『航空術研究委員会時代』。同書には発行年がないが、『航空時報』第3号（1960年6月25日）と一緒に保管されており同年に発行されたと判断した。
- 桑原虎雄 [1964] 『海軍航空回想録』航空新聞社。
- 航空同人会陸軍航空史刊行会 [1981] 『日本陸軍航空秘話』原書房。
- 渋谷敦 [1972] 『飛行機60年』図書出版社。
- 鈴木淳 [2016] 「日本における陸軍航空の形成」横井勝彦編著『航空機産業と航空戦力の世界的転回』日本経済評論社。
- 高橋重治 [1936a] 『日本航空史 乾』航空協会。
- 高橋重治 [1936b] 『日本航空史 坤』航空協会。
- 千田武志 [2021] 「海軍航空機生産体制の形成に果たした臨時軍用気球研究会等の役割と影響—臨時軍用気球研究会の設立と三省協同研究機関の実態の解明を中心として—」明治大学国際武器移転史研究所『国際武器移転史』第12号。
- 徳川好敏 [1964] 『日本航空事始』出版協同社。
- 中村清二 [1943] 『田中館愛橘先生』中央公論社。
- 名古屋陸軍造兵廠史編集委員編 [1986] 『名古屋陸軍造兵廠史・陸軍航空工廠史』名古屋陸軍造兵廠記念碑建立委員会。
- 日本航空協会編 [1956] 『日本航空史 明治・大正篇』日本航空協会。
- 防衛庁防衛研修所戦史室 [1975] 『戦史叢書 陸軍航空兵器の開発・生産・補給』朝雲新聞社。
- 村岡正明 [1992] 『航空事始』東京書籍。
- 和田秀穂 [1944] 『海軍航空史話』明治書院。

〔付記〕最後になりましたが、貴重なコメントにより論文を再考する機会をいただきました匿名査読者に感謝申し上げます。

研究ノート

アゾフ・ノート —ウクライナ戦争とパラミリタリー—

佐原 徹哉*

The ‘Azov’ Note: The Ukrainian War and Paramilitarism

By TESTUYA SAHARA

Since the Russian invasion, the paramilitary militia ‘Azov’ of the National Guard of Ukraine division has drawn special attention. This article examines its organizational traits, ideologies, pre-war activities and military operations during the Russian invasion. In gathering the information, the author paid special attention to wipe out the elements of ‘Russian propaganda’ by focusing on open sources, mainly the online editions of US, Canadian, British, French, Greek, Bulgarian and Turkish news agencies. Russian news clips were carefully excluded, except for those produced by the Ukraine media or those transmitting the simple official remarks of the Putin government. The results of the analysis point to a number of conclusions. Before the war, Azov was a unique mixture of paramilitary and political movements. Its military wing formed an autonomous fighting unit composed of volunteer soldiers, both domestic and foreign, operating on its own command structure beyond the control of the government. Its political wing espoused neo-Nazi ideologies equivalent to the alt-right movements in the West and owned a political party and various social organizations. After the invasion, as its battalions played significant roles in the key battles, the military wing became one of the mainstream combatants of the Ukraine government while keeping intact the strong link with its political wing. As a result, Azov attracted a more diverse crowd and consolidated its image as ‘the patriotic defender of the nation’, despite the well-grounded accusations of persecution against the civilian population. In light of the growing dependence of the Ukraine government on Azov’s military prowess, there is serious concern that this group will gain more political momentum in the future.

ロシアによる侵略でウクライナの特種部隊アゾフ¹⁾の存在が注目されている。アゾフはウクライナの軍事機構に属しているが、固有の指揮命令系統を持ち、全員が志願兵で構成される部隊である。独立した軍事組織でありながら政府の庇護を受けるアゾフのような

* 明治大学政治経済学部教授 (Professor, School of Political Science and Economics, Meiji University)

1) 日本のメディアは「アゾフ大隊」と呼んでいるが、この組織の本質は政治運動であり、本論ではアゾフと呼ぶことにする。興味深いことに、ウクライナの戦場の「正しい情報」を伝えるNGOを名乗る Ukrainian Struggle Centreの広報担当者も「アゾフ大隊」と言う呼び方はロシアのプロパガンダだと主張している。Crapa [2022].

グループをパラミリタリーと呼ぶが、現代の戦争ではその役割が大きくなり、市民の犠牲者が増加したり、戦争が長期化したりする主要因であると指摘されている²⁾。本論ではアゾフのパラミリタリーとしての特質を解明し、ウクライナ戦争の性格を理解する一助となることを目指す。

本論で利用したソースは主に新聞や雑誌の電子版だが、英語、フランス語、ギリシャ語、トルコ語、ブルガリア語のメディアを中心に収集し、ロシア語の情報はフィンランドとウクライナの通信社と新聞に限定し、「ロシアのプロパガンダ」の疑いがあるソースはロシア政府の言説を引用する場合を除いて全て排除した。

1. アゾフの起源

アゾフの前身となる武装集団は2014年春にウクライナ東部のマリウポリに登場した。2月下旬にキーウでユーロマイダン³⁾のデモ隊と治安機構の衝突によりヴィクトル・ヤヌコーヴィチ大統領が失脚したマイダン事件を契機に、ウクライナでは親露派による独立運動が内戦の様相を帯びた。キーウの新政権はウクライナ軍を補完するため義勇兵の戦闘行為を容認したので多数の民兵が結成されたが、マリウポリでも4月末に黒づくめの出立ちでナチスの鉤十字のついたヘルメットを被った70名ほどのグループが登場した。この「黒の集団」は親露派のデモ隊と市街戦を演じ、警察の庇護を受けながら数百人規模に拡大し⁴⁾、5月5日にアゾフ大隊を名乗るようになった⁵⁾。6月にはマリウポリから親露派を駆逐し、その後も、ここを拠点にウクライナ東部で戦闘を繰り返した⁶⁾。

アゾフの母体となったのはアンドリー・ビレツキーという人物に率いられたハルキウ出身の若者たちだった⁷⁾。ビレツキーは当時34歳で、ハルキウ大学の歴史学部を卒業した後、極右団体「トライデント」Тризуб、次いで「ウクライナ社会民族党」に加わり、2005年に「ウクライナの愛国者」Патріот Україниという政党の党首となった。ビレツキーは格闘技とボクシングを習得しており、若者たちを集めて準軍事組織を結成し、「不法移民の取り締まり」や商店の襲撃を繰り返した⁸⁾。ビレツキーのグループは2005年から2010年までハルキウ知事を務めたアルセン・アヴァコフの庇護を受けており、準軍事組織の活動は警察

2) Üngör [2020].

3) ヤヌコーヴィチ政権のEU連合協定破棄に対して2013年11月にキーウの独立広場で始まった抗議活動に端を発する市民運動。親西欧派、人権派、極右民族主義などの諸潮流を含んでいた。

4) Халминен [2022].

5) Geoffroy [2022].

6) Sommerlad [2022].

7) Walker [2014].

8) Μπάκουλη [2022].

の補助業務として容認されていた。しかし、アヴァコフが辞任すると、2011年11月に警察と衝突し、翌月に逮捕され、懲役刑を受けた。ところが、マイダン事件直後の2014年2月に無罪判決を受けて釈放された⁹⁾。この間、「ウクライナの愛国者」と「社会民族党」の後継組織である「社会民族会議」Соціал-Національна Асамблеяが「右派セクター」Правий секторという政治団体の傘下に入ったことから、ビレツキーは二つのグループを率いて「黒の集団」を結成したのだった¹⁰⁾。アゾフにはハルキウのプロサッカーチームFCメタリストの応援団を母体とした「セクト82」Секта 82というフーリガンの集団も加わっていた。セクト82は2014年2月末にハルキウで親露派と戦う武装自警団を結成していた¹¹⁾。

2014年春のウクライナ内戦ではアゾフ以外にも多数の義勇兵部隊が登場したが、9月に結ばれたミンスク合意で非正規兵を取り締まることになったため、その殆どが解散させられたり、正規軍に再編されたりしたが、アゾフだけは独立した組織として生き残った¹²⁾。アゾフが特別扱いを受けた理由は、ハルキウ時代にビレツキーの庇護者だったアヴァコフがマイダン事件後に内務大臣となり、内務省の庇護を受けたからだ。ビレツキーは釈放されるとすぐに内務省にポストを与えられ、アゾフも6月に警察のパトロール大隊となり、9月には連隊に格上され、11月には内務省所管の国家親衛隊の一部となった¹³⁾。この措置によってアゾフは軍からも警察からも圧力を受けないウクライナで唯一のパラミリタリーとなった。例えば、アゾフはキーウ郊外の機械工場の跡地に自前の訓練基地を持ち、武器の製造・修理も行っている。同様の訓練基地や新兵募集事務所は全国各地にあり、重火器や戦車まで保有する自立した軍事組織となっている¹⁴⁾。

2. シンボルとイデオロギー

アゾフは親露派との戦いで命知らずの兵士という評判を勝ち取り、大統領のペトロ・ポロシェンコが「我が国最高の戦闘員たち」と評したように、ウクライナの保守派からは規律の取れた献身的な愛国者だと見做されるようになった¹⁵⁾。その一方、アゾフはナチスに由来する意匠を好んで用いることも知られている。代表的なのが、「黒い太陽」を背景に、

9) Ibid.

10) Petik [2016].

11) Ibid.

12) Geoffroy [2022].

13) Українська правда [2019].

14) Шеремет[2015].

15) アゾフ部隊の規律は厳しく、飲酒は禁じられている。ある兵士は、酔っ払った隊員が隊長から滅多打ちにされ部隊から追い出された話を誇らしげに語った。Walker [2022].

ヴォルフスアンゲル¹⁶⁾をあしらった紋章だ。「黒い太陽」はナチス親衛隊のハインリヒ・ヒムラーが考案したもので、アゾフのヴォルフスアンゲルもナチス親衛隊第二師団の紋章に酷似している。

アゾフの擁護者はこうしたシンボルはナチスとは無関係であり、アゾフのヴォルフスアンゲルは、キリル文字のIとHを交差させたものでウクライナ語の「民族の理念」Ідея Націїの頭文字を取ったものだと言う¹⁷⁾。しかし、アゾフが掲げる「民族の理念」とは抽象的なスローガンではなく、具体的な政治目標であり、その内容は「社会民族主義」である。

アゾフの創始者であるビレツキーが標榜する「社会民族主義」とは、民族主義と社会政策と国家主義の3つを柱とするもので、それによると、ウクライナ民族とは同じ血を持つ集団であり、民族主義とはその人種的特性を保全するため人口増加と経済的繁栄を同時に達成することであり、そのために必要な社会政策とは、優れた人種的特性を備えた子供の出生率を上昇させ、それを育成できる家族を保護することであり、この政策の実現は大衆政治では不可能で、強い意志と自己犠牲精神と知性を兼ね備えた少数のエリートが大衆を導き、社会の能動的要素を増加させ、受動的で「家畜的要素」を減少させる独裁体制が必要なのだという¹⁸⁾。この主張はナチの人種衛生政策に酷似している。ビレツキーは「新生ウクライナは独裁体制の共和国となり、社会民族主義を採用した民主の帝国であらねばならない」¹⁹⁾とも語っている。

ビレツキーは、欧米のオルタ右翼の間で流布している「白人ジェノサイド」論も好んで口にする²⁰⁾。例えば「世界の危機と民族の混沌」と題する2008年の論説では、グローバル化による資本主義の危機によってヨーロッパの「民族的危機」が加速している。その原因は移民の増加によるイスラム化とヨーロッパの「有色人種化」だ。経済危機によってヨーロッパには未曾有の規模の移民が押し寄せており、その結果、ヨーロッパ本来の住民とアフリカ人とムスリムという「劣等人種の移民」の「人種戦争」が勃発しているが、「ヨーロッパ人種が人種戦争に勝利するには真の民族革命の旗の下に団結しなければならない」と主張していた²¹⁾。「移民」と題した別の論考でも、移民の数が増えるとその政治的経済的文化的影響力が高まるが、ウクライナ民族の人口増加率はマイナスなので30～40年後には過

16) 狼狩り用の罠に由来するZに横線を入れた形のシンボル・マーク。ドイツ起源とされ、ナチスによって多用された。

17) Стара [2022].

18) Білецький [n.d.].

19) Ibid.

20) オルタ右翼と「白人ジェノサイド」論については筆者も以前の論考で詳しく説明した：佐原[2020]。

21) Білецький [n.d.].

半数の国民は混血になってしまい、犯罪率が上昇し、薬物中毒と失業も増加する。これを防ぐには、移民受け入れをやめ、ロシアとの国境を厳格に管理し、移民の国籍取得を禁止せねばならないと主張していた²²⁾。この論説の結論としてビレツキーは「アジアとヨーロッパは互いに相容れない存在だ。両者は言葉や宗教や人種や文化や経済を異にしている。ウクライナはこれまで常にヨーロッパを守る盾であったが、今やウクライナ自身の防衛を懸念せねばならなくなった。我々はウクライナを防衛せねばならず、この国をアジアの肥溜めに変えてはならない」と呼びかけている。ビレツキーは「ヨーロッパを守る盾」としてのウクライナというスローガンが気に入っているようで、「我が民族の歴史的使命は生き残りのための最後の十字軍を組織して世界中の白人を率いることだ。それはセム人種が率いる劣等人種に対する十字軍である」とも述べている²³⁾。反イスラムと反グローバリズムは、ズケタが指摘するように、オルタ右翼に共通する特徴である²⁴⁾。

同種の思想はビレツキー個人だけでなく、アゾフ幹部たちに広く共有されており、ウクライナがヨーロッパをリベラリズムと同性愛者と移民から救済するための起爆剤となると公言している²⁵⁾。下部構成員たちもビレツキーの「社会民族主義」に心酔しており、2014年に「ガーディアン」の記者は、彼らが「ウクライナには強力な独裁者が必要でどんなに血が流れようとも民族を統一するために権力を握るべきだと考えている。クーデタによって軍事政権を樹立して市民権を制約してでも国境を守るべきだと主張するものもいる。強力な軍事指導部を確立するために革命が必要だ」というものもいる。こうした主張は多くのメンバーに共有されている」と伝えている²⁶⁾。「ウクラインスカ・プラウダ」の記者も「軍隊で愛国者が主導的な役割を演じるのを恐れてはならない。アゾフをモデルに、軍全体から最も頭脳明晰な将校と兵士を集めて戦闘能力の高い旅団を2、3個結成すべきである」と主張するアゾフのメンバーの最近の発言を紹介している²⁷⁾。このように、アゾフはネオナチ思想を信奉する集団で、人種独裁国家を目指す政治団体であるのは明白だ。

アゾフは西側メディア向けにはネオナチ性を矮小化する傾向があり、2015年にアゾフ幹部のアンドレイ・デャチェンコは「USA Today」のインタビューで、ネオナチ思想を持つメンバーは1・2割に過ぎないと語っている²⁸⁾。しかし、長年にわたってアゾフを取材

22) Ibid.

23) Sommerlad [2022].

24) Zúquete [2018].

25) Roussinos [2022].

26) Walker [2022].

27) Шлепемет [2022].

28) Dorell [2015].

してきたカナダ人記者のマイケル・コルボーンは、彼らは都合の悪い質問には嘘しかつかないと指摘しているし²⁹⁾、「ル・モンド」の記者が看破したように、この少数が組織の中核を占め、人種主義を扇動し続けている³⁰⁾。ロシア侵攻後、アゾフはネオナチ思想を益々隠蔽するようになったが、幹部たちの発言の端々には彼らの本音が透けて見える。例えば、2月末にロシア国民向けに出した声明の中で「アゾフは占領者が我が国を去る日までウクライナの盾であり続ける。我々は剣と盾を手にウクライナを悪と嘘の勢力から守るだけでなく、全ての文明世界を21世紀のペストから防衛している [下線部は筆者]」と述べているが³¹⁾、「21世紀のペスト」とはオルタ右翼の用語で「有色人種」の移民のことである。

3. アゾフの政治部門

アゾフは、2015年8月に前線から配置転換されたのを機に、政治部門の強化を進め、極右政党「ナショナル・コール」Національний корпусを2016年10月に結成した。ビレツキーは国会議員に当選し、議員は軍や警察に在籍出来ない規程により、司令官を辞任した。ウクライナ政府はこれを根拠にアゾフ連隊と政治組織としてのアゾフ運動は別のものだと主張し、内相アヴァコフはアゾフをネオナチとするのはウクライナの信用を貶める国際的陰謀だと語り³²⁾、退役軍人相のオクサーナ・コリャダもアゾフは我が国の守護神だと発言している³³⁾。しかし、コルボーンが指摘するように、アゾフ連隊とナショナル・コールが無関係とするのは「馬鹿げている」³⁴⁾。両組織は不可分一体の関係にあり、キーウにあるアゾフの新兵募集事務所はナショナル・コールの事務所と同じ建物にあるし、アゾフ連隊は2021年8月にナショナル・コールの青年部を教練部門に組み込んでいる。ビレツキーの影響力も軍事部門に強く残っている³⁵⁾。連隊の新司令官のデニス・プロコレンコと副司令官のスヴァトスラフ・パラマルはビレツキーの腹心で、ビレツキーは古参幹部たちを通じて軍事部門への指導力を維持し、定期的に部隊を視察している³⁶⁾。

2019年の選挙でナショナル・コールはスヴォボダ、右派セクターなどの極右政党と共に選挙連合を結成したが2%強しか得票できずに惨敗し、議席を失った。だが、この選挙

29) Colborne [2021].

30) Geoffroy [2022].

31) Петренко [2022].

32) Українська правда [2019].

33) Ibid.

34) Colborne [2021].

35) Έθνος [2022.2].

36) Coutu [2022].

運動を通じてアゾフは極右運動全体に支配的影響力を確立した³⁷⁾。コルボーンによると、アゾフは既に2018年段階でウクライナ最大・最強の極右運動となっていたが、選挙後は独立系の極右団体までもアゾフの意向に従うようになったという。

アゾフには世論に影響力を行使するための国会以外の回路もある。退役軍人省や愛国主義教育プログラム、そして自警団などの社会団体である³⁸⁾。アゾフが結成した代表的な社会団体は、2017年に設立された「民族親衛隊」Національні дружиниである。この組織は「街頭での犯罪、麻薬密売、公共の場での飲酒」と戦うことを目標に掲げたNGOだが、その母体は、アゾフの退役兵とナショナル・コールの支持者である。「民族親衛隊」はウクライナ全土に13の支部を持ち、2018年1月28日に全国から集まった600人の隊員がキーウで宣誓式を行い、ナチスの突撃隊を模した服装でデモ行進して物議を醸した³⁹⁾。ウクライナでは警察を補佐して市民が街頭パトロールを行うことが合法化されているが⁴⁰⁾、「民族親衛隊」はこれを悪用して、移民やロマ⁴¹⁾やLGBTQ+の活動家を襲撃している⁴²⁾。

ウクライナの極右は好んでテレグラムというSNSを利用するが、アゾフもテレグラムに複数の常設チャンネルを持っている⁴³⁾。ナショナル・コールの公式チャンネルやビレツキー個人の公式チャンネル以外にも膨大な数のチャンネルがアゾフ傘下のグループによって開設されている⁴⁴⁾。アゾフの映像は、画像の質も高く、編集技術も洗練されており⁴⁵⁾、こうしたプロパガンダを通じて若いメンバーを増やし、「民族親衛隊」や自前の訓練施設を使って若者に軍事教練と思想教育を行っている⁴⁶⁾。

このように、アゾフはネオナチ思想の信奉者たちが集結し、自前の戦闘部隊に加えて、ナショナル・コールという政党、「民族親衛隊」という社会組織、宣伝・出版等の様々な部門を備えた巨大なパラミリタリー組織であると結論できる。

4. 資金源

アゾフのようなネオナチ組織は社会主義崩壊後の東欧各国で多数結成されたが、他国では当局の規制を受けるのに対して、ウクライナでは公然と政府の庇護を受けている。政

37) Colborne [2021].

38) Ibid.

39) Miller [2018].

40) Fedeczko [2018].

41) ヨーロッパに広く居住する少数民族。かつての日本では「ジブシー」と呼んでいた。

42) Qalko [2022.1].

43) Simon Wiesenthal Center [2020].

44) Colborne [2021].

45) Халминен [2022].

46) Μπάκουλη [2022].

府は、様々な極右組織に資金と武器その他の援助をおこなっているが、最大の受益者はアゾフである⁴⁷⁾。アメリカの「ネイション」の記者は「ウクライナは軍隊の中にネオナチ組織を持つ唯一の国家だ」と2019年に書いている⁴⁸⁾。しかし、アゾフは政府に財政的に依存しているわけではなく、独自の資金源を持っている。よく知られているのがオリガルヒとの関係だ。例えば、エネルギー関係のオリガルヒでドニプロペトロウシクの前知事のイゴル・コロモイスキはアゾフを含む義勇兵団に早くから資金を提供していた⁴⁹⁾。コロモイスキは、2019年のゼレンスキーの選挙にも資金を提供しているが、2020年にアメリカ司法省から背任と横領容疑で訴追され、翌年3月にアメリカ国務省の制裁リストに加えられている⁵⁰⁾。ドネツク州の知事でオリガルヒのセルヒイ・タルタもアゾフに資金を提供している⁵¹⁾。

その他の重要な資金源と考えられるのが密輸と恐喝だ。ソ連崩後、ウクライナでは武器の横流し・人身売買・タバコや麻薬の密輸等が横行し、キーウ、オデッサ、ハルキウは国際的な密輸ネットワークの結節点となっている。こうした土壌の上にマフィア組織が暗躍し、それがオリガルヒの権力基盤となっているが、マイダン事件後に状況は一掃悪化した⁵²⁾。マフィアと民兵が結びついたことで、軍や警察が密輸や物資の横流しを取り締まるのが困難になったからだ。2015年7月には「右派セクター」のドミトリー・ヤロシの戦闘部隊がハンガリー国境に近いムカチェヴォでタバコの密輸ルートをめぐるウクライナ軍と警察と銃撃戦を展開する事件も起こっている⁵³⁾。アゾフも犯罪組織と結びついて資金を得ているとの指摘がなされている⁵⁴⁾。実際、アゾフは軍警察と衝突事件を起こしている⁵⁵⁾。

5. テロ組織認定と西側の支援

アゾフやその同盟者の極右民兵はマイノリティ迫害だけでなく戦争犯罪に関与した疑惑も持たれている。国連人権高等弁務官事務所はアゾフなどの民兵がドンバス地域で民間人の虐殺・強姦・略奪・拷問等に関与していたと報告している⁵⁶⁾。ヒューマン・ライツ・ウォッチもアゾフが民間人を迫害していると繰り返し警告してきた。これを受けて、2015

47) Roussinos [2022].

48) Golinkin [2019].

49) Халминен [2022].

50) John [2022].

51) Walker [2022].

52) Francesco [2018].

53) Marten [2017].

54) Μπάκουλη [2022].

55) Ткаченко [2015].

56) UNHCHR [2016].

年6月にカナダとアメリカはアゾフをネオナチ組織と断定し、支援しないと表明した⁵⁷⁾。

しかし、アメリカ政府は2016年にこの措置を解除した。「アルジャジーラ」によると、そこにはペンタゴンの圧力があったという⁵⁸⁾。これ以後、議会と政府の間でアゾフをテロ組織と認定するかどうかをめぐって駆け引きが繰り返された。2019年10月には、マックス・ローズ議員をリーダーとするアメリカ下院の40人の議員が国務省にアゾフを国際テロ組織と認定するよう求めた⁵⁹⁾。この要望は受け入れられなかったため、2021年4月に民主党のエリッサ・スロットキン下院議員がバイデン政府に同様の要望書を提出したがテロ組織認定は見送られた⁶⁰⁾。

アメリカ政府がアゾフのテロ組織認定を渋る理由は、ウクライナへの軍事援助の一環としてこの組織に武器を供与していることに関係しているようだ。アメリカ政府は2014年以降、昨年までにウクライナ政府に25億ドル以上の軍事支援を行った最大のスポンサーであり⁶¹⁾、アゾフと米軍関係者が接触している証拠もある。2015年に「ウクラインスカ・プラウダ」はアメリカに戦闘技術を学んだというアゾフの幹部の証言を掲載したし⁶²⁾、米軍がキーウ近郊の国家親衛隊の訓練場でアゾフのメンバーに軍事教練を行う様子を収めたビデオも存在する⁶³⁾。

アメリカに次ぐ10億ドル以上の軍事援助をおこなってきたカナダもアゾフを訓練していた。ウクライナ当局は、カナダが訓練した国家親衛隊員の中にアゾフ・メンバーが含まれていたことを公式に認めているし⁶⁴⁾、カナダ軍将校たちがアゾフ幹部と会合した写真もリークされている。「オタワ・シチズン」によると、将校たちはアゾフがネオナチ組織であることを認識した上で訓練を行っていたという⁶⁵⁾。「ラジオ・カナダ」は、アメリカやカナダの支援によりアゾフの装備と戦闘能力は格段に向上し、NATO標準の戦闘能力を持つに至ったと結論している⁶⁶⁾。

6. アゾフの国際ネットワーク

アゾフを支える国際ネットワークはウクライナの軍事支援国だけではない。アゾフは海

57) Μπάκουλη [2022].

58) Aljazeera [2022].

59) Українська правда [2019].

60) Goncharenko [2022].

61) Glaeser [2021].

62) Шеремет [2022].

63) Μπάκουλη [2022].

64) Coutu [2022].

65) Pugliese [2022].

66) Coutu [2022].

外の極右思想と人種主義理論の吸収に熱心で、北欧、ドイツ、クロアチア、ポルトガル、イタリアなどの極右組織と盛んに交流している⁶⁷⁾。キーウの事務所の壁には三島由紀夫やコルネリウ・コドレアヌ（ルーマニアの鉄衛団の指導者）やユリウス・エヴォラ（イタリアの人種主義者）の写真も飾られている⁶⁸⁾。

ウクライナには世界中の極右活動家が軍事訓練を受けたり、戦争経験を積んだりするためにやってきており、アゾフはその中心にいる。トルコのメディアによると、ロシア侵攻前から22カ国の義勇兵が参加しており、その殆どが白人至上主義者だったと言う⁶⁹⁾。ニュース専門放送局「MSNBC」はアメリカのネオナチ組織「ベイス」のメンバーが2020年にアゾフに加わってウクライナ東部の戦闘に参加していたと伝えている⁷⁰⁾。「ドイチェ・ヴェレ」もドイツの極右運動とアゾフが密接につながっているとし⁷¹⁾、フランスの極右もウクライナに出かけてアゾフと接触していた⁷²⁾。北欧諸国の極右もアゾフと太いパイプを持っている。スウェーデンのネオナチのミカエル・スクリトは2016年にウクライナで戦い、その後アゾフの軍事教官となった⁷³⁾。フィンランドからも2014年以降、最低3人がアゾフに参加したことが確認されている⁷⁴⁾。アゾフにはロシアとベラルーシ出身のメンバーも多数在籍している。そもそもアゾフの共通語はロシア語で、中核メンバーのほとんどがロシア語を母語とし、ロシア流の人種主義思想を信奉している。ロシア人のセルゲイ・ボツマン・コロトキフはアゾフの最高幹部の一人だ。ベラルーシのネオナチもマイダン事件直後からアゾフと行動を共にしている⁷⁵⁾。

7. ロシア侵略とアゾフ

ロシアの侵略はアゾフが勢力を拡大するチャンスとなると見られている。マイケル・コルボーンは昨年末のインタビューで「戦争が起これば、アゾフは『祖国の防衛者にして革命の前衛』であると誇示する機会に恵まれるだろう。ウクライナの都市がロシア軍に占領されれば、極右のゲリラが市街戦を展開するかもしれない。アゾフは戦争によって誕生した組織なので戦争を必要としている。戦争は彼らの存在意義であり、目標である。2022

67) Colborne [2019].

68) Roussinos [2022].

69) Haberlerim [2022].

70) Miller-Idriss [2022].

71) Goncharenko [2022].

72) Geoffroy [2022].

73) Шеремет [2015].

74) Халминен [2022].

75) Шеремет [2015].

年に戦争が起これば、彼らは嬉しくてたまらないだろう⁷⁶⁾」と語っていたが、実際の状況はこの予言通りに進んでいる。

プーチンはウクライナの「脱ナチ化」を侵攻の大義に掲げており、アゾフを「ゼレンスキー体制がナチスに支配されている」という主張の根拠に挙げている⁷⁷⁾。そのためウクライナ政府と西側諸国は、アゾフとネオナチの関係の隠蔽に躍起になっている。ウクライナではアゾフのネオナチ性に言及することはクレムリンのプロパガンダに加担することだとの認識が一般化しているし、西側政府もアゾフを容認し、日本の公安調査庁もアゾフを国際テロ集団リストから外した。欧米の主要メディアはネオナチの影響力を矮小化する報道に努め、「CNN」に至っては、アゾフが民間人を迫害しているとの報道はロシアの流すフェイク・ニュースだと言い切っている⁷⁸⁾。2016年にアゾフを危険な組織に指定したFacebookも、ロシア侵攻が始まるとこれを解除し、アゾフを称賛する書き込みを容認するようになった⁷⁹⁾。オタワ大学のドミニク・アレルは、ロシア侵攻後もアゾフは脱政治化しておらず、ネオナチ思想に基づいた戦争目的を遂行し、独自の指揮命令系統を維持し、ウクライナ軍から独立した存在として機能し続けていると警告を発しているが⁸⁰⁾、「オタワ・シチズン」のデヴィッド・ピュグリーズが指摘するように、「ジャーナリストたちはアゾフを英雄視し、組織内のネオナチは少数だという論法で存在を容認している」ため「アゾフがより広く受け入れられる触媒として作用している」⁸¹⁾。

アゾフは、こうした西側メディアのご都合主義に便乗してプロパガンダを活発化させている。「我々はロシアの侵略に対して武器をとった愛国者」であり⁸²⁾、「本当のファシストはロシアの指導部とロシア軍だ」と大見えを切り⁸³⁾、「反ファシズム統一戦線」の論理で新規メンバーを獲得しようとしている。彼らはキーウやマリウポリで市民に軍事訓練を行う様子を公開し⁸⁴⁾、西側メディアがこれに追随したことで、海外ではウクライナ正規軍の一部であると言う誤解も広がった。

プロパガンダの効果は絶大で、アゾフは急激に肥大化した。アゾフの動員力は2014年

76) Colborne [2021].

77) Миркин [2022].

78) John [2022].

79) Aljazeera [2022].

80) Coutu [2022].

81) Pugliese [2022].

82) Philp [2022].

83) Schipani [2022].

84) John [2022].

のマリウポリ攻防戦時には800人ほどだったが⁸⁵⁾、その年末には2000人を超えた⁸⁶⁾。2015年から2018年の連隊の兵力は2500人程度で推移していたが⁸⁷⁾、2021年にロシア侵攻が取り沙汰され始めると人員を拡大し⁸⁸⁾、キーウとハルキウとドニプロでは新規の大隊が作られ、特殊部隊の新設や地方都市の民兵団結成が相次いだ⁸⁹⁾。

ロシア侵攻によりウクライナ政府が入国制限を撤廃したことで、多くの外国人戦闘員もアゾフに加わった。英国外相リズ・トラスは英国人にウクライナに義勇兵として渡航することを奨励したし、ドイツ内務省の声明によると、3月初頭の段階で既に少なくとも10人のドイツ人がアゾフに参加したという⁹⁰⁾。クロアチアではザグレブのプロサッカーチームFCディナモの元応援団長でアゾフの戦闘に参加した経験を持つ極右活動家のデニス・セレルがネットで義勇兵を集め、アゾフ傘下のクロアチア人大隊の結成を進めたし⁹¹⁾、ベラルーシ人極右が結成した300名ほどの独立大隊もアゾフに編入された⁹²⁾。

こうした一連の増強によりアゾフの動員兵力は飛躍的に拡大し、ビレツキーによると既に4月初頭時点で1万人を超えたという。内訳はキーウ、ハルキウ、ドニプロに各1000人、マリウポリに3000人、他の都市でも小規模な部隊が多数結成された⁹³⁾。アゾフにはアメリカやイスラエルから供与された先端兵器が優先的に配備されており⁹⁴⁾、英国製の対戦車ランチャーの講習を受ける様子もリークされた⁹⁵⁾。

ロシアの侵攻に対し、アゾフの部隊はマリウポリの他、キーウやハルキウの攻防戦にも投入され、主にゲリラ戦で活躍した。アゾフに対する国際的評価は鰻登りで、「ワシントン・ポスト」は「ウクライナ軍内で最も戦闘に習熟した精鋭部隊」と持ち上げ⁹⁶⁾、「フィナンシャル・タイムズ」はウクライナ側の軍事力の主流になりつつあると分析した⁹⁷⁾。4月13日にはウクライナ軍のアゾフ化を象徴する出来事も起こった。この日、ロシアはマリウポリ防衛の任についていたウクライナ軍の第36海兵旅団が大量投降したと発表した⁹⁸⁾。こ

85) Coutu [2022].

86) Μπάκουλη[2022].

87) Haberlerim [2022].

88) France 24 [2022].

89) Roussinos [2022].

90) Qalko [2022.2].

91) Grgurinovic [2022].

92) Ciobanu [2022].

93) Raghavan [2022].

94) Εφημερίδα των Συντακτών [2022].

95) Roussinos [2022].

96) Raghavan [2022].

97) Schipani [2022].

98) Креуцл [2022].

れに対し、ウクライナ側は、一部の兵が「脱走」したことは認めたものの、36旅団は存続していると反論したが、同時に同日付で36旅団が改組してアゾフに合流すると発表した⁹⁹⁾。つまり、ウクライナ政府は正規軍がパラミリタリーの指揮下に入ることを公式に容認したのである。これは前代未聞の出来事と言えるだろう。この出来事の持つ意味は大きい。4月半ばにはゼレンスキー大統領がマリウポリのアゾフを「我々の兵士、我々の若者」と呼び、彼らが殲滅されれば「和平交渉は終わる」と語り、ウクライナ政府はアゾフと心中する覚悟であるかのように振る舞い始めた¹⁰⁰⁾。

8. 人道回廊の封鎖疑惑

ロシア政府はアゾフが戦争に乗じて組織的に市民に対する人権侵害をおこなっていたと主張している。ロシア寄りのニュース・サイト southfront.com には、アゾフが民間人を殺害し、病院を攻撃したり、意図的に橋を破壊したりして避難を妨害しているという住民の証言を収録したアメリカ人記者パトリック・ランカスターの取材映像もアップされている¹⁰¹⁾。これに対し在ギリシャ・ウクライナ大使は、アゾフは市民を守っており、彼らが民間人を虐待し軍律に従わずに独立して行動するパラミリタリーだという報道はロシアのプロパガンダだと反論したが¹⁰²⁾、アゾフによる市民虐殺のニュースを一概に「フェイク」だと切り捨てることはできない。

疑惑が晴れない理由の一つは、前述のようにアゾフが以前から市民の虐殺事件を起こしてきたことだ。ロシア侵攻の少し前にも、ギリシャの新聞各紙はドンバス地方のギリシャ人の村グラニトノエで「ウクライナ人の兵士」に住民が虐殺される事件が起こったと報じている。「エスノス」紙によると、事件の経緯は以下のものであった。ギリシャ人たちがいる居酒屋に数人の「ウクライナ人の兵士」たちが入ってきて、酔っ払った挙句、客たちと口論になり、「ウクライナを嫌悪する分離主義者どもめ」と罵倒しながら自動小銃を乱射し二人を殺害、数人を負傷させた。ギリシャ政府も事態を憂慮し、ウクライナに正式に抗議し、ギリシャ系住民の安全確保を求めた¹⁰³⁾。グラニトノエは2014年に住民投票で「ドネツク人民共和国」への帰属を決議した村だが、ウクライナ側に奪還されていた。ウクラ

99) Мазуренко [2022.3].

100) Мусаева [2022].

101) ランカスターが撮影したアゾフに虐殺されたとする腹部に鉤十字の切れ込みを入れられた女性の遺体の映像は、その後、ウクライナ国営放送によって「ロシア軍撤退後にキエフ近郊で発見された遺体」と言う触れ込みで再利用された。Blumenthal [2022].

102) Pontosnews [2022].

103) Έθνος [2022.1].

イナの少数民族は殆どがロシア語話者であるため、マイダン事件後のキーウの民族主義政策に不安を感じている。ギリシャ人はマリウポリ周辺に10万人以上が暮らしているが、彼らの多くが極右民族主義者に不信を抱いている。そのためアゾフはギリシャ人を潜在的な「親露派」と見做し、迫害を続けてきた¹⁰⁴⁾。グラニトノエの事件はこうした背景から起こったと考えられる。

ところで、ウクライナ戦争では都市が戦場となっているため、民間人をどうやって避難させるかが一つの焦点となった。両国政府は停戦交渉の一環として、包囲下にある都市から住民が避難できる人道回廊の開設で幾度も合意しているが、芳しい成果を上げていない。マリウポリでも3月初旬に人道回廊の設置が合意されたが、一部の市民しか脱出できなかった。ウクライナ側は「ロシア軍の行動によって人道回廊設置の試みが失敗した」と主張したが、ロシアの国連大使はアゾフが避難路を封鎖し市民を「人間の盾」として使っていると反論した¹⁰⁵⁾。ウクライナとロシアがメディア上でも戦争していることを象徴するような論争だが、ウクライナの民兵が避難民を虐殺した事件は実際に起こっている。「タイムズ・オブ・イスラエル」によると、キーウから避難しようとしたウクライナ出身のイスラエル市民が2月28日に検問所で民兵に拉致され、「チェチェン人」だとして射殺されたという¹⁰⁶⁾。

マリウポリ近郊を取材したギリシャのジャーナリストたちも、アゾフのメンバーが市民を迫害しているという情報を複数確認している。ロシア軍が原発施設に迫る中、マリウポリからザポロージャまで現地取材を敢行した特派員たちは、アゾフの戦闘員がマリウポリから脱出しようとする市民たちを抑留し、引き返させている光景を何度も目撃している¹⁰⁷⁾。「スカイ・テレビ」がインタビューしたマリウポリからの脱出に成功したギリシャ系の女性「フィリツァ」は、途中で武器を持ったアゾフの戦闘員に妨害され、脅迫されたと証言しているし、マリウポリ市内に残ったギリシャ人「キウラナ」は、「外に出ればアゾフ連隊に銃撃されてしまう。奴らはファシストで、逃げようとする人々を殺そうとしているので避難できない」と語っていた¹⁰⁸⁾。「オープン・テレビ」も、アゾフが集合住宅に爆薬を仕掛け、ロシア軍が通過する際に住民ともども建物を爆破しているという証言を伝えていた¹⁰⁹⁾。ギリシャ政府はアゾフを公式には非難していないが、マリウポリのギリシャ

104) Σαδανά [2022].

105) Έθνος [2022.2].

106) Gross [2022].

107) Ριζοσπάστης [2022].

108) Ολυμπία [2022].

109) 902gr [2022].

総領事館のホームページは避難希望者に対して「我々の脱出を妨害しようとする様々なグループが存在している」と警告し、婉曲的にアゾフが避難を妨害していることを認めていた¹¹⁰⁾。

アゾフが民間人の避難を妨害し、不当に抑留していたことは4月に解放されたブルガリア船籍のツアレヴナ号の乗組員の証言からも確認できる。ツアレヴナ号は2月21日にマリウポリに寄港し、25日に出港する予定だったが、戦争が始まったため抑留された。船の甲板にはアゾフが迫撃砲や擲弾発射器を設置したので、ロシア軍の標的となる可能性があったが、船員たちは50日間も船内にとどめ置かれた。船員たちはブルガリアの家族に、アゾフによって人間の盾として利用されていると伝えていた¹¹¹⁾。船員たちはロシア軍がマリウポリ港を制圧した後に無事帰国できたが、「ストヤン」という船員はそれまで避難できなかった理由を次のように語っている。「ブルガリア政府はウクライナ支配地域を通して避難するよう求めたが、ウクライナ側は、携帯電話とパソコンを置いてゆき、荷物も携行してはならず、生命の安全は保証しないので自己責任で避難する旨の誓約書に署名せよと要求したので避難できなかった」¹¹²⁾。つまり、殺されても文句を言うなというメッセージである。

同様の事例は、オデーサでも報告されている。トルコの貨物船ラフミ・ヤージュ号は2月22日にオデーサ近郊の Cholno Morluk 港に寄港したが24日に戦争が始まったため出航できなくなり、船員たちは船内に抑留された¹¹³⁾。それだけでなく、スイス資本の埠頭管理会社フェルマン・トレイディングが積荷を強奪しようとして民兵を差し向ける事件も起こった。民兵は船員たちに暴行し、積荷を持ち去ろうとしたが、頑強な抵抗にあって引き下がったのだが、船主がオデーサ軍政知事のマクシム・マルチェンコに抗議したにも拘らず、民兵は処罰されず、船に護衛が付けられることもなかった。この事件に関与した「民兵」がどのようなグループなのかは明らかになっていないが、フェルマン・トレイディングは前述のイゴル・コロモイスキの資金洗浄に関与した疑惑がもたれている¹¹⁴⁾。コロモイスキは2014年の内戦時にアゾフ以外にも民兵を援助しており、その中にはアイダールという組織も含まれていた。アイダールは2015年に解散しているが、その司令官だったのがマクシム・マルチェンコである。マルチェンコには戦犯容疑がかけられているにも拘ら

110) Ριζοπάσιτης [2022].

111) Труд [2022].

112) Новините [2022].

113) Demir [2022].

114) Odatv [2022.2].

ず、ゼレンスキー大統領は彼をオデーサ州の軍政知事に任命した¹¹⁵⁾。

アゾフが情報操作を行っていたという疑惑は、彼らが化学兵器の攻撃を受けたと主張したことで一層深まった。4月12日にビレツキーは、ロシア軍がマリウポリで化学兵器を使用し、3人が化学物質中毒のはっきりした症状を示していると発表した¹¹⁶⁾。このニュースはすぐに世界中で報じられたが、ウクライナ政府は事実かどうかの明言を避け、アメリカとイギリスの諜報機関も事実と認めていない¹¹⁷⁾。事実確認はうやむやにされ、アゾフもこの件に言及しなくなったのを見ると偽旗作戦だった可能性が高い。

アゾフが市民の避難を妨害した疑惑は深まるばかりだが、彼らの目的は何だったのだろうか。ロシア軍との戦力差を考えると、アゾフやウクライナ軍には正攻法では勝ち目は無い。圧倒的な戦力を誇る敵と戦う際に有効なのはゲリラ戦術だが、都市を拠点にゲリラ戦を展開するには盾となる市民の存在が必要だ。これはカルロス・マリゲーラが「都市ゲリラ教程」で語っている古典的な戦術であり、シリア内戦でもイスラム主義者がアレッポ攻防戦で用いていた。マリウポリでも同様の事態が進行したのではないかとアゾフは、「ロシア軍が20万人の市民をマリウポリに閉じ込めてジェノサイドを企んでいる¹¹⁸⁾」との論法で市民を人質にした都市ゲリラ戦術を正当化し、戦闘を長期化させることで、ロシア軍の消耗を狙ったと考えるのが妥当だろう。

9. 結びに代えて

これまで論じてきたことを整理してみよう。アゾフは、ウクライナ軍から独立して行動する特殊部隊であるが、同時に、ネオナチ思想を信奉する政党と社会団体を持つ政治運動でもあり、オリガルヒや犯罪組織を資金源にする反社会団体で、市民を迫害していることも確認された。これはアゾフが典型的なパラミリタリーであることを示している。

次に、パラミリタリーと現代の戦争という文脈でウクライナ戦争を考えるという本論のテーマに即して、アゾフをユーゴ内戦やシリア内戦で登場したパラミリタリーと比較してみよう。まず、両者の間には次のような共通の行動パターンが見られる。犯罪歴のあるアンチヒーロー的指導者の下でフリーガンの若者を母体に誕生したことは、ボスニア内戦で暗躍した「アルカンの虎」や「ユースフ・プラジナ部隊」などに酷似している。右翼政治家やオリガルヒなどの支配層の庇護をうけて組織を拡大したという特徴もボスニアで見ら

115) Миркин [2022].

116) Мазуренко [2022.2].

117) Boutilier [2022].

118) Мазуренко [2022.1].

れたものである。西側メディアを味方につけ、市民を人間の盾として利用する戦術は、コソボ解放軍やシリア内戦の「ホワイト・ヘルメット」を彷彿とさせる。恐喝や密輸や物資の横流しを資金源にしているという疑惑は、ボスニア内戦で報告される「ウォーロード」たちやIS（「イスラム国」）に代表されるシリア内戦のイスラム主義者組織の行動パターンに酷似している。他方、アゾフにはこうした組織にはない特徴もある。戦場におけるパラミリタリーの役割は後方攪乱や民族浄化が主で、敵の主力部隊と通常戦を展開することは稀だが、アゾフはマリウポリなどの戦線でウクライナ正規軍に代わる対露戦の主力となった。もう一つの特徴は政治運動としての持続性だ。パラミリタリーが政治運動化することは珍しくないが、「アルカンの虎」は政党化した直ぐに消滅したし、ヴォイスラフ・シェシェリの「チェトニク」はセルビア急進党として存続したが軍事部門は解体されたように、従来のパラミリタリー政治運動は長続きできなかった。アゾフのように軍事部門と政治部門を備えたまま存続し、かつ政府の保護を受ける例は他にはあまり見られない。比較可能と思われるのはレバノンのヒズボラ、および、第一次ヒトラー内閣期のドイツ政府とナチス親衛隊の関係であろうか。この時、親衛隊は補助警察に編入されたのだが、その後も国防軍に属さない独立した軍隊としてヒトラー独裁体制の柱となった。開戦によってアゾフは軍事部門を拡大し、戦況が激化するにつれてウクライナ政府はアゾフの軍事力への依存を強めたが、彼らの政治力が強まれば、どのような事態になるのかが懸念される。

この事態を招いた最大の責任はロシアのプーチン政権にあり、「脱ナチ化」と称して始めた戦争は、ウクライナのネオナチの立場を強化してしまった。一方、西側諸国もロシアの「権威主義」に対抗して「ウクライナの民主主義」を守るとの論理でアゾフを支援したが、これは「独裁体制の民主化」と称してイスラム主義者を支援し、ISやアルカイダの台頭を許したシリア内戦と同じ過ちを犯すことになりそうだ。アゾフの勢力拡大を防ぎ、ウクライナのパラミリタリー化を止めることが求められる。

参考文献

- Aljazeera [2022] “Who are Ukraine’ s far-right Azov regiment?” *aljazeera.com*, 1 Mar.
- Blumenthal, Max & Esha Krishnaswamy [2022] “One less traitor” : Zelensky oversees campaign of assassination, kidnapping and torture of political opposition,” *The Grayzone*, April 17.
- Boutillier, Alex [2022] “Who is Ukraine’s Azov Battalion, the ‘ultra-nationalist’ group claiming chemical weapon attacks?” *globalnews.ca*, April 13.
- Buscemi, Francesco et al. [2018] “Illicit firearms proliferation in the EU periphery: The case of Ukraine.” In: N. Duquet & K. Goris, eds., *Triggering Terror: Illicit Gun Markets and Firearms Acquisition of Terrorist Networks in Europe*, Brussels: Flemish Peace Institute.
- Ciobanu, Claudia [2022]. “Foreign fighters: Taking the fight to Russia in Ukraine,” *BIRN*, 22 March.
- Colborne, Michael [2019] “Croatia key to Ukrainian far-right’ s international ambitions,” *BIRN*, 18 July.
- Colborne, Michael [2021] “Azov needs a war.” An interview with Michael Colborne,” *violence-marker.org.ua*, 29 December.
- Coutu, Simon [2022] “Le Canada a formé des éléments d’ un régiment ukrainien lié à l’ extrême droite,” *ici.radio-canada.ca*, 11 Apr.
- Demir, Sinem Nazlı [2022] “Odessa’ daki esaret 50. gününde! Türk denizciler kurtarılmayı bekliyor,” *Cumhuriyet*, 12 Apr.
- Dorell, Oren [2015] “Volunteer Ukrainian unit includes Nazis,” *USA Today*, 10 Mar.
- Fedeczko, Sofia & Matthew Kupfer [2018] “What’ s behind Ukraine’ s shocking “National Druzhyna” militia?” *hromadske.ua*, 4 Feb.
- France 24 [2022] “Azov regiment takes centre stage in Ukraine propaganda war,” *france24.com*, 25 Mar.
- Geoffroy, Romain [2022] “Qui sont les soldats du régiment Azov, accusés d’ être les « néonazis » de l’ armée ukrainienne,” *Le Monde*, 23 Mar.
- Glaeser, Sascha [2021] “The futility of U.S. military aid and NATO aspirations for Ukraine,” *Defense Priorities*, 15 Nov.
- Golinkin, Lev [2019] “Neo-Nazis and the Far Right are on the march in Ukraine,” *The Nation*, 22 Feb.
- Goncharenko, Roman [2022] “The Azov Battalion: Extremists defending Mariupol,” *dw.com*, 16 Mar.
- Grgurinovic, Matea [2022] “Russia summons Croatian attaché over reports of ‘mercenaries’ in Ukraine,” *BIRN*, 4 Mar.
- Gross, Judah Ari [2022] “Israeli man shot dead as convoy escaping Kyiv comes under mistaken Ukrainian fire,” *The Times of Israel*, 28 Feb.
- Haberlerim İnternet Gazetesi [2022] “Azak taburu nedir, kimlerden oluşuyor? Ukraynalı Neo-Naziler kimdir?” *haberlerim.com.tr*, 6 Mar.
- John, Tara & Tim Lister [2022] “A far-right battalion has a key role in Ukraine’ s resistance,” *CNN*, 30 Mar.
- Marten, Kimberly & Olga Oliker [2017] “Ukraine’ s volunteer militias may have saved the country, but now they threaten it,” *warontherocks.com*, 14 Sep.
- Miller, Christopher [2018] “Far-Right vigilantes destroy another Romany camp in Kyiv,” *Radio Free Europe*, 8 June.
- Miller-Idriss, Cynthia [2022] “Fighting Russia in Ukraine sadly appeals to racist, far-right extremists,” *msnbc.com*, 7

Mar.

Odatv [2022] “Ukraynalı milisler Türk gemisini bastı. Bayrakla direndiler,” *Odatv.tr*, 24 Mar.

Petik, Oles & Denys Gorbach [2016] “The rise of Azov,” *opendemocracy.net*, 15 Feb.

Philp, Catherine [2022] “Azov Battalion: ‘We are patriots – we’ re fighting the real Nazis of the 21st century’ ,” *The Times*, 30 Mar.

Pontosnews [2022] “Ουκρανός πρέσβης στην Ελλάδα: Το Τάγμα Αζόφ υπερασπίζεται τον άμαχο πληθυσμό της Ουκρανίας,” *pontosnews.gr* 7 Apr.

Pugliese, David [2022] “Canada failed when it trained Ukrainian troops linked to the far right, says Nazi hunter,” *Ottawa Citizen*, 13 Apr.

Qalko [2022.1] “Azok Ukrayna’ da önce Neo Nazi şimdi Ülkenin resmi taburu, Ne iş bu?” *Qalko.com*, 6 Mar.

Qalko [2022.2] “Yüzlerce Yabancı Avrupa’ dan, Ukrayna savaşında Azok’ a katılıyor,” *Qalko.com*, 7 Mar.

Raghavan, Sudarsan et al. [2022] “Right-wing Azov Battalion emerges as a controversial defender of Ukraine,” *Washington Post*, 6 Apr.

Roussinos, Aris [2022] “The truth about Ukraine’ s Far-Right militias,” *unherd.com*, 15 Mar.

Schipani, Andres & Roman Olearchyk [2022] “‘Don’ t confuse patriotism and Nazism’ : Ukraine’ s Azov forces face scrutiny,” *Financial Times*, 30 Mar.

Simon Wiesenthal Center [2020] *Telegram: A briefing*, July 2020.

Sommerlad, Joe [2022] “Who are Ukraine’ s neo-Nazi Azov Battalion?” *Independent*, 24 Mar.

UNHCHR [2016] *Report on the human rights situation in Ukraine 16 August to 15 November 2016*, UN.

Üngör, Üğür Ümit, [2020] *Paramilitarism: Mass Violence in the Shadow of the State*, Oxford: Oxford U.P.

Walker, Shaun [2014] “Azov fighters are Ukraine’ s greatest weapon and may be its greatest threat,” *The Guardian*, 10 Sep.

Zúquete, José Pedro [2018] *The Identitarians: The Movement against Globalism and Islam in Europe*, Notre Dame, Indiana, University of Notre Dame Press.

佐原徹哉 [2020] 「アメリカ合衆国のシナゴグ襲撃事件とオルタ右翼の『代替』理論」, 『いすみあ』 明治大学教養デザイン研究科紀要 11.

Έθνος [2022.1] “Ουκρανία - Ρωσόφωνοι του Ντονιέτσκ: Υπήρχαν πολιτικά κίνητρα στη δολοφονία των δύο Ελλήνων,” *Έθνος*, 14 Feb.

Έθνος [2022.1] “Πόλεμος Ουκρανία - Τάγμα Αζόφ: Οι νεοναζιστικές διασυνδέσεις και οι απαρχές της μονάδας,” *Έθνος*, 30 Mar.

Εφημερίδα των Συντακτών [2022] “Ισραηλινό όπλο χρησιμοποιήθηκε από το τάγμα Αζόφ εναντίον των Ρώσων,” *efsyn.gr*, 20 Apr.

Μπάκουλη, Νίκη [2022] “Πόσο ναζιστικό είναι το Τάγμα Αζόφ;,” *news247.gr* 9 Apr.

Ολυμπία [2022] “Ελληνοπούλα της Μαριούπολης: “Ουκρανοί στρατιώτες μας απειλούσαν – Οι Ρώσοι μας ηρεμούσαν,” *olympia.gr*, 17 Mar.

Ριζοσπάστης [2022] “Δεν απαντάει για τις φασιστικές ομάδες,” *Ριζοσπάστης*, 3 Mar.

Σαδανά, Γεωργία [2022] “Η ταραγμένη ιστορία του Σαρτανά: Οι διωγμοί, οι πόλεμοι και η δίψα για ελληνική παιδεία,” *protothema.gr*, 1 Mar.

902gr [2022] “Τι κάνει το φασιστικό τάγμα Αζοφ στη Μαριούπολη;” *902gr*, 1 Mar.

Білецький, Андрій [n.d.] *Слово білого вождя*, [n.p.] Патріот України.

Карловский, Денис [2022] “Мариуполь: в новом обращении “Азов” поддержал действия военного руководства,” *pravda.com.ua*, 11 Apr.

Крецул, Роман, et al. [2022] “Лучше поздно: почему в Мариуполе произошла массовая сдача в плен,” *Известия*, 14 Apr.

Мазуренко, Алена [2022.1] “Кадры из Ирпеня и Бучи ужасают, но вы еще не видели Мариуполя – “Азов”, *pravda.com.ua*, 3 Apr.

Мазуренко, Алена [2022.2] “Химатаку совершили на “Азовсталь”, есть пострадавшие “азовцы” – Белецкий” *pravda.com.ua*, 12 Apr.

Мазуренко, Алена [2022.3] “Лидеры “Азова” и 36-й ОБрМП записали совместное видео после объединения в Мариуполе,” *pravda.com.ua*, 13 Apr.

Миркин, Сергей [2022] “Почему Украине нужна денацификация,” *Взгляд*, 3 Mar.

Мусаева, Севгиль & Роман Петренко [2022] “Уничтожение защитников Мариуполя может поставить точку в переговорах – Зеленский”, *pravda.com.ua*, 16 Apr.

Новините [2022] “Моряци от кораба “Царевна” със шокиращ разказ за ужаса в Мариупол,” *novinite.bg*, 19 Apr.

Петренко, Роман [2022] “Полк “Азов” обратился к россиянам и пожелал свергнуть Путина” *pravda.com.ua*, 28 Mar.

Стара, Аліна, [2022] “Полк ‘Азов’ та російські фейки,” *pravda.com.ua*, 7 Mar.

Ткаченко, Анна [2015] “Схватка между бойцами “Азова” и военной прокуратурой произошла в Мариуполе,” *УНН*, 26 Aug.

Труд [2022] “Азов похитили кораба ни Царевна,” *Труд*, 10 Apr.

Українська правда [2019] “Министр о попытке конгрессменов США назвать “Азов” террористами: “Дикость”, *pravda.com.ua*, 31 Oct.

Халминен, Лаура [2022] “Полк “Азов” обладает сомнительной репутацией, связанной с неонацизмом – Россия использует это в своей пропаганде по “очищению” Украины от нацистов,” *Helsingin Sanomat*, 28 Mar.

Шеремет, Павел & Дмитрий Ларин [2015] “Полк “Азов”. Между старой и новой армией,” *pravda.com.ua*, 16 Apr.

編集後記

『国際武器移転史』第14号をお届けします。今回は英語論文2本、日本語論文3本の掲載となりました。

このうち巻頭の NEPRAM 論文と ENOMOTO 論文は、昨年7月に開催されたオンライン・セミナー“Race and Gender in Humanitarian Disarmament”での報告を基に、軍縮セクターにおけるジェンダーや人種差別問題、さらには人道支援活動が直面するグローバルな課題に論及しつつ、これからの時代の軍縮を展望しています。つづく額額論文と千田論文は、日本近代史における武器輸出と兵器生産の実態に迫る先駆的な研究です。「対中国武器輸出」を対象とした今回の額額論文は「対ロシア武器輸出」を扱った先行論文（本誌第13号掲載）の続編であり、また「日本海軍の航空機生産体制」をテーマとした千田論文も「臨時軍用気球研究会の設立」に焦点を当てた既発表論文（本誌第12号掲載）での議論を発展させた貴重な研究です。ともに成果の体系化が待たれるところです。さらに本誌ではウクライナ戦争を扱った佐原論文を得ることができました。同論文では、プーチン大統領の暴挙を批判し、即時停戦を訴えつつも、その一方で西側諸国から支援を受けるアゾフ大隊の性格・思想、ウクライナ政府との関係、拡大する政治力・軍事力などに関して、重要な議論を展開しております。

ところで、本研究所の所長は本年4月より須藤功氏に交代し、前任の所長横井は本誌の編集に引き続き携わることとなりました。従来、本誌では冒頭に「巻頭言」を設けて毎号概要を紹介してきましたが、今回の第14号からは「巻頭言」を巻末の「編集後記」に置き換え、概要紹介よりも各論文の本誌掲載の経緯や本研究所の課題との関係などに重点を置いて、簡潔な紹介に努めていくこととしました。

引き続きご支援、ご指導の程、よろしくお願い致します。

（横井 勝彦 よこい・かつひこ）

編集委員

横井勝彦（明治大学 編集委員長）	須藤 功（明治大学 本研究所長）
榎本珠良（明治大学）	松永友有（横浜国立大学）
竹内真人（日本大学）	田嶋信雄（成城大学）
額 厚（明治大学）	鈴木 淳（東京大学）
赤津正彦（明治大学）	塙 武郎（専修大学）
渡辺昭一（東北学院大学）	森元晶文（中央学院大学）
永岑三千輝（横浜市立大学名誉教授）	

『国際武器移転史』第14号

2022年7月22日印刷 2022年7月26日発行

編集・発行 明治大学国際武器移転史研究所
代表者 須藤功

連絡先住所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1
明治大学グローバルフロント16階
明治大学国際武器移転史研究所
Email: rihgat_journal@meiji.ac.jp
URL: <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~transfer/>

印刷・製本 株式会社 サンヨー

